

平成29年第3回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 9 年 9 月 4 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

- | | | |
|-----|-------------------|-------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 諸般の報告 | |
| 第 4 | 行政報告 | |
| 第 5 | 請願・陳情の委員会付託 | |
| 第 6 | 議案第 1 号～議案第 6 号 | 提案～審議 |
| 第 7 | 議案第 7 号～議案第 12 号 | 提案～付託 |
| 第 8 | 議案第 13 号～議案第 18 号 | 提案～審議 |
| 第 9 | 議案第 14 号、18 号 | 討論～採決 |

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	原悟郎	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	住民環境課長	松澤厚子
副村長	原茂樹	健康福祉課長	藤田貞文
教育長	清水閣成	子育て支援課長	唐澤孝男
総務課長	堀正弘	産業課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	教育次長	伊藤弘美
財務課長	平嶋寛秋	代表監査委員	原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

会議のてんまつ

平成29年9月4日 午前9時00分 開会

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまです。

1週間前の早朝、北朝鮮が、通告なしに、日本上空を通過する弾道ミサイルを発射しました。また、昨日は、国際社会の警告を無視した核実験を強行しております。これらの行為は断じて許されず、強く非難されなければなりません。政府には、国民を守るための万全な安全確保と、北朝鮮に対し、国際社会と連携し、断固たる処置をとることを強く要望するものであります。

ただいまから、平成29年第3回南箕輪村議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、5番、百瀬輝和議員、6番、唐澤由江議員を指名いたします。

次に、会期決定の件を議題にいたします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

大熊議会運営委員長。

議会運営委員長（大熊 恵二） 議会運営委員会から、本日招集をされました平成29年第3回南箕輪村議会定例会の会期日程等につきまして、過日、議会運営委員会を開催いたしました。次のように決定をさせていただきましたので御報告をいたします。

本定例会に付議されました議案は、議案18件、報告1件であります。なお、審議の都合上、本日の議事日程、お手元にお配りしてあります本日の議事日程第1号の第9にも載せていただいておりますが、議案第14号、18号を即決とさせていただきます。

会期は、本日9月4日から15日までの12日間といたしまして、この間で9月5日から13日までを休会とさせていただきます。

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

議長（丸山 豊） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日9月4日から15日までの12日間に決定いたしました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

平成29年第3回議会定例会を招集を申し上げましたところ、議員全員の御出席をいただき開会できますことに、お礼を申し上げます。

先日、早稲田大学マニフェスト研究所が公表しました議会改革の調査2016のランキングにおきまして、南箕輪村議会が、村の部門で4年連続して全国1位となりました。これまでの議会改革が評価されましたことに敬意を表する次第であります。同研究所によりますと、この調査は、各議会が改革度を客観的な数値として知ること、自己評価や改善を促すことを目的としています。南箕輪村議会は、特に住民参加の評価が高く、住民や各種団体との直接対話の機会を多く設け、それぞれの意見を政策提言につなげる仕組みをつくっていることなどが評価ポイントに上げられております。

言うまでもなく、住民の声を村政に反映していくことが住みよい村づくりの原点であります。私ども努力してまいります、議会においても、今後ともさらなる取り組みをお願いいたします。

さて、先ほども、議長の挨拶にもありましたが、8月29日早朝、北朝鮮が、日本の上空を通過する弾道ミサイルを発射しました。また、昨日は、核実験が行われた報道がなされております。我が国の安全保障にとって、深刻かつ重大な脅威であり、断じて容認することができない行為であります。

政府は、このミサイル発射の情報を、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートにより、緊急情報を関係地域に伝えました。村でも、防災行政無線から放送が流れ、住民の皆さんも大変驚いたことと思います。

村では、私のほか、副村長、総務課職員が登庁し、警戒に当たったところでありますが、放送を聞いて、5名の住民の方が役場に避難されてまいりました。これは、放送内容が、頑固な建物や地下に避難するよう促すものであったためでした。この表現については、新聞紙上でも取り上げられており、今後の見直し、検討が必要であります。村内には避難に適した頑固な建物や地下施設はほとんどありません。特にミサイル発射に関しましては、数分で着弾することが予測されるため、避難する余裕がないのが現実であります。

そのため、村では、9月号の村報に、避難方法について急遽チラシを挟み込みました。屋内にいる場合は、窓から離れるか、窓のない場所に移動する。建物がいない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るという内容であります。このことにつきましては、テレビでも何度か放送がなされていたようではありますが、ほとんどの皆さんが知らないと言ったのが現実であります。現在の情勢を踏まえ、今後もミサイルを発射する可能性がありますので、住民の皆さんはまず身を守る行動をお願いいたします。

ことしの梅雨は雨が少なく、この地域の水がめである箕輪ダムの水位が低下したため心配をしていたところでありますが、梅雨明け後は、雨の日もあり、使用制限等に至らずに推移しております。

一方では、連日のように、大雨洪水注意報や、近隣市町村では土砂災害警戒情報が発令されております。台風5号の上陸も見られ、全国的には大きな被害が発生した地域もあります。被災した方々にはお見舞いを申し上げますところではありますが、本村では、おかげさまで大きな影響もなく、安堵したところであります。しかし、8月に入り、不順な天候が続き、日照不足が心配されております。また、これからの台風シーズンを迎えることとなりますが、実りの秋を迎えられることを願っているところであります。

こうした自然災害の発生に備え、8月10日、北陸コカ・コーラボトリングと災害時における救援物資の提供に関する協定を締結いたしました。これは、災害発生時に飲料水を提供していただけることと、避難所となる施設に設置してある自動販売機を災害対応に機種変更していただき、災害時には無償で利用できるようになる内容となっております。

また、8月7日には、上伊那広域連合構成市町村と上伊那生コン事業協同組合との間で、災害時の応援協力に関する協定を締結いたしました。これは、糸魚川の大規模火災の際に、消火用水が不足したこと、また、県防災ヘリの事故を受け、生コン組合から提案されたものであります。火災の際には、ミキサー車で消火用水を提供いただけるとのことになりますので、現在、県防災ヘリが不在となっていることを考えますと、山林火災などへの場面では、少しでも早い消火につながるものと期待をしております。

今後とも、機会を捉え、災害に強い村づくりをさらに進めてまいります。

さて、現在の景気動向であります。内閣府が8月14日に、4月から6月期の国内総生産速報値を発表しております。年率に換算すると4%の増となり、11年ぶりの6期連続のプラス成長となりました。これまでは、輸出が牽引していた国内総生産でありましたが、今回は、設備投資や個人消費といった内需主導であったとのこととあります。個人消費の伸びの背景には、リーマンショック後、政府が導入したエコポイント制で購入した家電や自動車の買い替え時期に来ていることが要因ではないかとされており、しかし、専門家の見方は、しばらくは景気拡大が見込まれるが、賃金の伸びが陰っており、一時的な成長で終わるのではないかと。さらに、北朝鮮情勢の影響を受け、円高傾向になっており、先行きは不透明であるとのこととあります。

また、地元金融機関が公表しております伊那谷の経済動向でも、総じて改善しているとされております。しかし、人手不足の状況は変わらず、せっかく景気浮揚の機会を得ても、働き手が確保できずに設備投資ができないのではないかと懸念があります。いずれにいたしましても、この景気感が賃金アップにつながり、さらなる景気回復につながることを期待しております。

続きまして、村の主な状況につきまして報告させていただきます。

初めに、村の一大イベントであります大芝高原まつりですが、朝から雨模様で心配をしておりましたが、開会式前には青空が広がり、お祭り日和の中、多彩な催し物に、例年以上に人手が見られ、花火大会まで熱気あふれるお祭りとなりました。特に、若者の参加が目立ち、ユーチューブでの動画配信など、参加者がさまざまな方法で情報発信をしていただき、大いに南箕輪村のPRもできたのではないかと感じております。まさに、若く活力ある村を象徴するようなお祭りであったと感じております。

転入者がふえる村にとって、この大芝高原まつりは、村民が一堂に会して交流を深めるとともに、村の魅力を再発見していただける数少ない機会でもあります。今後も継続していくことにより、さらに魅力ある村づくりにつなげてまいります。

また、10月7日からは、恒例となりました第12回イルミネーションフェスティバルが開催されます。例年、県内外からの問い合わせも多数寄せられ、関心の高いイベントとなっております。村民の皆さんが企画し、行政が後押しをするという、まさに地方創生にふさわしいイベントであり、村を発信する秋の一大イベントとして盛大に開催されますことを願うものであります。

続いて、村の人口動態であります。ことしの4月1日は1万5,330人でありましたが、8月1日には1万5,376人となり、4カ月で46人の増加となりました。まだまだ分譲地があらこちらに見られます。出生も高く、しばらく増加傾向にあると言えます。

次に、地方創生関連に触れさせていただきますが、地方創生推進交付金を活用して実施しております子育て女性再就職支援事業につきましては、役場内に設置いたしました再就職トータルサポートセンターを、8月にこども館へ移し、子育てと就業に関する一連の支援が1カ所で行えるようになりました。この支援による4月から7月までの再就職者数は20名となっており、順調な成果が上がっております。

また、本年度の地方創生推進交付金事業といたしまして、既に採択されております若者回帰・定住増進支援事業に次いで、本年度改修予定の味工房の備品を中心とした大芝高原健康と癒やしのオアシスプロジェクトを交付申請させていただいたところでもあります。10月中旬には交付の成否が明らかになるところであります。

県の地域づくり支援金を活用いたしました芝フェス2017を、8月11日、山の日に開催いたしました。スラックライン、カヌー、マウンテンバイク、ヨガに、合計252名の参加があり、大芝高原や飛び地の魅力再発見、交流人口増加につながったものと考えております。

また、今月9日には芝コンi n大芝高原、10月にはヨガマルシェを開催する予定であります。

空き家の利活用につきましては、集落支援員により、売却または賃貸を希望する空き家所有者からの物件の情報の登録、所有者との連絡調整などを集中的に行っていただいております。その状況であります。伊那市、箕輪町と共同運用しております伊那地域空き家バンクに公開しておりました賃貸物件1件が7月に成約いたしました。現在、バンクに公開中の村内の物件数は、売却物件3件でありますので、今後も利活用できる空き家の洗い出しを精力的に行い、登録物件の増加を図ってまいりたいと考えております。

移住定住対策につきましては、ことし採用しました地域おこし協力隊による取り組みが本格的に始動したところでもあります。その一つとして、2020年度施行の学習指導要領に掲載予定のフラッグフットボールの公式球として、村のイメージキャラクターまっくんをモチーフとしたボールを全国の小学校に普及し、村のPRにつながるよう取り組んでおります。また、今後、ふるさと納税の返礼品にこのボールを加え、利用拡大につなげてまいります。

次に、福祉関係であります。

平成26年度から開始しましたまっくんバス回数券交付事業であります。自動車運転免許を返納した方の交通手段を確保するため、75歳以上の高齢者及び障がい者の方で、運転免許を返納した方を対象に、使用期限のないまっくんバスの回数券を50枚、金額にして1万円分を交付しております。ことしの4月からは、運転経歴証明書をお持ちの方は、降車時に提示していただければ、運賃が半額の100円となる制度も開始いたしました。これに加えまして、9月からは、運転免許の更新手続きをしないまま免許を失効してしまった方にも、同様にまっくんバスの回数券を交付することといたしました。なお、対象となる方は、申請時点で運転免許を失効してから1年以内の方ということにさせていただきました。高齢者の事故防止と買い物弱者対策という面からも、大いに活用いただけるよう、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

今年度は、第7期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画、第5期の障害者福祉計画等、平

成30年度からの3年間にわたる計画を策定する年度となっております。策定に当たっては、福祉計画策定懇話会を設置し、検討をいただくこととなりますが、公募委員のほか、村議会を初めとする関係機関14団体の代表者に懇話会の委員をお願いしていく予定であります。来月から検討を始めていただき、2月中旬までに策定できればと思っておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

産業関係であります。

味工房のジェラートやガレットが好調で、今年度、地方創生事業の拠点整備事業で予定しております味工房の増改築による新店舗を上手に活用し、しっかりとした経営戦略を立てて、味工房の売上増につなげたいと考えております。

特に、今年度から2カ年の計画で実施する農泊推進事業では、開発公社や地域おこし協力隊などを主体にした南箕輪村農泊推進協議会を設立し、セラピーロードや村の農産物、自然景観を観光資源と捉えて、新たな観光ビジネスモデルを創造、実践をしております。

6月議会で報告をいたしました、みんなの森で発見された松くい虫被害についてであります。被害木は薬剤の樹幹注入をしていないこと、また、その後、拡大していないことや、薬剤の効果が確認されていることなどから、当面は被害木を発見次第、伐倒駆除することといたしました。

建設関係の事業につきましては、おおむね順調に推移しています。上半期の建設工事関係では、測量・舗装工事を中心に発注しており、上半期で約58%の進捗状況となっております。今後は、農繁期が終了する時期に合わせて、水路工事等を発注するとともに、桜香丘横断歩道橋補修工事、田畑公民館前の107号線舗装工事、大芝公園管理棟建築工事等の国庫補助事業に取り組んでまいります。

大芝高原の道の駅構想につきましては、平成29年度末の登録、平成30年度の早い時期の登録に向けて、国との調整を行っており、現在、大芝公園管理棟及び大芝公園味工房の改築にあわせて、道の駅に必要な24時間使用できるトイレ及び情報コーナーの整備に向けた実施設計を行っているところであります。

上水道関係では、8月5日に、初めての試みとなる水と親しむつどいを大芝高原で開催いたしました。このイベントは、毎年8月1日の水の日にあわせ、水の大切さを改めて知っていただこうと、村水道指定組合との共催で実施したものであります。当日は夏休みということもあって、お子さんを含め、約600人来場いただき、水と親しんでいただくことができました。

また、8月20日ごろから、大泉、大芝、北原、北殿の一部で、水道水が濁るという事案が発生しました。住民の皆様には大変御心配と御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げるところであります。これは、水を供給する第2配水池のタンクの水位が下がり、沈殿物が底にたまっていたため、水にまじってしまったのが原因でありました。住民の皆さんに安心して生活していただくため、定期的にタンクの清掃を行う等、日常管理の重要性を改めて痛感したところであります。今後このような事案を起こさないよう、今回の反省を生かしてまいります。

下水道事業関係では、今年度、新たに終末処理場内に太陽光発電設備の施設の設置を計画しておりました。以前に御説明申し上げたとおり、補助率の削減等により、一旦は見合わせをさせていただいたところでありますが、このたび、国から有利な補助事業の2次公募があ

りましたので、過日、補助申請を提出させていただいたところであります。この事業が採択されれば、10月末には発注できる予定となっております。

いずれの事業におきましても、年度内完成に向けて鋭意努力して進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、教育関係であります。

小中学校におきましては、大きな事故もなく、2学期を迎えることができました。このところ、他市町村で子供が関係する重大事故が発生していることを踏まえ、村では、子供たちの安全確保のため、村交通安全協会に御協力をいただいて、登校中の子供の安全指導を始めました。今後、関係者による通学路の危険箇所の点検、対応策の検討を進めてまいります。子供たちの健やかな成長と安心・安全のため、地域ぐるみで子育てができる村としての施策を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

学校施設におきましては、児童生徒数の増加に伴う施設整備を順次行っておりますが、南箕輪小学校の放課後児童クラブ教室の特別教室への改修工事、南部小学校教室等増改築工事設計委託の発注準備を進めております。また、学校給食センターについては、教育総合会議、教育委員会等において検討を行っております。

社会教育施設につきましては、8月の臨時会でお認めをいただきました村民体育館改修工事が、1月末の完成を目指して着工いたしました。大芝屋内運動場増改築工事につきましては、この9月6日に入札を行います。落札額によっては今議会最終日に請負契約締結につきまして追加議案として提出をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

いずれの施設も、補助金を活用した施設であります。まずは工事の安全を第一にしながら、期日までに竣工できるよう進めてまいります。

さて、9月議会は決算議会でありますので、平成28年度の各会計の決算認定をお願いいたします。詳しくは決算特別委員会の中で申し上げますが、財政状況につきまして少し触れさせていただきます。

まず、歳出であります。前年度に比べまして約4,400万円、率にして0.7%増の約60億9,800万円の決算規模となりました。

普通建設事業の主なものといたしましては、北部・中部・南原保育園の増改築、こども館の着工、生涯学習施設の建設、庁舎非常用発電設備の更新、大芝公園非常用水源整備工事、南原住宅団地焼却灰処分事業などを実施し、投資的経費では1億5,300万円増の12億4,400万円となりました。また、ソフト事業では、従来から行っている福祉医療給付事業のほか、新規事業といたしまして、若者回帰・定住促進支援事業、子育て女性の再就職トータルサポート事業、小中学校夢先生事業、地域おこし協力隊活動などを実施したところであります。

歳入では、前年に比べまして約8,100万円、率にして1.3%増の65億1,900万円となりました。

まず、村税であります。前年度比約40万円減の20億8,900万円と、昨年度とほぼ同額となりました。この内訳といたしまして、現年度分で比較しますと、個人住民税では、緩やかな景気回復や人口増により、前年度に比べ2.3%、1,600万円ほど増加したものの、法人住民税が、27年度からの税率引き下げの影響により、20%、約4,800万円の減少となりました。また、固定資産税は、新增築家屋の増や設備投資による償却資産の増加があり、3.2%、約

2,900万円の増となりました。

次に、地方交付税であります。

普通交付税では、基準財政需要額の算定基準において、平成27年度国勢調査人口が適用されたため、約4,500万円、3.5%増の13億3,300万円となりました。特別交付税では、山村振興対策費などの増により、約1,200万円、7.7%の増の1億7,000万円となりました。

これ以外の歳入で、前年度に比較して増減の大きいものとしたしましては、地方消費税交付金が、平成27年度において、消費増税による確定額に伴う納付額が多かった反動で、約3,100万円、10.5%減の2億6,600万円となりました。そのほかでは、財産収入が、平成27年度に工場用地の造成販売があったことにより、1億3,000万円余の減に、諸収入では、南原住宅団地焼却灰委託金を入れたことから、また、寄附金、ふるさと納税と、納税の伸び等により、それぞれ増額となりました。

次に、財政状況であります。

財政力指数は本年は0.59で、前年度に比べ、0.01ポイントの増となり、経常収支比率では75.8%で、昨年と比べ、0.4ポイント増となりました。また、健全化判断比率の四つの指標は、いずれの数値も基準値以下となっております。

最後に、平成29年度の普通交付税についてであります。

今議会でも増額補正をお願いしておりますが、基準財政需要額におきまして、本村の人口増により、人口増や世帯増が費用に算定される項目の伸びや社会福祉費の増加などにより、交付決定額は、前年度比で約1,800万円余、1.4%増の約13億5,200万円となっております。普通交付税は、国全体では減額となっておりますが、人口増の影響が大きくなってきております。

さて、平成29年度も5カ月を経過し、これから後半に入っております。地方創生関連事業も本年度中の完了が要件となっておりますので、職員の力を結集し、計画どおりの推進を図っております。今後も、人口増加に対応しながら、住みよい村を、元気な村を目指してまいりますので、議員各位の御協力をお願いいたします。

また、議会開会中ではありますが、9月11日から13日まで、九州経済同友会主催の会員合同懇談会に参加させていただくこととなりました。ことしのテーマが地方創生であり、全国から二つの自治体と二つの民間団体の取り組み状況の報告並びに意見交換という内容で実施をされることとなっております。全国の自治体の中から本村を選んでいただいたことは光栄なことであり、驚きでもありました。選定の理由といたしまして、地道に取り組んできた女性の育児と就労の両立のための施策が功を奏し、長野県内の村で最大規模の人口を誇るほか、社会増、自然増の両方を実現されている点となっております。せっかくの機会でありますし、せっかく全国の自治体の中から二つの中選ばれたということでもありますので、議会開会中ではありますが、参加し、村のPRをしてまいります。御迷惑をおかけしますが、よろしくお願い申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、議案18件、報告1件であります。いずれも原案どおりの御決定をお願いいたします。以上を申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（丸山 豊） 次に、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成29年5月分から平成29

年7月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

行政報告を行います。これを許可いたします。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 行政報告を申し上げます。

報告第1号は、継続費の精算報告であります。本件は、平成28年度南箕輪村一般会計の継続費にかかわる事業が完了したことに伴い、継続費精算報告書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告いたします。

細部につきましては報告書をごらんいただきたいと思います。

以上、行政報告といたします。

議長（丸山 豊） これで行政報告を終わります。

期限まで受理しました請願・陳情は、陳情6件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

これから議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第1号「南箕輪村職員定数条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、人口増、高齢化や園児数の増加による福祉部門の業務量の増大、また、地方創生事業への取り組みなど、今後とも業務量の増加が見込まれることから、職員定数の増員をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、議案第1号の細部説明を申し上げます。

南箕輪村の職員定数は現在151人です。人口増加や地方創生事業など、今後の事業増大を考慮いたしまして、定数の増員を提案させていただくものであります。

新旧対照表に沿って御説明いたしますので、議案2ページをごらんください。

第2条に規定いたします職員定数のうち、村長の事務部局の職員を130人から138人に、また、議会事務局の職員を2人から3人に増員します。なお、議会事務局の職員は、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局の職員を兼務しておりますので、あわせての改正となります。

このことによりまして、職員の全体数を151人から160人に増員するということとなります。

1ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行いたします。

以上、細部説明といたします。

議長（丸山 豊） これから、議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第2号「南箕輪村営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第2号「南箕輪村営住宅管理条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、公営住宅法の改正により、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） それでは、議案第2号「南箕輪村営住宅管理条例の一部を改正する条例」につきまして細部説明を申し上げます。

本案につきましては、公営住宅の入居者が、認知症、あるいは知的障がい等、収入の申告をすることが困難な事情にある場合における家賃の算定方法につきまして、公営住宅法同施行令等関係政令の条文番号の改正に伴う関係条例の一部を改正するものでございます。

議案書2ページをごらんください。

新旧対照表にて説明申し上げます。

右側が改正前、左側が改正後となりまして、まず同居の承認第1条中、第10条を第11条へ、入居の承認第2条中、第11条を第12条へ、収入の申告等第14条中、第8条を第7条へ、公営住宅建替事業に係る家賃の特例第8条中、第11条を第12条へ、おめくりいただきまして、3ページの公営住宅の用途の廃止による他の村営住宅への入居の際の家賃の特例第39条中、第11条を第12条へ、それぞれ改正するものであります。

1ページにお戻りいただき、本条例は公布の日から施行するものといたします。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これから、議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

現在、村営住宅が何戸あるのか、説明をいただけないでしょうか、お願いいたします。

議長（丸山 豊） 藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） 現在の北殿村営住宅9戸建て、2棟、18戸ございまして、全員入居しておりまして、あきはございません。

以上であります。

議長（丸山 豊） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） しばらく前になりますが、家賃滞納で訴訟を起こしたというような事件もあったかと思いますが、そういった家賃を滞納するような入居者がいるのかどうか、その辺については、わかる範囲で説明をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） 滞納の事案につきまして、私も承知しておりますが、細部の内容を把握しておりません。現在の家賃の滞納状況、詳しくは把握しておりませんが、大口でありますとか、多額の滞納があるというふうには承知しておりませんので、通常の範囲での家賃の入金だというふうには認識しております。

以上であります。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第3号「南箕輪村情報公開条例及び南箕輪村個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第3号「南箕輪村情報公開条例及び南箕輪村個人情報保護条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、国において、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係条例の改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、議案第3号の細部説明を申し上げます。

このたび、国において、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されました。主な内容であります。用語の説明をより詳細な表現としたこと、また、例えば、DNAの情報や静脈の形状等、身体の特徴の一部を変換した符号、また、個人に発行された運転免許証に記載されている番号等を、新たに個人識別符号として個人情報に含まれることが明確化されました。さらに、人種や病歴、犯罪歴等の差別や偏見を招くおそれのある個人情報、要配慮個人情報として定義されました。これらによりまして、関係する二つの条例の一部改正が必要となりましたので、今回改正をお願いするものであります。

それでは、新旧対照表に沿って御説明申し上げますので、議案4ページをお開きください。まず、第1条関係として、南箕輪村情報公開条例の一部改正であります。

まず、第2条の定義の中で、電磁的記録、いわゆるパソコン等の内部に保管されている記録の説明が見直されましたので、国に合わせて表現を改正いたします。

第7条の情報の公開義務では、非公開とする情報の中の第2号、個人に関する情報の説明がより具体的な表現に改正されたため、国と同様に改正をいたします。

5ページに移りまして、第2条関係としまして、南箕輪村個人情報保護条例の一部を改正いたします。

最初に、第2条、用語の定義であります。個人情報とは何を示すかにより明確化するため、号を分け、第1号の個人情報では、これまで規定しておりましたその他の記述等の具体的な説明を国に合わせて追記いたしました。また、今回の法改正で新たに規定されました情報

として、第2号では個人識別符号を、第3号では要配慮個人情報について規定し、以下、号ずれに伴いまして、改正と文言の整理による改正を行っております。

7ページをごらんいただき、第6条、個人情報の保有の制限では、次の第7条、収集の制限において規定し直されましたので、国に合わせ改正し、第7条において、本人以外から個人情報を収集できるものとして、所在不明など、本人から個人情報が収集できないときが加えられました。

8ページの第3項では、新たに要配慮個人情報に関して、収集してはいけないことと、その例外を規定いたします。

第4項では、表現の整理と、現条例に規定する特に必要がないと認めたときをより具体的な表現に改めます。

また、第5項では、新たに個人情報の収集に当たっては、あらかじめ本人に収集目的を明示することを規定いたします。

次に、第8条、個人情報取扱事務の届出等では、今回、要配慮個人情報が新たに規定されたことから、第5号として追加いたします。

9ページをごらんいただきまして、第2項においても、要配慮個人情報に関する事項を追加いたします。

第9条及び第10条では、表現の整理と、現条例に規定する必要がないと認めたときをより具体的な表現に改めます。

第12条、電子計算組織の結合等の制限では、通信回線等による結合について、その説明を追記いたします。

10ページに移りまして、第18条、開示義務では、今改正で、個人識別符号が新たに規定されたことから、例外規定として新たに規定いたします。

11ページをごらんいただき、第29条、保有特定個人情報の提供先等への通知では、個人情報を訂正した場合の通知について、番号法第19条第8号で規定する条例事務関係者へも追加することといたします。

12ページに移りまして、第44条、罰則では、号ずれに伴う訂正と文言の整理を行います。

それでは、3ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行といたします。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これから、議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

マイナンバー制度がスタートいたしまして、カードの発行が、本村だけではなく、全国的にまだ一桁台というような状況にあるわけですが、行政側として、マイナンバー制度のこのカード発行について、もう少しスムーズにやることによって事務の効率化、その他がいろいろ図れるものと思いますが、その点について、どういう認識でおられるのか、お尋ねをいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 議員御指摘のとおり、カード発行についてはなかなか進まないという状況であります。発行の手続は、写真を撮り、添付し、それを関係機関に送付しという手続が入ってまいりまして、それが面倒かなということで発行につながっていないのかなという気もいたしております。これから、行政間連携がこの秋から始まってまいります。そうした場合には、マイナンバーがあれば連携はできるわけですが、ほかの手続にも、カードがあることによって住民の手間が省けるという面がありますので、そうした住民にとっての利益になる部分、強調しながら、また広報等で発行の推進をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第4号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第4号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法の規定に基づいて定めております過料の規定につきまして、同法の改正により、過料を科すこととなる対象者の範囲が拡大されたことに伴い、法改正の内容と同様に改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第4号につきまして細部説明を申し上げます。

この改正条例につきましては、介護保険法の改正によりまして、過料を科す対象者が拡大をされたことに伴い改正をするものでございます。

それでは、議案書の2ページをごらんいただきまして、新旧対照表のほうで御説明をさせていただきます。

過料にかかわる規定中の条文となりますが、第12条で、1行目のアンダーラインの部分の対象者につきまして、「第1号被保険者」と規定をしているものを「被保険者」に改めるものでございます。この改正につきましては、第1号被保険者だけではなく、第2号被保険者、いわゆる40歳から64歳までの職場等の医療保険に加入する被保険者の配偶者やその世帯につきましても、過料を科すこととなる対象として加えるものでございます。

1ページへ戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これから、議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 三澤です。

この対象を拡大することによって、どのぐらいの収入、財政的な増になるのか、お聞きします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） 現在、この過料を科している部分は特にございません。主に調査的なものが発生していないという、調査に基づいて、この過料を科すと、その調査に、要は虚偽な報告をしたりですとか、その調査を拒否した方ということになりますので、今のところそういった対象になる方はおりませんので、財政的にも特に収入があるというものではございません。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

9 番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 9 番、大熊です。

2025年問題というのが大きく今クローズアップされておりますが、その中で、この介護保険制度がスタートいたして、その都度、これ、3年に一度だったですか、見直しをされているわけですが、本村においても、2025年問題をどのように、県下一若い村と言われながらも高齢化は確実に進んでいるわけで、この1号保険者、2号保険者等につきましても、だんだんピラミッドが逆になってくる。逆ピラミッド型に人口構成がなっまいります。この2025年問題等について、さまざまな角度から対策といいますか、検討といいますか、そういったことが求められると思うんですが、その点について、どんなふうに基本的にお考えになっているか、お伺いをいたします。

議長（丸山 豊） 藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） 高齢者の2025年問題ということで、団塊の世代の皆さんがそういった年代に入ってくるということで、もうこれ、全国的にどこでも高齢者が増加していくという予測となっております。当村におきましても、当然、高齢者人口がふえてまいります。その2025年問題への対応につきましては、国のほうでもいろんな方策を考えているところがございますけれども、今回、今年度、第7期の介護保険計画の見直しをするようになっております。その際に、2025年度を見据えました計画を段階的に立てていくということで、長い見通しに立った上での、これから計画を策定していくということになりますので、その中でまた検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第5号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第5号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

厚生労働省は、昨年12月に、平成30年度より、未就学児を対象とする医療費助成については、国保の国庫負担金の減額調整措置を行わない方針を固めました。これを受けまして、ことし1月から3月にかけて、県において、福祉医療の給付方法などの検討を行った結果、中学生までの医療費に対し、現物給付を導入するという方向となりました。しかし、本村では、既に高校生までの医療費を対象としているため、現物給付方式の範囲につきましても高校生までとするよう改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 厚子） 議案第5号につきまして細部説明申し上げます。

この条例は、高齢者、児童等、障がい者等の福祉の増進を図るため、村が医療費の自己負担額の一部を助成するものでございます。今回の改正については、先ほど、村長の提案理由でも申し上げましたとおり、現物給付方式の範囲について、高校生までの医療費を対象とした福祉医療費給付金を、自動給付方式から現物支給方式に改正するものでございます。

それでは、議案2ページの新旧対照表をごらんください。

第7条、支給範囲です。

第1項第8号でありますが、4行目です。改正前は受給者負担金を「500円」としているものを、改正後「規則で定める額」と改正するものでございます。受給者負担金については500円で、金額の変更はございません。

次、第8条、受給者証の提示です。

「保険医療機関等又は」を追記するものでございます。

第9条、支給申請です。

3ページをお願いいたします。

改正前第4項を改正後第7項とし、改正前第3項の次に、第4項から第6項を加えるものでございます。

2ページへお戻りください。

改正後第4項の下から2行目でございます。「支給対象者のうち児童が」というところで、児童等とは、出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるものとなっておりますので、この部分を現物給付の年齢条件の設定をするものでございます。

また、この第4項は、第8条の規定により、保険医療機関等で被保険者証等とともに受給者証を提示して療養の給付を受けた場合には、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき、国保連または社会保険診療報酬支払基金から村長に、当該医療の給付等に係る費用額その他の給付金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、支給対象者から村長に支給申請があったものとみなす。これは、支給申請の方法に現物給付の手順を追加したものでございます。

改正後第5項、給付金の支給は、当該保険医療機関等に支払うことによつて行うことができる。これは、現物給付の支払い先を加えるものでございます。

改正後第6項、当該支払いは、当該受給者または保険者に対する給付金の給付とみなす。これは、受給者が保険医療機関に受給者負担を支払うことによって、本人に給付金の給付したことをみなすということでございます。

改正後第7項第1号、改正前「前項」を改正後「第3項」と改めます。これは、項ずれのためによるものでございます。

第14条、委任です。

2ページの第7条で、規定で定める額と改正するに当たり、改正前「村長が別に」を改正後「規則で」に改正するものでございます。

続いて、附則の改正部分につきましては、条例改正にあわせ、文言等の見直しを図り、適正な表現に整理し、改めるものでございます。

1ページに戻っていただき、附則でございますが、第1項では、施行期日としまして、平成30年8月1日とするものでございます。

第2項の経過措置でございますが、平成30年8月1日以後の診療分から適用するものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（丸山 豊） これから、議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

2ページの診療報酬明細書ごと500円というのが、今度、規則で明細書ごとというふうに定める、変わるわけですけれども、括弧書きで500円に満たないものについてはその額とするというのがあるわけですが、その括弧書きについて、同じように規則で定める額というのが括弧書きでつくのかどうかということ、1点お聞きします。

それで、今までは、窓口で全額支払った後に個人の口座に振り込まれるという形だったものが、今度は医療機関に支払われるという形で、申請はその時点で申請したものとみなすというふうに関後変わるわけでありましてけれども、診療報酬ごとに500円、現状どおりでいくということでありまして、500円が、領収書というか、要するに、かなり500円という金額は、子供の場合には3割負担の中の大きな部分を占める金額だと思うんですけども、領収書がどのようになるのかということと、これが確定申告に使えるような形になるのかどうかということを知りたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 厚子） 500円に満たない部分についてもその額ということが明記されます。同じでございます。

済みません、領収書につきましては確認して、またお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（丸山 豊） 松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 厚子） 何度も申しわけありません。

確定申告に使えますので、よろしくお願いいたします。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第6号「南箕輪村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第6号「南箕輪村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法の改正により、条例に引用しております介護保険法の条項に項ずれが生じたことに伴い、項番号を改めるものとして、介護保険法施行規則の改正により、地域包括支援センターに置くこととされている主任介護支援専門員に5年ごとの更新制が導入されましたので、その定義につきまして同様に改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第6号について細部説明を申し上げます。

この改正条例につきましては、介護保険法の改正により生じました項ずれに伴う条例中の法令の項番号を改めるものと、また、介護保険法施行規則の改正によりまして、地域包括支援センターに設置をしてあります主任介護支援専門員の定義について改正をするものでございます。

それでは、議案書の3ページのほうをごらんいただきまして、新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

第1条の趣旨でございますが、2行目の介護保険法から引用しております項番号につきまして、第115条の46第4項を第115条の46第5項に改めるものでございます。

それから、第3条の人員に関する基準の第1項第3号のところの主任介護支援専門員の定義でございますが、5年ごとの更新制が導入をされたことによりまして、既に規定をされております主任介護支援専門員研修を修了した者に加えまして、その研修を修了した日、いわゆる主任介護支援専門員の資格を取得した日から5年を経過するごとに、5年を経過する日までの間に、主任介護支援専門員の更新研修を修了している者に限るという条件を新たに規定しまして、3号の全文を改めるものでございます。

1ページへお戻りいただきまして、附則でございますが、第1条の施行期日でありますけれども、この条例は公布の日から施行するものであります。

それから、第2条の経過措置でございますが、これ、26年度以前の資格取得者につきまして、もう既に5年を経過している対象者等の更新研修の修了時期に猶予期間を設けまして、5年以内に更新研修を修了した者とみなすこと、それから、このみなし規定を設けることに伴いまして、平成26年度までの資格取得者の定義につきまして、資格取得年度ごとに読みかえ規定等を設けるもの、それから、更新研修の修了日の取り扱い等を定めるものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これから、議案第6号に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

ここで、10時25分まで休憩といたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時25分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第7号「平成28年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第8号「平成28年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第9号「平成28年度南箕輪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第10号「平成28年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第11号「平成28年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」、議案第12号「平成28年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第7号から議案第12号であります。この議案につきましては、平成28年度各会計決算の認定に関する6議案でありますので、一括して提案理由を申し上げます。

南箕輪村一般会計、南箕輪村介護保険事業特別会計、南箕輪村国民健康保険特別会計、南箕輪村後期高齢者医療特別会計、南箕輪村水道事業会計、南箕輪村下水道事業会計につきましては、平成28年度の決算の調整が済み、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、監査委員の審査を受けましたので、議会の認定をお願いするものであります。

決算の概要につきましては、この後、会計管理者及び建設水道課長から、また、細部につきましては決算特別委員会において御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御認定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 決算概要について説明を求めます。

小澤会計管理者。

会計管理者（小澤 久人） それでは、議案第7号から第10号までの平成28年度の一般会計と各特別会計の決算の概要について説明を申し上げます。

お手元にお配りしてあります資料の水色の薄い冊子、決算調書をごらんください。

めくっていただきまして、1ページをごらんください。

一般会計及び特別会計の決算の概要についてまとめてございます。そちらに沿って説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

なお、この調書に示してあります数値ですが、それぞれの表、明細により単位が異なっております。また、端数処理の関係で、末尾1桁の数字が一致しない箇所もありますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、1の一般会計から説明申し上げます。

平成28年度当初予算は、ハード事業では、こども館の建設、中学校特別教室の機能をあわ

せ持つ生涯学習施設の建設、北部保育園の改修などの新規事業と、前年度に引き続き、南原住宅団地焼却灰処理委託など、ソフト事業では、地域おこし協力隊の任用による地場産業の活性化や観光事業の推進、キャリア教育コーディネーター、スクールカウンセラーによる子供の健やかな発達支援などを盛り、一般会計予算の総額は、前年度対比4億5,000万円、7.4%増の65億7,000万円で、過去最大でありました前年度を上回りました。

補正予算では、熊本地震による被災地支援のための職員2名の派遣費用、南原保育園の増改築工事、地方創生拠点整備交付金事業の採択による大芝公園味工房の増改築費用などにより、最終予算額は、前年度繰越明許費を除きまして、69億754万円となりました。29年度へは、6億6,250万9,000円を繰り越しておりますので、執行対象予算としましては64億4,526万5,000円となっております。

歳入決算総額につきましては65億1,927万2,000円、前年度対比8,070万2,000円、1.3%の増となり、歳出決算総額は60億9,776万9,000円、前年度対比4,389万4,000円、0.7%の増となりました。この結果、歳入歳出差引残高は4億2,150万3,000円となりました。このうち、繰越財源が7,277万6,000円ございますので、正味3億4,872万7,000円が残高となっております。

(1)の歳入であります。

村税収入は20億8,863万3,000円で、前年度対比40万4,000円、0.02%の減となり、村税が歳入総額に占める割合は、前年度より0.4ポイント低下し、32.0%となりました。

村税のうち、個人村民税は7億2,703万9,000円で、前年度対比1,665万2,000円、2.3%の増となりました。法人村民税は1億9,338万6,000円で、税制改正により、前年度対比4,824万7,000円、20.0%の減となりました。

固定資産税は9億6,013万7,000円で、村税収入全体の46%を占めており、前年度対比2,846万6,000円、3.1%の増となりました。

軽自動車税は4,999万8,000円で、前年度対比936万2,000円、23.0%の増、村たばこ税は1億1,561万7,000円で、前年度対比494万8,000円、4.1%の減、入湯税は4,245万6,000円で、前年度対比168万9,000円、3.8%の減となりました。

村民税ほか全体の徴収率ですが、現年度分が99%で、前年度対比0.1ポイントの増、滞納繰越分は24.6%で、前年度対比1.9ポイントの増、全体では95.6%で、前年度対比0.4ポイントの増となりました。

ほかに主な歳入として、地方交付税は15億346万8,000円で、前年度対比5,663万7,000円、3.9%の増となりました。これは、27年度に実施されました国勢調査の結果、人口増となったことが大きな要因です。

次に、(2)歳出であります。

歳出は、衛生費が前年度対比で2億4,385万9,000円、57.6%の増と、最も増加率が大きく、次いで土木費が5,506万1,000円、8.7%の増となりました。これらの要因としまして、衛生費は新ごみ中間処理施設にかかる上伊那広域連合負担金の増と南原住宅団地焼却灰撤去の進捗により処理費が増大したこと、土木費では前年度からの繰り越しにより実施した大芝公園非常用水源整備工事等が完成したことによるものです。

一方、減少した費目としましては、商工費が前年度比較で1億2,291万7,000円、53.3%の減、次いで議会費が385万円、5.6%の減となりました。これらの要因として、商工費では前

年度に実施した工場用地造成工事が完了したこと、議会費では議員共済費の負担率引き下げによる減額が主なものです。

なお、歳入歳出決算の前年度との比較につきましては、この調書の15、16ページに款別決算比較表を示してございますのでごらんください。

次に、（3）村債であります。

村債は、臨時財政対策債2億4,707万6,000円、一般補助施設整備等事業債370万円、施設整備事業債8,740万円、地域活性化事業債4,520万円、緊急防災・減災事業債6,570万円、公共事業等債5,190万円、計5億97万6,000円を借り入れました。これらは、全て交付税措置があります有利な起債と言われるものです。

元金3億5,182万9,000円を償還しまして、年度末残高は48億4,386万7,000円となりまして、前年度末より1億4,914万7,000円の増となりました。

村債の詳細につきましては、この調書の43ページから47ページに村債明細を示してございますのでごらんください。

次に、（4）基金であります。

基金は、資金調整のため、財政調整基金9,140万円取り崩し、また、生涯学習施設の財源として、学校改築基金2,880万円、人づくり基金286万2,000円、こども館建設の財源としまして、福祉基金を5,000万円、大芝高原温泉関連施設整備基金としまして405万5,000円を取り崩しました。

積み立ては、財政調整基金に404万6,000円、大芝高原温泉関連施設整備基金に500万8,000円、学校改築基金に21万8,000円、減債基金に16万8,000円、福祉基金に10万1,000円を積み立てました。

基金の状況につきましては、この調書の31ページから42ページに基金明細として示してございますのでごらんください。

次に、（5）の主要事業であります。

特徴的なものを申し上げます。

ソフト事業としましては、子育て・教育・文化では、前年度に引き続き、絵本の読み聞かせ推進事業、放課後児童クラブなどを行いました。

健康・福祉では、地域住民の支え合い体制確立のための地域福祉計画策定委託、特定健診・循環器健診及び各種がん検診受診等を対象としての健康意識の向上を目的とした健康ポイント制度などを実施しました。

自治・協働では、固定資産税評価替えに伴う鑑定評価の委託、公共施設全般にわたる長期的管理計画のための公共施設等総合管理計画策定業務などを実施いたしました。

生活・環境では、都市計画道路、用途地域見直し等のための都市計画見直し策定業務、景観計画事業としての景観行政団体移行に伴う記念講演会、ほかには、前年度に引き続き、巡回バスの運行事業、住宅用新エネルギー施設設置補助事業、住宅リフォーム補助事業などを実施しました。

産業・交流では、若者回帰・定住増進支援事業としての地元企業見学バスツアー、子育て女性の再就職トータルサポート事業としてサポートセンターの設置、昨年に引き続きまして、第2回として開催されました経ヶ岳バーティカルリミットへの補助、多面的機能支払交付金事業として、地域の水路維持等の活動に対して、その費用の一部を補助しました。

続いて、ハード事業ですけれども、子育て・教育・文化では、保育園児数の増加に対応するための中部保育園・北部保育園・南原保育園の増改築工事、こども館の実施設計業務、中学生と一般住民のものづくり学習のための生涯学習施設建設工事などを実施しました。

健康・福祉では、特徴的な事業は特にごさいませんでした。

自治・協働では、防災・消防体制充実のための北殿・田畑地区の耐震性貯水槽設置工事などを行いました。

生活・環境では、南原住宅団地焼却灰処理運搬委託、通学路交通安全対策として、前年度に引き続き、グリーンベルト舗装を実施しまして、学校周辺から順次拡大し、実施しました。また、繰越事業であります、大芝公園の非常用水源整備工事、そのほかには、地区計画事業等による道水路整備などを実施いたしました。

産業・交流では、社会資本整備総合交付金事業として、大芝公園の駐車場整備、遊具設置工事などを実施いたしました。

次に、(6)の繰越明許費であります。

繰越明許費につきましては、第2回議会定例会におきまして承認をいただきましたが、こども館建設事業のほか、計13事業、6億6,250万9,000円が年度内に支払いが終わらない見込みとなったため、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越しをさせていただきました。事業の内訳につきましては、列記してあるとおりでございます。

以上、一般会計についての説明とさせていただきます。

次に、特別会計について申し上げます。

2の介護保険事業特別会計であります。

歳入決算額は9億6,492万3,000円で、前年度対比4,111万7,000円、4.5%の増となりました。主なものは、保険料が2億1,289万2,000円、国庫支出金2億904万5,000円、支払基金交付金2億5,798万8,000円、県支出金1億3,518万1,000円、繰入金1億2,625万6,000円となっています。

歳出決算額は9億2,430万3,000円で、前年度対比2,012万8,000円、2.2%の増となりました。このうち、保険給付費が8億9,074万6,000円で、歳出の96.4%を占め、前年度対比2,197万2,000円、2.5%の増、地域支援事業費が1,704万1,000円で、前年度対比214万7,000円、14.4%の増となりました。

この結果、歳入歳出差引残高は4,062万円となりました。

年度末の第1号被保険者数は3,491人で、年度末対比75人の増加となりました。

続きまして、3の国民健康保険特別会計であります。

歳入決算額は16億1,118万3,000円で、前年度対比1,405万7,000円、0.9%の増となりました。歳入の基本となります保険税ですけれども、3億394万4,000円で、前年度対比607万6,000円、2.0%の減となりました。これは、被保険者数の減少が主な原因です。

繰入金は9,524万円で、前年度対比3,847万8,000円、28.8%の減となりました。

徴収率は、現年度分が94.7%、滞納繰越分が29.4%、全体では86.3%となり、前年度と同率でありました。また、応能・応益の比率ですが、56対44でありまして、前年の54対46から若干変わったところでございます。

保険税以外の主な収入ですが、国庫支出金が3億5,713万3,000円で、前年度対比3,709万7,000円の増、前期高齢者交付金が3億5,724万4,000円で、2,431万8,000円の増などです。

歳出決算額は15億9,121万5,000円で、前年度対比557万3,000円、0.3%の減となりました。保険給付費は9億9,653万5,000円で、歳出総額の62.6%を占めており、前年度対比1,263万5,000円、1.3%の増となりました。

この結果、歳入歳出差引残高は1,996万8,000円となり、前年度対比1,963万円の増となりました。

年度末被保険者数ですが、3,216人で、前年度対比193人の減、内訳は、一般被保険者が3,111人、これは前年度対比101人の減です。退職被保険者が105人、前年度対比92人の減です。また、加入世帯数は1,944世帯、前年度対比74世帯の減となっております。

最後に、4の後期高齢者医療特別会計であります。

歳入決算額は1億1,904万9,000円で、前年度対比1,005万7,000円、9.2%の増となりました。主な収入は、保険料が9,249万2,000円で、前年度対比959万5,000円、11.6%の増となりました。

歳出決算額は1億1,665万円で、前年度対比911万6,000円、8.5%の増となりました。このうち、後期高齢者医療広域連合納付金が1億1,625万3,000円で、歳出の99.7%を占め、前年度対比908万5,000円、8.5%の増となりました。

この結果、歳入歳出差引残額は239万9,000円で、前年度対比94万1,000円の増となりました。

徴収率は、現年度分が99.7%、滞納繰越分12.4%、全体では98.8%で、前年度対比0.1ポイントの減となりました。

年度末の被保険者数は1,702人で、前年度対比25人の増となりました。

以上が、平成28年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の概要についての説明となります。

決算書、主要施策成果説明書及び決算書添付資料等を御確認いただき、詳細につきましては決算特別委員会の際に説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

なお、決算書添付書類は、決算統計の作成ルールに基づき説明されているということですので、性質の区分の違い等により、決算書とは一部集計数字の違うところがございます。あわせて決算特別委員会の際に説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

以上で、決算概要についての説明を終わらせていただきます。

議長（丸山 豊） 続きまして、水道事業会計及び下水道事業会計の決算概要について説明を求めます。

藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） それでは、私のほうから、議案第11号並びに第12号、それぞれの事業会計決算の認定につきまして、一括で概要説明を申し上げます。

初めに、水道事業会計からお願いをいたします。

今申しました決算書の添付資料61ページをお開きいただきたいと思います。

平成28年度南箕輪村水道事業会計報告書をお願いいたします。

なお、資料中の各決算費に続きます括弧書き、パーセントにつきましては、対前年度数値でありますので、あらかじめ御承知ください。

まず、一般的事項でございます。

平成28年度年間総配水量につきましては約161万3,000トン配水しまして、昨年に比べ、約

10万1,000トンの減少となりました。有収水量は約132万6,000トン、有収率は82.2%で、昨年度に比べ、5.7%の増加となりました。

上伊那広域水道用水企業団からの受水量は約154万9,000トンで、昨年に比べ、約11万2,000トンの増加となりました。これらは水の濁り対策として、企業団からの受水量の増加が主な要因となっております。

資本投資の改良工事としまして、第2配水池濁度計及び送水ポンプ設置工事、大芝公園非常用水源整備水道施設上水単独工事、南原配水池耐震補強工事、計量法によります検満の水道メーター交換工事、減圧弁取りかえ工事などを行いました。

平成28年度は、水道事業収益2億9,076万1,975円に対しまして、水道事業費用2億7,012万9,306円、消費税及び地方消費税468万9,600円を除いた、差し引き1,725万4,670円の純利益となりました。

内訳は、営業収益2億3,261万4,805円、営業外収益3,963万5,778円となり、営業収益の主な財源であります給水収益は2億2,842万5,341円で、177万5,591円、0.8%の増収となりました。営業外収益は、雑収入が減少したことにより、45万6,471円、1.1%の減収となりました。

水道事業費用の内訳としまして、営業費用が2億4,957万1,900円で、920万8,805円、3.8%の増、営業外費用が542万4,009円で、58万1,822円、9.7%の減となりました。特別損失はなく、予備費の執行もございませんでした。

資本的収入は776万円、資本的支出は6,411万3,699円で、差し引きの不足額5,635万3,699円は、過年度分損益勘定留保資金3,939万6,604円と現年度消費税及び地方消費税資本的支出調整額1,695万7,095円で補填をいたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における財政指標、資金不足比率はゼロとなっております。

続きまして、下水道事業会計でございます。

同資料の74ページをごらんください。

平成28年度南箕輪村下水道事業報告書でございます。

総括事項といたしまして、平成3年度から下水道整備事業を進めておりまして、ここ数年は第4次、それから第5次も含めまして、総合計画の基本計画、あるいは基本目標に基づきまして、村民生活の安全・安心の向上や生活環境の改善、河川等公共用水域の水質汚濁の防止、保全、または管渠工事等の面整備から、維持管理を柱とした事業運営に変わってまいりました。

こうした維持管理を主体とした新たな下水道事業の効率的・効果的な事業運営を目指し、農業集落排水事業を廃止し、公共下水道事業に統合し、それから4年が経過し、下水道事業費用におきましては、管理運営費の節減に努めてきた1年でございます。全国的には、景気低迷や少子高齢化、また節水機器の普及や自然環境保護意識の高まりにより、水需要が減少する中で、当村では、平成28年度中は、人口で151人増加し、下水道使用料収益は増収となりました。

平成28年度は、南箕輪村下水道事業経営戦略を策定し、今後、下水道施設維持管理、運営にかかる費用を確保するため、定期的に下水道使用料の見直しの検討を行ってまいります。また、年々老朽化が進む管渠、処理場、ポンプ等、各施設の更新を計画的かつ効率的に推進

するため、ストックマネジメント計画の策定を進め、安全で快適な生活環境づくりを目指し、より一層健全な経営に努めてまいります。

公共下水道の普及状況でございますが、排水区域内面積854.5ヘクタール、全体計画面積986.4ヘクタールとありますが、処理区域内人口が1万5,047人、普及率98.2%となりまして、平成27年度と比べ、処理区域内人口は151人増加いたしました。水洗化人口は1万3,322人、水洗化率は88.5%となり、前年度対比、水洗化人口は361人の増加、水洗化率は1.5%の増加となっております。

処理場の稼働状況としまして、有収水量は、公共下水道143万1,040立米、昨年度と比べ、3万7,688立米の増加となっております。

公共下水道の建設改良の状況でございますが、建設改良工事のうち、新たな宅地造成等に伴う水洗化のための管渠接続工事など、下水道敷設延長は約200メートルの増の敷設総延長151.9キロメートルとなっております。また、南原浄化センター長寿命化計画に基づく機器の修繕更新工事としまして、管渠施設建設事業1億2,624万9,837円のうち、管渠工事、浄化センター長寿命化耐震補強工事1億2,003万2,080円を実施いたしました。

会計及び経理につきましてでございますが、収益的収支は、収入6億2,999万1,925円に対しまして、支出6億3,085万6,016円、消費税及び地方消費税504万9,300円を除いた、差し引き418万5,209円の当年度純利益となりまして、前年度繰越欠損金3億3,829万19円を加えると、当年度未処理欠損金の額は3億3,410万4,810円となりました。

内訳としまして、営業収益2億6,563万8,035円、営業外収益3億8,402万8,092円となり、営業収益の主な財源は下水道使用料で2億6,473万8,021円、前年度と比較しまして、下水道使用料は587万4,775円、2.2%の増収となりました。営業外収益の主な財源は一般会計からの補助金で1億8,470万9,000円となりました。

対しまして、下水道事業費用は、営業費用が、管渠費971万5,136円、処理場費7,473万9,071円、総係費2,657万6,093円、減価償却費3億8,702万4,876円となり、営業外費用は、支払利息1億3,397万73円、雑支出6万7,697円となっております。

資本的収支は、総収入額2億9,564万3,550円に対し、総支出額は4億9,455万2,810円で、不足額1億9,890万9,260円は、当年度分損益勘定留保資金1億9,738万9,981円及び過年度分損益勘定留保資金151万9,279円で補填いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における財政指標、資金不足比率はゼロとなっております。

以上で、平成28年度上水道事業及び下水道事業の決算の概要説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 以上で、議案第7号から議案第12号までの説明が終わりました。

ここで、決算審査の結果について、監査委員から報告を求めます。

原代表監査委員。

代表監査委員（原 浩） それでは、平成28年度南箕輪村各会計決算審査の結果を御報告申し上げます。

お手元の平成28年度南箕輪村各会計決算及び基金の運用状況並びに健全化判断比率等の審査意見書をごらんいただきたいと思います。

この決算審査意見書は、地方自治法、地方公営企業法、地方公共団体の健全化に関する法

律に基づき、原監査委員と合意のもとに作成した意見書でございますので、私が代表して御報告申し上げます。

では、1ページをお開きください。

まず、審査の概要ですが、(1)にありますとおり、平成28年度の南箕輪村一般会計歳入歳出決算から下水道事業会計決算までの6会計について、7月11日から8月8日までの間で、10日間をかけて実施いたしました。

その方法につきましては、村長から提出されました関係書類及び監査委員から提出を求めました調書に基づき、(3)の①から④について、会計管理者及び各課長、係長から説明を聴取しました。また、例月の出納検査や昨年11月に実施しました定期監査の審査結果も参考にし、工事、事業の実施状況について、現地調査もあわせて行いました。

また、財政援助団体等に対する監査として、NPO法人南箕輪わくわくクラブに対する監査を実施しました。

その結果でございますけれども、審査に付された一般会計、各特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の決算書、附属書類の各計数は、関係帳簿、証書類と照合の結果、審査した範囲では特に誤りが認められず、おおむね適正に処理されたものと認定をいたしました。また、公有財産に関する調書、基金の運用状況についても誤りは認められず、おおむね適正に管理がされているものと認定いたしました。

2ページ以降には、審査の意見及び決算状況を前年と対比をしながら表にし、意見を記載してあります。

決算数値等については、先ほど、会計管理者、または建設水道課長から報告がありましたので、説明は省略させていただきます。ごらんをいただきたいと思います。

監査委員の総括意見として14ページに記載してありますので、ごらんをいただきたいと思います。

平成28年度は、人口増に対応するための保育園、学校関係の大型建設事業などにより、過去最大の予算規模となる中で、資金運用については厳しい時期もありましたが、一時借入れを行うこともなく、おおむね良好だったと判断をいたします。

村税については、全体で、わずかであるが前年を下回っており、景気回復基調とはいえ、今後も大きな伸びは期待できないようです。今後数年は、財政的に厳しい状況が続くが、職員の創意工夫、努力で、難局を乗り切っていただきたい。

村税の滞納状況について、当年度の収入未済額については、前年に比べ減少しているが、不納欠損額は、前年対比270%と大幅に増加している。これは、大口倒産によるもので、法に基づいた適切な処理がされており、いたし方がないものであると思います。担当課を中心に、特別会計や企業会計も含め、新たな滞納が発生しない努力をされており、今後も引き続き徴収業務に努められたい。

財政力指数など、財政状況を判断する各種比率を見る中では、健全な数値を示しており、大型事業による、当面、大変厳しい状況が続くが、引き続き健全財政の確保に努められたい。

各種契約事務については、おおむね良好であると判断し、予算額と契約額の乖離、変更設計による大幅な増額などの事例も見受けられた。予算積算時、当初設計時において、慎重かつ適切な事務処理を講じられたい。

人口が増加し、住民ニーズが多様化する中で、少ない人数でよくやっただいてほしい。

職員のスキルアップを図り、住民が住みやすく、より効率的な村政運営を目指して、今後も鋭意努力されたい。

以上、監査委員の総括意見といたします。

戻りますが、13ページをごらんください。

財政援助団体等における監査であります。決算審査にあわせ、NPO法人南箕輪わくわくクラブの監査を実施いたしました。そこに記載してありますとおり、収支につきましては、団体の監査委員の監査を受け、また外部の会計事務所にも依頼し、指導を受けており、会計諸帳簿、証拠書類とも適正に処理をされておりました。内容についても、村から委託を受けた事業の実施にかかわるものが主であり、目的に沿った支出が行われているものと認めました。なお、団体の運営上、会員の増については、引き続き努力されたい旨を申し添えておきます。

最後になりますが、16ページをお開きいただきたいと思います。

平成28年度の健全化判断比率及び資金不足比率審査意見でございます。

これにつきましては、ごらんいただきますように、審査の概要、審査の期日、審査の手続を記載させていただきました。

審査においては、健全化比率の算定基準となる事項を記載した書類を確認しましたが、いずれも適正に処理されております。

また、17ページの水道及び下水道事業ですけれども、この関係についても、資金不足比率はゼロとなっております。この算定の基準となる事項を記載した書類も、いずれも適正に作成されていると認めました。

以上が報告の内容でございますが、このほかに、事務的指導事項につきましては口頭でお伝えしてありますので申し添えておきます。

以上で、監査報告を終わります。

議長（丸山 豊） 以上で、審査の結果報告を終わります。

お諮らいたします。

ただいま議題となっております議案第7号から議案第12号までにつきましては、質疑を省略して、議員10人全員で構成する決算特別委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号から議案第12号は、議員10人で構成する決算特別委員会に付託して審査することに決定いたしました。

お諮らいたします。

ただいま設置が決定いたしました決算特別委員会の正副委員長には、平成28年2月8日の議会全員協議会において、委員長に福祉教育常任委員長、副委員長に福祉教育副委員長がつくことが決定されておりますので、委員会での互選を省略して、議長が指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会委員長には唐澤由江議員、副委員長には三澤澄子議員を指名いたします。

議案第13号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。
本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第13号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第4号）」
について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、固定資産税の増額、普通交付税及び繰越金の額の確定による増額補正と繰入金の減額補正が主なものであります。歳出では、放課後児童クラブ支援員賃金のほか、大芝公園管理棟改築工事費の補正が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,711万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億6,312万1,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

原副村長。

副 村 長（原 茂樹） 議案第13号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第4号）」
の細部説明を申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により、歳出から御説明を申し上げます。

19ページをごらんいただきたいと思います。

歳出、1款、議会費の1項1目、0101議会事務では、7節で、委員会関係の議事録作成事務の増加に伴う臨時職員賃金の増額、11節から14節は、委員会研修視察の内容が固まったことにより、関係経費の追加をするものでございます。

続きまして、2款、総務費、1項1目、0202庁舎管理事務の12節に、エネルギーサービスプロバイダ手数料として追加がございしますが、8月7日開催の全員協議会で御説明をさせていただきました新電力導入のための経費を計上するものでございます。電力の自由化に伴いまして、役場庁舎、学校、保育園等の施設について、新電力の導入を検討してまいりましたが、エネルギーサービスプロバイダを通じての切りかえを行うことにより、年間約400万円の削減効果が見込まれるため、高圧電力の部分につきまして切りかえを行ってまいります。手続に若干の時間を要するため、11月からの切りかえを見込んでおります。これによりまして、新たに総額で約100万円のプロバイダ手数料が必要となり、本年度は年度中途での切りかえとなりますので、電力料金は約270万円の減額となり、70万円の削減効果を見込んでおるところでございます。しかしながら、本年度、前年度と比べまして、発電のための燃料費の上昇、また再生可能エネルギー発電の促進賦課金、これの上昇がございまして、電力料金自体が高くなっております。新電力導入の削減効果を上回る料金の増加が見込まれるところでございます。そうした状況にあるため、今回の補正では光熱水費の増減はいたしません。なお、この後に、各科目に同様の手数料の追加が出てまいりますが、以上の説明をもちまして省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、12目、0244移住定住対策事務でございしますが、18節を除き、7月10日の全員協議会で御説明を申し上げました移住定住促進計画に基づくまっくんボールとフラッグフットボールを活用しての村のPR並びに愛着形成活動を行うとともに、移住定住促進の目的で、

有料のD I Y実践講座を開催していくため、地域おこし協力隊活動にかかる予算の節間での組み替えをさせていただくものでございます。新たな事業展開に取り組んでまいりますので、49万6,000円の増額もあわせてお願いをするものでございます。なお、19節の企業紹介イベント実行委員会負担金でございますが、上伊那広域連合とともに実行委員会形式によりまして新たに取り組む事業でございます。村出身者を初めとする地元高校の出身の方で、現在大学3年生の方に呼びかけをいたしまして、同窓会的に集まっていただくイベントを開催し、同時にその場で、地元企業の紹介等を行い、地元回帰を促進しようとするものでございます。この負担分は郵送料等に充てるものでございます。学生の年末の帰省をねらいまして、12月下旬での実施を考えておるところでございます。

次の4項1目、おめくりをいただきまして、0270選挙管理委員会事務の23節は、昨年実施をされました参議院議員通常選挙におきまして、国から、県を通じて村に交付をされました交付金の額に算定誤りがございました。これは、県が行った算定に誤りがあったものでございますが、求めに応じまして返還をするものでございます。

続きまして、3款、民生費、1項1目、0306障がい者福祉事業の11節は、障がい者生きがいセンター、ひまわりの家の北側通用口のタイルがはがれてしまいまして、この修繕を行うもの、23節は、平成28年度分の障がい者医療費国庫負担金の確定によりまして、精算、返納するものでございます。

次の0307ひとり親家庭助成事業の増額は、家庭協力員派遣の利用希望がございましたので増額をするものでございます。

次の0361臨時福祉給付事務の12節、郵送料の増額でございますが、国が見込んでおりました率を超えた申請がございましたので、支給決定通知等の郵送料分を増額するものでございます。全額国費が充てられます。

次に、2項2目、1事業省略しまして、次の0341保育園施設整備事業の11節から、おめくりをいただきまして、18節まででございますが、南原保育園の増改築事業におきまして、当初、備品等も含めまして、整備に必要な経費を一括して工事費のほうに計上をしておりましたが、事業内容が確定したことによりまして、需用費と備品購入費にそれぞれ100万円組み替えをさせていただくものでございます。

次の3目、0345こども館運営事業でございますが、7節は、来月から放課後児童クラブの利用時間を30分延長いたしまして7時までとするため、支援員賃金を増額するもの、11節及び14節は、子育て教育支援相談室及びそのほかのこども館事業の充実を図るために、乳児用の身長計、文具、あるいはスポーツ用品などの消耗品を購入し、また機器を整備するための増額をするもの、それから19節は、子育て支援の一環として、「うまれる」という題名のドキュメンタリー映画を11月19日に、午前中はこども館で、また午後は村民センターで上映をする計画をしております。上映のための負担金を計上するものでございます。伊那定住自立圏共生ビジョンに基づきます住民向け研修としても位置づけをいたしまして、特別交付税措置の対象といたします。なお、こども館で上映する際には、いわゆる泣いても大丈夫な上映会としてまいります。

続きまして、4款、衛生費の1項1目、0406市町村母子保健事業の23節は、前年度、産後ケア事業費の確定に伴います精算返還金でございます。

おめくりいただきまして、7款、商工費の1項1目、0701商工総務事務の各節の補正でこ

ございますが、本年度新たに委嘱をいたしました観光分野の地域おこし協力隊員2名にかかります活動費につきまして、実際の活動内容にあわせて組み替えをさせていただくものでございます。

次の3目、0703観光振興事務の18節では、温泉源泉ポンプの購入契約が整いまして、額が確定したことにより不用額を減額するものでございます。

続きまして、8款、土木費の2項2目、道路新設改良費でございますが、越場橋改修工事の設計を行いましたところ、予想以上に工事費がかさむということがわかりました。このことによるもの、また狹隘道路整備等促進事業で、当初計画をしておりました田畑の路線について、地権者の関係で用地確保に時間を要することになったということで、そういった事情によりまして、路線や実施内容を変更し、現行予算額の中でそれぞれ組み替えをさせていただくものでございます。したがって、目全体では増減はございません。

1項飛びまして、次の4項2目、おめくりをいただきまして、0821国庫補助公園整備事業でございますが、大芝公園管理棟の設計業務委託料を減額いたしますとともに、設計時に調査をいたしましたところ、当初、予定はしていませんでしたが、更衣室と機械室、これにつきましても老朽化が進み、改修が必要であることが判明いたしましたので、今回、工事の対象とさせていただき、15節、工事請負費に900万円の増額をお願いするものでございます。

次の5項1目、0830住宅管理事業では、村営住宅1棟で水漏れがございまして、調査をしたところ、風呂部分での漏水ということで、応急の修繕はいたしましたが、完全な修理を行うためには、ユニットバスの交換が必要であるということで、その費用を計上させていただくものでございます。

続きまして、10款、教育費でございますが、1項4目、1005教育振興事務の7節は、10月から、こども館内の中間教室に通う児童がある見込みということでございまして、指導員賃金の増額をお願いするものでございます。また、11節は、3台ありますスクールバスの修繕で、これまでに、マフラーの落下、あるいは電装系の故障等で大分支出をしておりますが、年度末に向けて不足が見込まれるため、増額をお願いするものでございます。

2項、小学校費の1目は省略をしまして、次の3目、学校給食費及び4目の学校建設費、おめくりをいただきまして、次の3項中学校費、1目飛びますが、3目の学校改築費、財源組み替えということでございますが、歳入で申し上げますが、予定をしておりました基金の取り崩しを行わないことによる組み替えでございます。

6項は省略をし、次の7項2目、1063大芝公園管理総務事務、13節の大芝屋内運動場整備設計・監理業務委託料の不用額、これを18節、備品購入費に組み替えるものでございます。これも内容の確定によるものでございます。

次の14款、予備費で、歳入歳出調整をさせていただきまして、4,443万6,000円の増額いたします。

歳出は以上でございます。

次に、歳入でございますが、9ページにお戻りをいただきたいと思います。

まず、1款、村税でございますが、2項1目1節の固定資産税現年度課税分の増額、設備投資の回復が見られ、償却資産分が約1,700万円、見込みを上回ったこと等によるものでございます。

次の11款、地方特例交付金は、確定による増額でございます。

おめくりをいただきまして、12款、地方交付税でございますが、普通交付税の確定による増額でございます。県内市町村全体では、前年度比3.1%の減額となる中で、本村では1.4%の増額となりました。人口増が一番の要因でございます。

次の14款、分担金及び負担金の2項3目4節は、ひとり親家庭日常生活支援員派遣の利用者の負担金でございます。

おめくりいただきまして、16款、国庫支出金、2項3目1節、社会福祉費補助金の増額は、臨時福祉給付金事業の事務費補助金の増、次の17款、県支出金の2項3目1節の社会福祉費補助金の増額は、ひとり親家庭日常生活支援員派遣にかかる県補助金の増額でございます。

おめくりいただきまして、20款、繰入金につきましては、地方交付税及び次の21款、前年度繰越金等の増額によりまして、一般財源を確保することができましたので、予定をしております2項1目の財政調整基金及び5目の学校改築基金の取り崩し、繰り入れを行わないことといたしまして、皆減とし、11節では、温泉源泉ポンプ購入の事業費確定により減額をするものでございます。

21款、繰越金は省略をいたしまして、おめくりをいただき、22款、諸収入の5項1目4節、雑入の説明17になりますが、この増額は、移住定住促進のためのD I Y実践講座の受講料延べ20人分、説明51の減額は、サマージャンボ宝くじの配分確定によるもの、説明92の増額は、地域おこし協力隊員の住居の家賃、村で決めました基準を超えておりますので、超過分を納付いただくものでございます。

次の23款、村債は、臨時財政対策債の起債可能額の確定による減額でございます。これに伴いまして、第2条で、6ページにございますが、第2表、地方債補正の表のとおり、限度額を変更する地方債の補正をさせていただきます。なお、31ページに補正後の地方債年度末現在高見込み調書がございますので、こちらのほうはお目通しをお願いしたいと思います。

以上で、説明を終わります。

議長（丸山 豊） 議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） ちょっと時間をください。スピードが早過ぎて、頭の回転がついていきません。

9番、大熊です。

副村長の説明が非常にスムーズに行くものですから、目で活字を追って、頭の中で理解するというのが、なかなか年とともにスピードが遅くなってくるものですから、もう少し議案の中身を精査するまでお時間をいただければ、そんなふうに思います。

先ほど説明のところで、20ページでございますが、エネルギーサービスのプロバイダのところでありまして、新電力導入によるものであるという御説明をいただきましたが、節減効果が、要するに料金が値上げになって、要するに今年度は効果があらわれないというふうに理解しているのか、さっき70万と言ったかな、ちょっとその辺をもう一回、歳出のところで説明をいただけないでしょうか。

それから、23ページでございます。03款であります。節の07、賃金ですが、放課後児童クラブ支援員の賃金168万であります。この時間を30分延長したためとありますが、これが、今まで何時までだったのが何時までになるのか、その点、確認をさせていただきます。

それから、27ページであります。村営住宅のユニットバスの部分でございますが、これ、工事ミスということは考えられないのかどうか、こういうふうに使われた場合に、同じにつくった村営住宅だと思えるんですが、この辺は詳しくもう一回説明をいただきたいと思います。工事ミスがないのかどうか。

それと、歳入の部分、ひとり親対策の中で、歳入の部分で、14ページであります。今、ひとり親家庭というのが何世帯あるのか、教えていただきたいと思います。

とりあえず以上であります。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 新電力導入に当たりましての補正について御説明を申し上げます。

さきの議会全員協議会の中では、電気料の減額と手数料の増額という御説明を申し上げたところでありますけれども、その後、仲介業者と話をする中で、先ほど説明がありましたけれども、燃料調整費と再生エネルギー費が昨年に比べて上昇しているということで、今回、手数料のみの減額とさせていただいたところであります。

実際支払います電気料金でございますけれども、基本料金にその電気料の料金、それに再生エネルギー発電促進賦課金の三つから成り立っております。このうち、電気料の料金になりますけれども、この料金には電気料単価に電気の使用量を掛けた額と、燃料調整単価に電気の使用量を掛けた額を合計したものとなっております。この燃料調整額は、火力電力の燃料であります原油ですとか液化天然ガス、近年の大幅な価格変動に鑑みまして、各企業の経営努力では克服し得ない燃料費の変動を電気料金に迅速に反映させるために、燃料の価格変動に応じて毎月燃料費調整額を計算し、それを電気料金に足したり引いたりしていることで電気料金を調整するものとなっております。

この燃料調整額が、本年は昨年に比べまして大分上昇しているということであります。また、再生発電付加金でありますけれども、御案内のとおり、再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって、電気事業者が買い取った太陽光などの再生エネルギーで発電した電気の買い取りコストを電気の消費者全員で負担するというものであります。こちらの賦課金につきましても、昨年に比べて上昇しております。

このため、新電力に導入に伴います電気の削減量の数値自体は間違っただけでございますけれども、ただいま申し上げましたとおり、それ以外の燃料調整額と再生発電賦課金が本年は昨年より上昇しているため、実際に支払います電気料金が増加傾向となっておりますので、今回、電気料を減額してしまいますと、最後には不足するおそれが出てまいりましたので、したがって、今回の補正では手数料の増額のみをお願いするというものであります。

この燃料調整額と再生発電賦課金は、既存の地域電力であれ、新電力であれ、同じ額のものでありますので、仮に既存の地域電力のままですと、さらに電気料の支払いがふえる見込みでありますので、今回の補正が、当初の説明と一部変わってしまったことについては申しわけありませんけれども、削減分については、前回お示ししたとおり、削減効果はありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 続いて、賃金の問題について、唐澤子育て支援課長。

子育て支援課長（唐澤 孝男） 放課後児童クラブの関係の賃金の関係ですけれど、現在、午後6時半まで、放課後児童クラブを開いているわけですが、それを午後7時までということで実施する予定となっております。それに加えて、現在、放課後児童クラブのほうにもかなり特性を持った子供が何人かいます、ちょっとその対応で、どうしても加配の人数も必要ということで、そこら辺も見込んでおります。

それから、ひとり親世帯ですけれど、決算書の添付資料のところですが、少々お待ちください。済みません、申しわけありません。ちょっと違った数字でしたので、また資料を用意して、後ほど報告いたします。申しわけありません。

議長（丸山 豊） それでは、27ページの3番、ユニットバスの工事ミスについて、藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） ユニットバスの修繕、施工ミスではないのかという御指摘をいただきましたが、そういうのではなくて、経年劣化の範囲だというふうに考えております。このケースにつきましては、従前、修繕は通常やっておりますけれども、このケース、1回調査し、目地の修繕を行っておりましたが、再度水漏れが始まったということで、この劣化の原因、水漏れの原因がどうしてもわからないということでありました。したがって、これはもう取りかえなければ、冬の間までには間に合わないということで、どうしても修繕をする必要があるということで行うものでありますので、施工ミスというふうには考えておりません。

議長（丸山 豊） 答弁のものにあつたものについてはよろしいでしょうか。

大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 再度お尋ねをいたします。

放課後児童クラブのところでお尋ねをするわけですが、今まで6時半で終わっていたものが7時まで延長されるということですが、内容等、それから学年等にもよりますが、子供目線と申しますか、そういったところから考えると、いつまでも施設に、そこにいるということよりも、早く子供は親に会いたい、家庭に戻りたい、思っている子供が大半だというふうに承知しております。施設にいれば安全だという傍ら、子供の目線で考えれば、早く親と接触したい、親の姿を見たいと思うのが子供の気持ちだと思います。そういった点で、これを30分長くすることによって、どういう効果があるのか、その辺を検証しての30分延長なのかどうか。やはり、こういう施策をやる場合に、大人の目線、または経済的な目線だけで考えるのではなくて、やはり子供が考えた場合にどうなのかという、そういった点が私は大事だろうと思っているわけでありまして。その点について御説明をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） この30分延長につきましては、私のほうから指示をさせていただきました。というのは、保育園の長時間保育が7時までであります。したがって、両方預けている御家庭というのがあるわけでありまして。保育園が7時までで、放課後児童クラブが6時半ということで、30分の食い違いがあるために大変苦勞しているという実態がありますので、最長の部分で保育園の長時間保育の時間に合わせさせていただいたということであります。ケース・バイ・ケースというか、6時半まででお帰りになる方、7時までおられる方、もっと早くお帰りになられる方、その家庭の状況によって違いますので、その辺は、保育園

の長時間保育と学童保育、両方にお預けになっている方を考慮させていただいたということでもあります。そんなお声も選挙中にもいただきましたので、こんなことで、私のほうから指示をさせていただいたところがございます。この辺、時間が違っていたというのは、私もちょっと今まで気がつかなくて、大変申しわけなかったなという思いもしておるところであります。

以上です。

議 長（丸山 豊） 9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） この施設であります、7時までで、7時までに来ていただければ非常にスムーズにその日の仕事が終わるわけですが、中には常習的に遅刻するといえますか、遅く来るといって、7時というのが今度は7時半になっちゃうというような家庭も中には出てくるんじゃないかと、その際に、そこで面倒見ていただいている支援員の皆さんの負担とか、そういったものが問題ないのかどうか、その辺についてのきちんとした時間について、お預かりしている家庭の親にもきちんとそういった説明はできているのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

議 長（丸山 豊） 子育て支援課長。

子育て支援課長（唐澤 孝男） 現在、6時半までということですが、どうしても事情があって、急に会社の仕事の関係でどうしてもちょっと延びてしまうとか、そういった方も何人かいらっしゃいます。そのような場合は、連絡をいただいた上で、保護者の方が迎えに来るまで見ております。7時まで延長してということでもなりますが、安易に、先ほど村長の答弁にもありましたとおり、6時半で対応できるかといえば、できるだけ6時半、今までどおりで、子供たちも疲れますので、できるだけ早い時間に迎えに来ていただくことは、放課後児童クラブのお便りでも示していきたいと思っております。

いずれにしても、アンケートも、実際7時まで延ばす関係でとって見ましたけれど、多くは6時半という方が多数を占めましたので、ただ、やはり保育園と両方同時に迎えに行けるような形ということで7時までということですので、安易に遅くまでということではなく、お子さんの元気な状況、なかなか疲れたり、いらいらしてきますので、長時間になりますと、そんなことがないようなふうにということで、また、お知らせをお便りに入れて徹底していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

議 長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第14号「平成29年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第14号「平成29年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、前年度決算の確定に生じた地域支援事業費に係る支払基金交付金の精算分及び繰越金の増額をお願いし、歳出では、過年度分の介護保険料還付金及び国庫支

出金等の精算により生じた返還金の増額補正をお願いするものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,039万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,364万2,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第14号について細部説明を申し上げます。

初めに、予算書の6ページをごらんいただきまして、歳入から説明をさせていただきます。

5款1項、支払基金交付金、2目、地域支援事業支援交付金でございますが、27万1,000円を増額するものでございます。この増額につきましては、平成28年度分の地域支援事業支援交付金の精算によりまして、不足分が追加交付されるものであります。

おめくりをいただきまして、7ページ、14款、繰越金でございますが、前年度繰越金の確定見込みによりまして、4,012万円を追加するものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続いて、8ページから歳出でございますが、8款、諸支出金の1項1目、1381第1号被保険者保険料償還金で、70万円を追加するものであります。これは、23節の償還金、利子及び割引料で、保険料還付金としまして、過年度の死亡等により生じた過誤納の保険料を還付するものでございます。

次の2目、1382償還金利子等では、1,564万8,000円を追加するものでございますが、23節の償還金、利子及び割引料で、国庫支出金等過年度分清算金といたしまして、平成28年度分の介護給付費及び地域支援事業費の実績に基づき、国・県及び支払基金、それぞれの法定負担割合が確定いたしましたので、その精算により生じた差額を返還するものでございます。なお、大変申しわけございませんが、この部分の説明文につきまして、末尾の精算金の精の字が誤っております。ただしくは精神の精の字でございますので、御訂正をいただけるようお願いいたします。まことに申しわけございません。

それから、その下の4目、1384第1号被保険者還付加算金でございますが、1万円を追加するものでございます。

おめくりをいただきまして、9ページの9款1項1目、1399予備費でございますが、歳入歳出調整を行いまして、2,403万3,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

以上のことから、1ページでございますが、ごらんをいただきまして、既定の歳入歳出の予算の総額に4,039万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,364万2,000円とするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第15号「平成29年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とい

たします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第15号「平成29年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、制度改正に伴う準備事業補助金と前年度決算の確定により生じました繰越金及び前期高齢者交付金の増額補正をお願いし、歳出では、コクホ・ラインシステムの制度改正に対応する経費と、療養給付費負担金、後期高齢者支援及び介護納付金等の確定分と、国庫支出金の返還による補正をお願いするものであります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,539万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億8,377万円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 厚子） 議案第15号について細部説明を申し上げます。

初めに、予算書6ページをごらんいただき、歳入から説明をいたします。

3款、国庫支出金、7目、システム開発費等補助金でございます。498万9,000円を新たに追加するものでございます。平成30年度国保制度改正に伴う事業補助金申請に伴う補助金額でございます。

おめくりいただき、7ページの9款、繰越金でございます。1,996万7,000円を追加するものでございます。28年度決算確定によるものでございます。

次に、8ページの12款、前期高齢者支援金でございますが、43万5,000円を増額するものでございます。支払基金の算定額が確定したことにより増額するものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

おめくりいただき、9ページの歳出でございます。

1款、総務費の1501一般管理事務に45万4,000円増額するものでございます。コクホ・ラインシステムの平成30年度国保制度に対応する保守委託料でございます。

次に、10ページの2款、保険給付費の1504一般被保険者療養給付事業に1,381万5,000円増額するものでございます。一般療養給付費保険者負担金の不足見込み額でございます。

おめくりいただき、11ページでございます。

3款、後期高齢者支援金等の1543後期高齢者支援金に860万6,000円を追加するものでございます。支払基金への負担額が確定したことによるものでございます。

次に、12ページの4款、前期高齢者給付金等の1545前期高齢者納付金を6,000円追加するものでございます。支払基金への負担額が確定したことによるものでございます。

おめくりいただき、13ページの6款、介護納付金の1537介護納付金を89万4,000円減額するものでございます。支払基金への負担額が確定したことによるものでございます。

続いて、14ページの11款、諸支出金の1522療養給付費交付金償還事務でございます。189万9,000円を追加するものでございます。その下の1523国庫支出金償還事務でございます。150万5,000円を追加するものでございます。二つの事業とも、一般被保険者の療養給付費の

28年度分の実績に基づき国庫支出金の額が確定しましたので、その精算により生じた差額分を返還するものでございます。

歳出は以上でございます。

予算書の1ページに戻っていただき、以上のことから、既定の歳入歳出予算の総額に2,539万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ15億8,377万円とするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（丸山 豊） 議案第15号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

6ページのシステム開発費補助金、制度関係準備事業費補助金ですけれども、この時点で500万ということで国庫から入ってくるということですが、今までにも、ちょっとこの県で統一していくという事業の中で、全国的にもう国保料がすごく上がるということがわかってきて、制度がかなりまた変わってきているというふうに思うんですけれども、新たにこのシステム開発補助というのがついたのは、どの辺が変わってきたのかということがわかりますか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 厚子） ちょっとまだ、こちらにちょっと資料がありませんので、具体的に確認をさせていただきまして返答申し上げますので、よろしくお願いたします。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

三澤議員の関連でありますけれども、既に新聞等で報道されている内容を見ますと、今度、各自自治体が県で統一になるという、しかもそのトップに我が村の村長になるようではありますが、この辺は大体でいいんですが、心構えもありますので、大体1.5倍ぐらいになるんじゃないかというような報道もありますし、それぞれ自治体によって、変わらないというところもあるようですし、この辺、この審議会なんですかね、会長になるのは、我が村の村長のようにありますが、この辺はどんなふうに心構えをしたらいいのか、わかる範囲で御説明いただけないでしょうか。この場で、この議案に対して、この場でお聞きするのがいいのかどうか、ちょっと迷うところではありますが、もしおわかりになりましたら御説明をいただきたいと思えます。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 私がトップとなりますのは、この国保関係ではありますけれども、診療報酬、レセプトの審査を行う県の国保連合会という団体があります。そこの理事長として10月から就任ということですので、国保税自体の分野とは全く関係ない分野でございます。レセプト審査を行う、5,000億余の会計を預かる国保連合会、どうしてもこの10月からの2年間は首長の中で、町村長が理事長を務める番であります。そんなことから私がやらざるを得ないということになりました。これ、大変な仕事だなというふうに思っております。

す。その面はしっかり務めていきたいと、今は9月いっぱいには安曇野市長が理事長を務めております。10月からしっかり務めていかなければならないと思っておりますし、また忙しくなります。本当に、村の仕事、副村長を中心にしっかりやっただかざるを得ないということでもあります。

この国保関係につきましては、平成30年度から県の広域化ということになります。当面の間は、国保税につきましてはそれぞれの市町村の標準保険料で算定することになっております。本村の場合は上がるだろうということで捉えておるところでありますけれども、まだ県から、本当に細部の去年の医療費をもとにしての標準保険料というのが示されておられません。上がるだろうという予想はしております。それが1.5倍になるのか、1.7倍になるのか、これはちょっと今のところ不明でございます。昨年度は、医療費、その割に1.3%しか伸びませんでしたので、その辺に期待をしておるところでありますけれども、伸びることは伸びるというふうに思っております。その段階におきまして、今までも、一般会計から赤字分を繰り入れておりました。したがって、その伸び率を見ながら、税改正をどの程度していくのか、また一般会計からどの程度繰り入れをしていくのか、その両面から私は考えていかなければならないというふうに思っております。これ、一気に1.5倍、1.7倍というわけにはまいりませんので、そういった面につきましては十分配慮をさせていただきたいというふうに思っております。

12月に第1回目、1月に第2回目が示される予定になっておりますので、その状況を見ながら、また国保運営協議会で十分協議をいたしまして、今年度の場合には3月議会で御提案申し上げていかなざるを得ないというふうなことになるかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。いずれにいたしましても、極端に住民負担を強いるわけにはいかないという考え方でおります。そんな点はぜひ御理解をお願いしたいというふうに思います。

ことしも、当初、一般会計から繰り入れをすることになっておりましたけれども、医療費の状況はそう伸びませんでしたので、3,000万円、決算の段階で減らさせていただきました。それでも、なおかつ国保の基金5,000万円は手つかずということで、繰越金も、今申し上げましたように、1,900万円余出たということでもあります。そういった面で一般会計が大変助かったという面もありまして、国保財政、医療費を抑えることは重要だというのをまた再認識させていただいたところでもあります。予防医療、さらに力を入れていかなければならない、そんな状況でございます。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

ここで一旦休憩をとりたいと思います。

ただいまから1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時30分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先に、午前中の2件の質疑の件について答弁を願います。

最初に、ひとり親世帯数について、唐澤子育て支援課長。

子育て支援課長（唐澤 孝男） 午前中の大熊議員さんの御質問でございますが、ひとり親世帯の数につきましてですが、平成28年8月の調査の数字がありまして、それが178世帯です。全体に占める割合では3%ということに該当いたします。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 続いて、システム開発費等の補助について、松澤住民環境課長。住民環境課長（松澤 厚子） 三澤議員さんの質問にお答えいたします。

システム開発につきましては、国保標準事務処理システムというものをに入れるためにする改修でございますが、今までは市町村単位だったのが、今度から県単位に変わるため、県とつなぐシステムということで、システム改修をする費用になっております。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

議案審議を続けます。

議案第16号「平成29年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第16号「平成29年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、前年度決算により生じた繰越金の増額補正をお願いし、歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金に係る補正をお願いするものであります。また、過年度還付金が当初予算を上回る見込みのため、歳入歳出とも同額の補正をお願いするものであります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ254万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,106万2,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 厚子） 議案第16号について細部説明を申し上げます。

予算書の6ページをごらんください。

歳入から説明をいたします。

4款、繰越金、239万8,000円を追加するものでございます。28年度決算確定によるものでございます。

おめくりいただき、7ページです。

5款、諸収入、15万円を追加するものでございます。村から支払う過年度還付の保険料について、長野県後期高齢者医療広域連合からの全額補填分となります。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款、1804後期高齢者医療広域連合納付金でございます。繰越金に28年度3月分の普通徴

収保険料239万8,000円が含まれていることから、負担金に同額を追加するものでございます。

おめくりいただき、9ページの3款、諸支出金、1805保険料還付金でございます。過年度の保険料に還付が生じ、15万円を追加するものでございます。先ほど、歳入のところで御説明いたしました補填分と同額となるものでございます。

歳出は以上でございます。

予算書1ページに戻っていただき、以上のことから、既定の歳入歳出予算の総額に254万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,106万2,000円とするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（丸山 豊） 議案第16号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

この議案の中身そのものではなくて、後期高齢者医療の本村の実態を見ますと、28年度の決算状況を見ましても、順位が長野県下で42番目ですかね、非常に、中よりは下という、下がってますけれど、1人当たり約80万円ぐらいかかっているということでありまして、この辺の後期高齢者に対する健康対策と申しますか、そういったことは、基本的にいろんな診断の御案内は村から出されておりますけれど、その受診率やそういったものに対して、どのぐらいの受診率なのか、通知を出しても来ないという人もいるし、既に病院へお世話になっているという人もいるわけで、その辺について、非常に本村は若い村で、健康的な村だと言われながら、非常に保険金額から見ていると42位ということで、医療機関が身近にあるせいか、すぐかかると、かかりやすいというか、病院へ行きやすいというか、そういう環境にあるわけですが、その辺、どんなふうに医療費を減らす努力というか、そういったことが今後必要だと思いますので、その辺についてのお考えをお聞かせください。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 厚子） 人間ドックの通知や循環器検診の検診については御通知を申し上げているところでございます。ただ、やはり、なかなかそこがうまく浸透していないところが悩みの種ではございますが、より一層、受診できるような体制を整えて、受診できるように啓蒙していきたいと思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第17号「平成29年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第17号「平成29年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、収益的支出における水道事業費用を420万円減額し、水道事業費用の総額を2億

6,292万7,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） 議案第17号の細部説明を申し上げます。

予算書3ページをごらんいただきたいと思います。

予算実施計画明細書にて説明をいたします。

収益的支出、01款、水道事業費用、01項、営業費用、05目、8005総係事業、20節、補助金を420万円減額するものでございます。

この補助金につきましては、さきの議会全員協議会でも御説明を申し上げましたが、平成29年4月から、村営水道区域内の水道料金を平均で3.5%引き下げたことによりまして、伊那市水道事業区域利用者との水道料金の差額、約600軒分、420万円を補助する目的で、今年度の当初予算に計上をし、支出を予定しておりました。しかしながら、具体的な取り扱いを検討する中で、水道料金の改定が一般的には4月であるため、当初予定しておりました1月から12月分では、補助金額の算定におきまして、4月から12月の9カ月分と、翌年の1月から3月の3カ月分で、その計算方法が異なってしまうため、補助対象者にもわかりづらく、計算も煩雑になってしまいます。このため、対象期間を、1月から12月ではなく、4月から翌年3月に改め、平成29年度分の差額が確定いたします平成30年度分から支出するために、今回、補正予算第3号におきまして420万円全額を減額し、平成30年度の当初予算に再度計上させていただくものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（丸山 豊） 議案第17号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第18号「南箕輪村教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第18号「南箕輪村教育委員会委員の任命について」、提案理由を申し上げます。

林百代教育委員が9月30日で任期満了になるため、引き続き、林百代氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものであります。

林百代教育委員は、現在1期目で、2期8年お務めをいただくということでやってまいりましたので、再任をさせていただきたいというものであります。

住所は南箕輪村9637番地5、氏名は林百代、生年月日は昭和42年3月7日であります。略歴につきましては添付資料をごらんいただきたいと思います。

よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 議案第18号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

これから、議案第14号「平成29年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決いたします。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号「南箕輪村教育委員会委員の任命について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第18号を採決いたします。

議案第18号に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第18号は同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕 お疲れさまでした。

散会 午後 1時44分

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 9 年 9 月 1 4 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 1 番から)

5 番 百 瀬 輝 和

6 番 唐 澤 由 江

8 番 三 澤 澄 子

1 番 加 藤 泰 久

9 番 大 熊 恵 二

3 番 山 崎 文 直

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	原悟郎	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	住民環境課長	松澤厚子
副村長	原茂樹	健康福祉課長	藤田貞文
教育長	清水閣成	子育て支援課長	唐澤孝男
総務課長	堀正弘	産業課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	教育次長	伊藤弘美
財務課長	平嶋寛秋	代表監査委員	原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

会議のてんまつ

平成29年9月14日

午前9時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日より一般質問を行います。なお、本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分といたします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で、質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は、挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可いたします。

5番、百瀬輝和議員。

5番（百瀬 輝和） 議席番号5番、百瀬輝和です。

村長におかれましては、九州までトップセールとして出張して、南箕輪をしっかりと売ってきていただいたと思います。また、その報告等、聞ける機会があれば、よろしくお願ひしたいと思います。

最初に、防災、減災の取り組みについて伺います。

8月29日午前5時58分ごろ、北朝鮮西岸からミサイルが発射され、その4分後に、全国瞬時警報システム、Jアラートを通じて、国民保護に関する情報が出されました。対象地域は北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県です。国民保護サイレンが鳴り響き、携帯電話には緊急速報が配信されました。丈夫な建物や地下室に避難してください。この実現不能の役立たない短い指示で、どう行動していいかわからないという意見が多く出されたそうです。ミサイルは、午前6時6分ごろ、北海道上空を通過して、午前6時12分ごろに襟裳岬東方沖1,180キロの太平洋上に落下、被害報告はありませんでした。このとき、私も、どう行動していいかわかりませんでした。

内閣府の国民保護ポータルサイトには、ミサイル落下の行動について出ております。丈夫な建物や地下室がない場合、次善の策が配信されております。建物のないところでは、身体を低くして頭を保護してくださいとか、窓のない部屋に避難してくださいとかいう次善の策が出されております。

Jアラートは、時間的に猶予のない緊急事態の発生を国民に伝え、迅速な避難行動を促すためのシステムです。情報の種別が25あり、うち11情報が自動起動する設定になっております。ミサイルがいつ飛んで来るかわからない今の状況です。

村長は、開会日に、挨拶の中で触れられておりました。また、広報みなみみのわでは、気象の警報等の変わったところの掲載が載っております。これは評価できる取り組みだと私は考えます。また、これを、やはり村民にどうやって周知していくかというのがこれから村として問われるところだと思いますので、これ、通告してありませんので、自主防災会などを通じてさらなる周知をお願いしたいと思います。

9月3日には村の総合防災訓練が行われ、当日、速報値では3,470名の参加があり、防災への関心が高まっております。

最初に、被災者台帳のシステムについて伺いたいと思います。

このシステムは、住民基本台帳をデータベースとして、必要な情報を使って作成していくと思われま。被災者台帳は、被災者支援について、支援漏れや手続の重複がないように、長中期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するためのものです。個人の被災者の被災状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するものです。平成25年、災害対策基本法が改正され、個人情報も目的外利用ができるようになりました。被災者支援に関する事務が円滑に行われるようになったわけです。

現在の村の状況を伺いたいと思います。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 5番、百瀬輝和議員の御質問にお答えを申し上げます。

防災、減災の取り組みにつきまして、5項目の質問、お受けしております。

最初に、Jアラートのお話もありました。頑固な、強固な建物、地下室はないわけでありますので、その辺が戸惑ったというふうに思っております。役場にも5人ほど避難をしてみました。村民周知をどうするのかという、このことはこれからの課題でありますし、しっかりやっていかなければならないというふうには思っております。この件につきましては、その日のうちに印刷をしまして、村報に挟み込みをいたしました。恐らく、県内ではそうした自治体はないんじゃないかなというふうにも思っております。そういった迅速な対応というのは大切だというふうに思っております。

さて、御質問の内容であります。近年、異常気象の影響で、毎年のように自然災害が発生し、被災された方は避難所で避難生活を送ることとなります。こうした方々へ適切な支援を行っていくためには、台帳を整備し、必要な情報を把握していくことが不可欠であります。そのための被災者台帳の作成は欠かせないものであります。

内閣府では、災害対策基本法が改正されたことに伴いまして、平成29年3月に、被災者台帳の作成等に関する事務指針を公表したところであります。この中には、マイナンバーを利用して台帳を作成していくことも含まれております。

村では、被災者支援システムを導入しておりますので、住民基本台帳を活用し、被災者台帳のデータベース化を図りながら、災害時において迅速な対応が可能となるよう整備を進めてまいります。現在は、その整備を進めておるところでありますので、完全ということにつきましてはもうしばらく時間をいただきたいというふうに思います。その点はぜひ御理解をお願いいたします。以上です。

議 長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） この被災者台帳の進んでいる自治体、先進事例で挙げられている自治体は、この被災者台帳の作成訓練を行っているということです。災害時の対応訓練により、防災力の向上、職員の育成を目的として取り組んでいるということです。幾らすぐれたシステムであっても、平時からの研修、訓練というのが非常に私は大事になってくるんだろうと思います。円滑な運用ができるようになってくるんだと思いますが、それについては、村長、どうお考えでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 平時からのそういった訓練、このことは大切だろうというふうに思っております。また同時に、本村が導入しております被災者台帳のシステム、被災者支援システムでありますけれども、通称 J-L I S というふうに言われております。この団体につきましては、職員の研修にも参加をしていただける、またはデモシステムを活用した模擬訓練といったメニューもあるというふうに伺っておりますので、その辺を十分活用していきるのではないかなというふうに思っております。したがって、これからの問題でありますけれども、そういった訓練といいますか、そういうことも必要であるというふうに考えております。実施をしていく必要はあるというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 次に、被災者支援システム、先ほど村長が言っていた被災者台帳もこのシステムで運用していると思います。被災者支援システム、現在の管理状況について伺いたいと思います。

この被災者支援システムもいろいろなシステムがあります。例えば、仮設住宅の管理システムだとか、避難所関連システムだとか、倒壊家屋の管理システム、緊急物資の管理システム、犠牲者遺族管理システムだとか、避難行動要支援者の関連システム等々あるわけです。このシステムがやはりしっかりと使えるようにしていかないとはいけません。

このシステムは、災害関連の業務も念頭に製作されたシステムなので、少ない手順で災害関係の情報が確認できます。一つのシステム内で災害時の被災者支援業務を行えるシステムになっております。また、G I S を用いた地図上での情報を反映することが可能になっております。

前は2年前に、これ、やはり私は質問しているんですが、そのときはバージョン6のときの質問でした。現在は、このバージョンが7というバージョンになっております。平成28年時点の県のほうのデータなんですが、県内では25自治体が被災者台帳のシステムについて整備されているということで、うち15自治体がこの被災者支援システム、J-L I S のシステムを導入しているということです。これ、前回、村長は、もう少し時間をという答弁でしたけれども、村長、これからどうしていくかということをしつかりと伺いたいと思いますけれども。

議長（丸山 豊） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 議員御指摘のとおりであります。現在、このシステムはバージョン7、昨年リリースされましたので、今このインストール作業を業者委託して行っているところであります。もうしばらくするとでき上がってくると思います。届きましたら、住民基本台帳をこの中に登録していく、また、家屋情報、この辺もレイヤーとして重ね合わせて、情報を取り込んで、基本ベースデータとしてつくっていくという作業をこれから行ってまいります。

先ほど、村長の説明にもありましたが J-L I S、このシステムを運用管理しています J-L I S という機構におきましては、講師の派遣、あるいはパソコンを使った e ラーニング、そうしたメニューも用意されておりますので、この辺を積極的に活用しまして、職員の研修に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） これ、なるべく早くお願いしたいと思います。また、サポートセンターがあると思いますので、サポートセンター等もやはり活用していただいて、早い運用ができるような形、また、いつ起こるかかわからない災害時に備えておく、すぐこのシステムが使えるという状態にしておいていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、これ、以前にも質問したことがあります、村では直轄地域があります。ことしもこの地域で村の防災訓練は行われなかったということですが、この直轄地域、村としての防災への取り組みを今後どのように考えて対応していくか、ちょっと伺いたいと思います。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 直轄地域の防災訓練の御質問であります。

現在、防災関係につきましては、地区の防災訓練等々含めまして、自主防災会を主体として実施していただいております。区民であるかどうかは問わず、どなたでも参加していただける訓練とはなっております。

考えてみますと、実際に、平成18年豪雨災害の際には、住民だけではなく、地元の企業の従業員の方々も避難を余儀なくされておりました。また、住民とともに避難所運営に携わっていただいた経過もあるわけでありまして。そうしたことを考えますと、全ての住民が自分と家族を守るために何が必要であるのかということを考えていただき、積極的に地域の訓練に参加していただくことが大切であるというふうに思っております。

そうはいつても、村から声かけをしないとなかなか参加しにくい状況であるというふうには思っております。ほかの質問もいただいております、村の直轄地域につきましては、百瀬議員からは、この辺が、村では一番課題といいますか、弱いところかなというふうに思っておりますので、防災だけではなくて、ほかの一般の部分含めまして、もう少し直轄地域と連宅を密にしていく必要があるんだろうというふうに考えておりますし、そういった部分は反省もしております。したがって、地区相談員も配置しておりますので、もう少しそういった部分の情報だとか、連絡だとか、そういったことを強化していければというふうに思っておりますので、来年の防災訓練に向けて、そういった皆さんが地域の防災訓練に参加できるように働きかけはしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） ここの地域に住まれている方たちも、過去のかなり根強いものを持たれているみたいで、かなり難しい取り組みだとは思いますが、やはりこの地域だけ少し村全体の流れに置かれていくようなことがないような形でしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、村の地域防災計画の中で、大規模災害が発生したときの取り組みが計画されております。4項目あります。1として、避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに、情報伝達体制の整備を図る。2として、指定緊急避難所及び指定避難所を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。3として、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備を図る。4として、学校における迅速かつ適切な避難活動のた

めの計画策定を行う。また、現状と課題の中で、激甚災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に、要配慮者利用施設においては、避難誘導等の体制を強化する必要がある。さらに、避難行動要配慮者対策では、村は、平時より、避難行動要配慮者に関する情報の把握に努め、避難行動要配慮者名簿を作成し、地域防災計画に定めた避難支援等関係者に対し、避難行動要配慮者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要配慮者名簿を提供し、避難行動要配慮者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとするとして書いてあります。避難行動要配慮者の方は、現在、私が聞いたところは、112名が対象だと聞いております。

また、地域住民の円滑な誘導や避難所となる小中学校施設の効果的な活用のため、災害時に校舎、屋内運動場、校庭等をどのように利用するかを定めた学校施設利用計画の策定をすることが重要だと考えますが、この件、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 百瀬議員御質問の公立校等の避難所計画ということでございます。

公立校というのを小中学校という受けとめでよろしいでしょうか。

公立学校施設として、本村3校ございますが、各学校においては、いわゆる緊急対応マニュアルを作成しておりますが、ただいま御質問がありました、公立校における、いわゆる小中学校における避難所の計画は、現在のところ具体的な計画を策定しておりません。

今後、今お話がありましたけれども、災害はいつ起きてもおかしくない状況でございます。関係機関との連絡、連携、調整をしながら、計画策定に向けて検討していきたいと考えております。

まずは、策定に当たり、災害の大小にかかわらず、村の避難所となる学校施設に関する基本的な考え方としてでございますが、防災担当部局である総務課と連携、想定避難者数、それから、災害種別のリスクを十分に考慮の上、避難所となる学校施設の安全性、それから必要な機能、円滑な運営方法、教育活動の早期再開等の状況も出てまいりますので、そのことも踏まえ整備することが重要になってくると考えます。

また、東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備についてということで緊急提言が発表されております。第一段階から、第1段階といいたいまいしょうか、局面から第4の局面までということで、災害が起きてから避難直後までの救命避難の関係、それから、第4段階としましては、いわゆる終結の段階、授業が再開等、そこまでを丁寧に見ながら、おのおの段階で必要となる防災機能を、今申し上げた、丁寧に整理しながら、避難所として必要な機能を大事にしながら検討していくことが必要かなというふうに考えております。

また、他に、ハード面ならず、先ほどの要配慮者という言葉もありましたが、ソフト面でどうすることが大事か、そこも加味しながら検討が必要かなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 資料として、例が出ていたものですかからつけておきましたが、教育活動の再開を見据えた開放スペースの設置という考え方が非常に大事だということです。東日本のときだと思うんですが、避難者に学校を再開するために移っていただいたという事例もあったそうなので、そこら辺はやはりしっかりと、学校という施設をどう避難所として

活用したり、本来の学習の場としての学校という機能もどう持たせていくかということが非常に大事な計画になってくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

9月は、がんの征圧月間アツド健康増進普及月間です。がんになつても働ける社会への取り組みです。

最近のがん治療は、以前の長期入院から通院治療へと大きく変わつてきております。がん治療の中で、どうしても、薬を飲んで副作用があり、外見の変化に悩む患者が前向きに暮らしてための取り組みを提案したいと思ひます。

がんの外見ケア、アピアランスケアが今注目されております。今回は、このウィッグの補助の提案をしたいと思ひます。

このウィッグ、良質なものはかなり値段が高く、ただ、良質なものでないとなかなかウィッグをつけて外に出ていけないということもあるみたいで、この値段も高く、患者への負担がかなり大きくなつてきている。治療費も払わなきゃいけない、生活の中でもいろいろなケアをしていかなきゃいけないという中で、やはり負担が大きくなつてきているというお話を聞きます。村として補助金制度を創設しませんかという提案ですが、村長いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） がん患者にウィッグの補助をとという質問であります。

御指摘のように、がんの治療におきましては、手術だとか、抗がん剤、放射線などの治療によりまして、かなり副作用が出ます。外見の変化が出てしまうという場合があるところであります。このことは、本当に身体的な苦痛や精神的な苦痛を引き起こし、社会的な生活にも影響を及ぼすものであります。通院しながら家庭生活や仕事などをする上で、大きな悩みとなることも多いものと思つております。病院でも、こうした外見へのケアの取り組みを少しずつ始めているようであります。

御質問の補助の問題であります。

全国では、幾つかの自治体で実施されているようであります。実施されているところもあるというふうに聞いております。今後、国の制度整備の動向や他の自治体の状況を見ながら、他のさまざまな病気等によるハンディを背負っている方々もおられるわけでありまして、その整合性も考慮していく必要があるのではないかとと思つております。したがいまして、検討をしていく課題というのが多くありますので、当面検討課題ということで捉えさせていただきたいというふうに思つております。他の病気との関係やら、いろんな関係がありますので、検討させていただきたいというふうに思ひます。

以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 厚労省も、このアピアランスケアの調査を始めたそうです。がんの治療に伴う外見の変化、今までは、医者の方たちも、この外見の変化は直接患者の命にはかわらないということで、余り関心を持たれなかつたらしいんですが、今、先ほど言ったように、治療方法も高度化して、死亡率も減つてきているという中で、がん患者さん、なられる方はすごく多いわけですね。そういう中で、やはり各自治体がこの助成を始めております。このがん治療に伴う外見の変化については、ウィッグ、かつらだけではなくて、女性の胸部の補正具だとか、補正下着なんかの購入費用の助成も行っている自治体もふえております。

これ、村としても、先ほど村長、整合性とも言われましたけれども、しっかりと考えていただきたいと思います。やはり、がんになって会社を辞められちゃう方が非常に多いということも伺っております。ただ、辞めずに自分の人生をどう生きていくか、こういう補助があるために前向きに生きられたという、そういう患者さんが1人でもいれば、私は大きなその人の人生を変える行政の働きかけ、政策だという考えも持ちますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律がことし4月26日に公布され、10月25日施行予定だと伺っております。この最大のポイントは、自治体の住宅部局と福祉部局が連携して、住宅に住み続けられるように生活支援を提供していく仕組みづくりが重要になります。改正法では、空き家の活用で、改修費用として家主に最高200万補助、低所得者の入居者には月額4万円を限度に家賃補助などがあります。

村の今後の取り組みについて伺いたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 新たな住宅セーフティネット制度の取り組みの御質問であります。

今、議員御指摘のとおり、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、いわゆる新たな住宅セーフティネット制度につきましては、本年4月26日に公布され、10月25日施行となります。御承知のように、この制度につきましては、高齢者単身者の増加に伴い、総人口が減少する中で、公営住宅の大幅増も見込めず、増加傾向にある民間の空き家等を活用し、住宅セーフティネット機能を強化することが目的となっております。具体的には、高齢者、低所得者、子育て世帯、障がい者、被災者などのために、民間賃貸住宅や空き家等を活用して、住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度や、登録された住宅の改修、あるいは入居への支援措置等を内容とした、住宅確保要配慮者が入居できる住まいの拡充であります。

村内につきましては、空き家の状況であります。

現在まで、現地調査、所有者の売却、賃貸など、今後の利活用の意向調査の結果、賃貸物件となり得るものは6件という、かなり少ない結果となっております。これにつきましては、既に村の空き家バンク登録を促しておりますし、現在登録に至っておらず、残念ながら今すぐ活用できる賃貸住宅というのはない状況であります。また、村営住宅につきましても、現在、空き家はなく、低所得者、ひとり親子育て世帯の入居者に対して、村営住宅を申し込む際の収入基準を公営住宅法に基づいて緩和している状況であります。

本年、議会3月定例会に同様の質問に対する答弁と重複しておりますが、県においても、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定につきましては、県もまだ検討中のことであります。したがって、県を初め、全県的な動向を見ながら、引き続き検討はしていきたいというふうに思っております。

長寿社会になってまいりました。本当にこういった住むところの確保というのは、これからさらに必要になってくるだろうというふうに思っておるところであります。村では、単身入居の障がい者家賃補助制度というのを何年か前に創設して、現在15の方が利用されておるところであります。こういった制度を高齢者の皆さんにまで拡充することは可能でありますので、この辺は検討しながら実施できるのではないかなというふうには思っておるところであります。県の計画を見ながらということになりますので、今、村にある制度をどう活用

できるかということ、これを優先的に検討してまいりたいというふうに思っております。せっかくある制度でありますので、障がい者だけではなくて、本当に必要とする高齢者の皆さんにも拡充してく、このことは可能でありますので、そんなことで御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 前回この件を質問させていただいたときも、障がい者への家賃補助はあるんだけど、こういう低所得者とか高齢者について拡充をという提案もさせていただいたところであります。その中で、やはり高齢者の方とか低所得者の方、多子世帯というのにも含まれるそうなんですけど、特に高齢者の方たちは、入居のとき、これ、空き家も利用したり、一般のアパートなんかも拡充されたと聞いておりますけれども、そういうところも使いながら、村では、村営住宅が非常に戸数が少ないために、年間出てきても倍率がすごく高かったり、なかなか入れないという現状があるわけです。その中で、村としてどう取り組んでいくかというのが非常に大切なところなんだろうと思います。特に、連帯保証人をつけてくれだとか、そういうために入れなかったり、家賃の滞納をしちゃう部分が出てきたりということもあるそうなんですけど、全国的には、だから、そういうところに入りにくくなってきている、そういう低所得者だとか高齢者の方たちへの、この新たな住宅セーフティネット制度ですので、村もしっかりと考えていただいて、その方たちがその場所に長く住み続けられるような生活支援をしっかりと考えて取り組んでいっていただきたいと思います。

次に、資料でつけてありますが、県とLINEが協定ということで、これ、公明党の青年局が、若者の自殺をテーマにアンケートを行い、県内の10代後半から40代までの2,038人から回答を得た調査結果では、4人に1人が本気で自殺を考え、その時期は10代後半との回答が27%と最も多かったらしいです。それを受け、ことし3月に、阿部知事に、SNSを活用した啓発を要望したところ、今月の9月から、実際に今試行されているわけなんですけど、無料アプリLINE「ひとりで悩まない@長野」が、全国で初めてLINEでいじめなどの相談ができる仕組みをつくり、10日から23日までと聞いておりますが、今試行されております。県内の中高生12万人に、このアプリを使えるQRコードですか、が配布されたということなんですけど、南箕輪中学でも配られたと思います。LINEでいじめなどの相談ができる仕組み、自殺対策の啓発活動の取り組みです。

このこと、南箕輪中学ではどんなふうなのかと、また、これ、広く周知していく必要があるんだろうと思いますけれども、村としての取り組みはどんなふうでしょう。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 自殺防止LINEアプリの御質問であります。

この件につきましては、議員御指摘のとおりであります。内容につきましては、平成29年8月21日付で、県から市町村教育委員会と中学校、高校に通知がなされております。試行期間につきましても、9月10日から23日までの2週間実施するという取り組みであります。県では、この試行後に、相談結果の分析等を行い、今後の相談事業の検討に生かしていくこととされておるところであります。あらゆる方法で情報をキャッチし、関係機関の連携により、地域における支援にもつながる有効な手段ではないかと思っております。その結果を注視し

ながら、中高生に限らず、住民の自殺防止における村としての対応も必要かなというふうに思っております。したがって、その分析結果を注視していきたいというふうに考えております。

試行期間における中学校での対応等につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

以上です。

議 長（丸山 豊） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 今お話がありました県とLINE株式会社が、LINEを活用して、子供のいじめ、それから自殺対策に関する連携協定が締結ということで、一番の目的は、子供のいじめ、自殺対策に取り組むことによって、子供たちが本当に健やかに成長していく、それから、安心して学ぶことができる環境を整えることというものでございます。

実際に、QRコードというのは、こういうもので、遠くて済みません、こういうもので、各学校といたしますか、中学、高校に8月の下旬に配られております。「ひとりで悩まないで@長野」で登録のほうに入ってくるというふうに思っておりますが。実際に登録されて、相談をした場合に、カウンセラー対応、それから、県では八つの相談窓口があります。例えば、チャイルドラインとか、長野いのちの電話等々、そこにつなげて、そこも紹介というふうなこともございますが、子供たちが自分で登録しながらということになるわけです。

試行期間における中学校での対応でございますが、子供になじんでいるツールとして相談できることを踏まえての取り組みというふうに受けとめてはいますが、高校生は、学校からLINEアカウント、先ほどの登録のカードが配られて、子供たちが自分でということがございますけれど、このシステムはスマホがないと登録が難しい、できないということになってきます。高校生は、御存じのように、ほぼ生徒の皆さん持っているかなというふうに思うんですけれども、実際に中学生、調査は最近行っていないので、大体の感覚的には3割、4割の生徒さんが持っているかなというところでございますけれども、その生徒さんに、QRコードを配るということは、スマホを持つことを後押しというか、どの子が持っているかもわからないと、実情は。なので、中学校ではこのQRコードは配っておりません。ただ、情報コーナーに、こういうことがありますよという、それは提示しながらでございます。

以前、議会でお伝えしましたが、経済的な面、それからLINEを使つてのいじめが本村の中学校でもなきにしもあらずということでございますので、周知、それから活用には課題があるかなと思いますが、先ほど、村長答弁にもありましたけれども、試行的な段階でございますので、今後の取り組みについて、県の動き、あるいは連絡というか、それを見ていきたいなというふうに思っているということと、やはりとうとい命です。子供さんも含めて、なので、この取り組みによって救われるということも、今の課題もあるわけですが、願わずにはいられない、そういう思いでございます。

それから、もう一点、済みません、長くなって、LINEを使つてとか、あるいは今のチャイルドラインとか、電話相談とか、いろいろあるわけですが、私、うんと思うのは、この取り組みともかかわるんですけれども、学校教育、それから家庭教育、あるいは地域の中においても、困ったとき、あるいはつらいときとか、悲しいときとか、そういうときにヘルプサイン、要するに助けを求めてもいいんだよと、そういうところ、SOSの出し方教育という言葉もあるわけですが、そこをやはり実践的にそれぞれの生活の中で学ん

でいくことが大事なかなというふうに思っています。子供たちがその学びをしたことは、大人になっても、年齢を重ねても、生きて使える大事なことという、そんなことを思っております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 本当に、全国的にそうなんです、10代後半の自殺というのが死亡の一番になっているという実態があります。長野県は、2010年から14年の自殺死亡率が、人口10万人当たりなんです、4.12という、全国平均が2.46ですから、全国で最も高かったということです。

先ほど、教育長が言われた携帯の持っている率なんです。高校生は89.3%だそうです。中学生が48.1%、小学生が21.5%みたいなんですが、このLINEをやっているか、やっていないか、その弊害もあると思いますけれども、先ほど言ったように、いじめだとか自殺を考える年代が10代後半というアンケートの結果でもわかるように、10代の後半、私も考えてみると、そのころ、悶々としていたときだったのかな。人間、その時代は、すごくいろいろ考えて、いろいろ複雑な心の動きがある時期なんだろうなというふうに感じております。

それで、村では、こころの体温計だとかいうのも取り入れていただいたり、産後うつの関係だとか、飲酒の関係だとか、そこで心の状態が見られるようなこころの体温計も導入していただいております。また、今、LINEが試行しているときに、自殺防止週間になっているんですかね、月間は3月になりますけれども、本当にそういう時期に、やはり村としてもこころの体温計の利用者をふやすために周知をしていただいたり、こういうLINEを使って、こういう相談もできるんだよというような周知もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

このLINEについては、やはりすぐ返事を返さなきゃいけないんで、5時から9時という制限の中で、今、10日から23日までの試行をやられているらしいんですが、その人たちも、すごく若者の言葉を使ったり、若者に対する文書で返すのに、長文じゃいけないからということで、すごく訓練を受けて、今回ここに取り組んでいるらしいんで、なかなか人件費もかかるので、ずっとはできないようなことも言っていましたけれども、この試行を見ながら、また県のほうでも考えていただけるということなんで、これ全国初なんで、やってみないとわからないということです。しっかりとした取り組みをお願いしたいと思います。

最後に、国民詩人、谷川俊太郎の生きるという作品の最後のところを紹介したいと思います。「生きていくということ いま生きていくということ 鳥ははばたくということ 海はとどろくということ かたつむりははうということ 人は愛するということ あなたの手のぬくみ いのちということ」

これで質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで、5番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

ここで、9時50分まで休憩といたします。5分間の休憩です。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時50分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

6番、唐澤由江議員。

6 番（唐澤 由江） 6番、唐澤です。

あらかじめ通告した7件について質問したいと思います。よろしくお願いします。

こども館が開館し、夏休み中、工夫し、改善したことは何か。

母子手帳交付の場所と相談業務の振り分けを、相談しづらいという声があり、開放は厳禁、目隠しを。学童クラブの夏休みの支援の必要な子はそのままつけてほしい。途中で冷房がっていたが、給水用のキーパーを置いてはどうか。お帰り時間は6時半か7時か、おやつは、土曜学童はということで。

こども館が開館し、立派な建物で、子供の問題をワンストップで解決するというので、建前は非常に結構だと思います。母子手帳交付を入れて、ネウボラから子育て包括支援センターという位置づけもわかります。しかし、現実には、母子手帳交付は1件もなく、また妊婦健診等は保健センターで行っています。

この子育て教育支援相談室というのは、普通の子の健康相談ではありません。今までの支援の必要な子供たちの相談事業が、通りがけに中まで見えるものになっております。個人情報保護から秘密にしなければならないことが多い、本来デリケートで、人に知られたくない相談の内容になっておりまして、発達に問題のある子や家庭に支援の必要な子の相談なので、窓を全てカーテンでも覆うくらいな気持ちで対処していただきたいと思います。

また、車椅子支援で、加配のついている子をわざわざよその施設へ夏休み預けなければならない。なかなか受け入れてくれるところが見つげづらい。こういった場合、そのまま支援の先生と一緒に学童へ受け入れすべきではないでしょうか。

また、健康のために水を飲もう推進運動ということが厚生省から出されております。資料におつけしましたけれども、見ていただければと思います。

身体の中の水分は、飲み水に1.2リットル、食事が1リットル、1日2.5リットルの水分の出入りが必要で、児童生徒を中心に、スポーツなどに伴う熱中症による死亡事故は跡を絶ちません。また、中高年で多発して、脳梗塞、心筋梗塞など、水分摂取量の不足というものは大きなリスクの要因になっております。水分補給が行われないと、脱水による血液の濃縮のために、循環不全になり、熱中症になります。どこか、いろいろベンチのような座るところがありまして、環境も整ってきたようですので、水分キーパーを置いたらどうかと思います。学童クラブの班、それから、それ以外の子など、混然一体となって、本当に子供たちが何が起るかわからないような、誰がいるのかわからないような、危機管理なども問題があります。救急車を呼ぶことのないように、弾けた子供のために設置をお勧めします。

また、同僚議員の6月定例会の一般質問で、村長が変更の指示をされた6時半から7時ということですがけれども、条例改正をするのかどうか。

また、おやつは効用なんですけど、そういったおやつ、身体を健康に生かすために、脳は、一番強いのは睡眠欲と食欲だそうです。夏休み中はおやつを食べて、本当に子供たちが満たされた感じで、小腹がすいたときに食べるというか、感じで、夏休み中の学童は本当に充実していたようです。私がいつも登校見守りしている子供がいて、7月中旬から母親が勤めることになって、毎朝の登校を見守りしている僕がこども館で泣いていました。行き会って、ハグしてやると、涙がとまりました。休み明け、おやつが楽しいでしょと言うと、要は、休みがあけたらおやつがなくなったということで、何も言わずに首を振り、悲しそうな顔をしていました。

そのことについて、1から4についてお答えをお願いします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 6番、唐澤由江議員の御質問にお答えを申し上げます。

こども館関係の質問であります。

こども館につきましては、6月末に完成し、7月6日に竣工、8日に一般開放し、7月18日からこども館係と子育て教育支援相談室、こども館に移って業務を開始したところであります。

母子手帳につきましては、7月より、子育て教育支援相談室でも、保健師がいるときに限り交付は可能であります。常時、健康推進係で交付をしており、今のところ相談室の交付の実績はないところであります。こども館でも交付は可能ということでもあります。

また、相談室につきましては、南箕輪村版ネウボラであります子育て世代包括支援センターとして位置づけられておりますので、妊婦を含めた全ての相談に応じます。その上で、継続相談が必要な場合は、庁内関係機関と連携し、支援をしておるところであります。相談室では、子育てや就学時に関するさまざまな相談に応じていますが、中には大変深刻なケースもあり、プライバシーの確保、これは当然重要であります。相談につきましては窓口で行わず、個室の相談室を利用しておりますので、プライバシーには十分配慮しておるところであります。また、一方、初めて相談を受けたい人が直接来館した場合、相談者が相談員に気楽に声をかけていただける窓口としての役割も必要でありますので、現在、事務室は開放しております。相談につきましては相談室で行っておりますので、その手は、プライバシー、十分に確保してあるということでもありますので、よろしく願いいたします。

学童クラブの関係であります。

村の放課後児童クラブでは、現在使用している施設内で過ごすことが可能であれば、支援が必要な子供の受け入れも行っております。必要な支援の内容につきましては、個々さまざまありますので、事前に相談をいただければ、対応について検討はしてまいります。

また、御質問の支援員の先生と一緒に放課後児童クラブへの受け入れすべきとのことにつきましては、児童のことをよく知る支援の先生と一緒に来ていただけることは、その児童にとっても心強いというふうに思っております。しかし、支援員の先生との関係もありますので、その辺は支援員の先生と相談をしていかなければならないというふうに思っております。

給水用のキーパーのお話、質問であります。

冷房は確かに途中でつけさせていただきました。これは、体育館的に使用しているところが非常に暑いということでもありますのでつけさせていただきました。

給水用のキーパーであります。こども館におきましては、水分の補給用の水筒等の持ち込みが可能となっております。また、館内には、学校同様に水分補給ができる水場が設置されておりますので、当面は水分キーパーを置く予定はないところであります。

お帰りの時間等の質問であります。

こども館につきましては、一般の利用と放課後児童クラブの利用と、この二つがあるわけでありまして、

したがって、一般的な利用につきましては、こども館を利用する小学生は、4月から

9月までは午後5時30分、10月から3月までは午後4時30分と、明るいうちに自宅に帰れるよう設定をしておるところであります。

放課後児童クラブにつきましては、10月より午後7時までとし、現在より30分延長する予定であります。今議会で延長の件費の補正をお願いしているところでもあります。時間延長には、賛否両論があろうかと思いますが、今回につきましては共働き家庭に配慮をして、保育園で行っている長時間保育と合わせた時間延長を行っていきたいということでございます。保護者の方々には、時間いっぱいということではなくて、可能な皆さんには、できるだけ早いお帰りをお願いしていきたいというふうに思っております。最長7時までということでもあります。

その中で、条例改正の話が出ました。この10月から実施する部分につきましては、条例改正を必要としないということでもありますので、条例改正は行いません。ただ、こども館全体につきまして、条例を整備していく必要があるかという、こども館といいますか、放課後児童クラブにつきましては整備していく必要があるというふうに思っておりますので、この辺は十分検討してまいりたいというふうに思います。

おやつの問題であります。

おやつにつきましては、以前、おやつ時間を実施しておりましたが、近年多発しているさまざまな問題がありまして、平成24年から取りやめております。学校休業日のような1日預かる日につきましてはのみ、各自が持参したおやつを食する時間を設けております。そんなところでございます。

最後に、質問の用紙のほうにありました部分であります。

土曜日の放課後児童クラブの解消の問題も書かれておりました。6月に、放課後児童クラブに通所する世帯にアンケートを実施いたしました。結果といたしましては、82世帯からの回答がありまして、土曜日を希望する世帯が23.2%ということで、19世帯希望するという御家庭がありました。この辺につきましては、今後、保護者の声を聞きながら検討していきたいというふうに考えております。今、土曜日やっておりますので、こういった要望や希望があれば、土曜日も実施していく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、この辺は十分、保護者との話し合いを重視していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 電話をしている声が、窓があいているために聞こえるので、そこら辺を注意していただいて、本当は、顔が見える、上からちょっと中段あたりぐらいまでの模様のあるもので覆うと、多少はいいんじゃないかなという気がしますので、また考えていただきたいと思えます。

ひとり親世帯が174世帯もあるということで、土曜日もイベントをやっているのですが、ぜひ土曜の学童クラブをしていただくと、困っているお家が助かるんじゃないかなと思えます。

それと、箕輪町と辰野町を調べてみたら、やっぱりおやつを、800円とか、1,000円とかいただいて、用意しているようですので、脳にやっぱり安心感というのが、小腹のすいた時間帯に行くので、アレルギーとかそういうものがないものを選んで、ちょっとやっていただくとよいのではないかなと思えます。

次に、児童虐待の過去最高12万件という記事がありまして、16年度は、全国、26年連続児

童虐待がふえているということでした。

県の児童虐待数が1,909件で、昨年より148件ふえていて、心理的虐待が57.7%、身体的虐待が22.2%、育児放棄が18.9%、性的虐待が1%ということでありましたが、村の状況はどうでしょうか、お聞きします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 村の児童虐待の実態の御質問であります。

平成28年度の村の児童虐待件数は41人でありました。前年度より6人減っております。このうちの、心理的虐待5人減の32人、身体的虐待が2人減の4人、育児放棄は逆に2人増の4人、性的虐待は1人減の1人で、終結した虐待がある一方で、また新たな虐待というのも発生している状況であります。また、実人数は、確かに平成28年度は減りましたが、1件にかかわる相談回数というのはふえているのが実態であります。大切なことは、できるだけ早いうちに虐待を発見し、関係機関と連携しながら、深刻な状態にならないよう支援をしていかなければならない、こういうことで対応しておるところでございます。

また、虐待の件数であります。このことは、市町村により対応の温度差があります。小さな事例にも対応している市町村はその件数も多くなる。そういったこともありますので、本村の児童虐待の実態、多いのかどうかというのは一概には言えないというふうには考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 虐待の内容を見ると、すごい、本当に大変な事例が多いので、丁寧な相談に乗っていただくようお願いいたします。

次に、働き方改革の計画的な見直しはということ。

ディーセントワーク、働きがいのある人間らしい仕事、今、村では、地方創生事業で、長時間労働や休日出勤が多いのではないかなと思います。実態はどうかと、ワークライフバランスはできているか。

公共事業がめじろ押しで、中小企業における下請法第4条の罰則で、親会社が納期をいたずらに規制しないことなどのチェックを行っているか。

開発公社のプールアルバイトの賃金はどうかということをお聞きします。

この間、連合で、ちょっと厚生労働省の関係の働き方改革の勉強会に行ってきたして、厚生労働省では、本当に43%ぐらいが違法な時間外労働があったというふうに言われていますが、長野県の状態が出てきました。月100時間を超える違法な時間外休日労働があったり、県の労働局の調べの584企業の調査を見ると、本当に7割以上の238企業で過労死ラインとされる月80時間の違法な時間外労働が認められたようです。サービス残業が横行したり、産業医による健康についての面接を怠っていた企業も70社あったと。労使双方の三六協定も有名無実化していて、本当にすさまじい状況で、人手不足、働き方改革どころじゃないような状況だそうですが、そんな点で、1から3についてお聞きします。

議長（丸山 豊） 唐澤議員、（1）のディーセントワーク、実態とワークライフバランスまでで最初は、1問1答ということで切ってよろしいですか。

6番（唐澤 由江） はい。

議長（丸山 豊） そのほうが答弁しやすいですか。

（１）のところのワークライフバランスはできているかまでの答弁をお願いいたします。

唐木村長。

村長（唐木 一直） ディーセントワーク、ワークライフバランスの御質問であります。

村の職員の働き方につきましては、ワークライフバランス、いわゆる仕事と生活の調和ができていのかどうかという御質問でありますけれども、村では、今、地方創生事業や人口増加に対応する事業、また多様化する福祉事業、多くなっております。また、特に最近は、土日のイベント等がかなり多くなっているのが実情でございます。地方創生関連で、土日は、イベント、イベントということになっております。

職員は、部署や時期によって、時間外の勤務や休日出勤も多くなってきております。したがって、特定の職員に過度の負担がないように、課内で協力体制をとるよう指示をしておりますし、必要があれば、年度途中でも人事異動を行っております。毎月、総務課で、全職員の時間外集計をして、極端に多くなった部署につきましては、分析し、対策を講じております。

今のところ、月80時間を超えるような長時間労働でございますけれども、本年度に入りまして1名ありました。6カ月間で1回のみということでございます。これ、こども館開設準備のための時間外勤務ということでありましたので、今はこれは解消されておるということであります。そんなところであります。

また、年休の取得率というのは36%ほどということで、本当に低い状況となっております。この辺は、職員の課題かなというふうに捉えておるところでございます。

と同時に、サービス残業はしないようにということで、これは、私のほうから、再三にわたって庁議で指示をしております。働いたものはきちんとお支払いをするという姿勢でいるところであります。

いずれにいたしましても、地方創生関連事業が多くなってきておること、先ほども言いましたように、福祉事業、人口増加等々によりまして、この業務も大変になっております。イベントも多くなってきております。そういったことで、今議会、職員定数増の議案を提出させていただいておるところであります。適切な人員配置に努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6番（唐澤 由江） それでは、次の2番についてお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 2番についての答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 2番につきましてであります。

下請法第4条の罰則でということでもありますけれども、これは、あれですかね、公契約条例の質問ということでよろしいですかね。関係法第4条、罰則規定ありませんので。

6番（唐澤 由江） 公契約条例が県ではあるんですが、余りほかの町村では守られていないんですけれども、そういった納期に期限をつけて、下請いじめという言い方はおかしいんですけれども、そういうような実態を防いでいただきたいということなんです。

村長（唐木 一直） そういう質問でよろしいわけですね、はい、わかりました。

公契約条例につきましては、本村でも制定はしておりません。公契約条例につきましては、公契約を受注した事業者に対しまして、その契約に従事する全ての労働者の賃金について自治体が定める最低基準を上回る賃金支払いを独自に義務づけるものであります。

この条例の課題といたしましては、このことによりまして、予算額や契約額の上昇の問題のほかに、勤労条件に関する基準が法律で定めるべきものであるという意見や、労働条件の調査などは、本来、労働基準監督署の管轄ではないかというような意見もあるところであります。法的にそういった御意見もあるということでありませぬ。

この条例を制定するには、本当にこの事務量の増、どう対応していくのかということが一番大きな課題となっているところであります。担当職員の増員などをしていかなければ、これは不可能ということでありませぬ。したがいまして、現在の本村の状況を考えますと、条例制定というのは厳しいというふうに思っております。また、本村が業務委託等々につきましては、本村が独自に決定する報酬下限額の決定方法とか、そういったこともしていかなければなりませんので、その辺も課題というふうに考えております。

本村では、これまで、一般競争入札や最低制限価格制度の導入、中間前払金支払実施要項の設定など、さまざまな入札や契約制度の改革を行ってまいりました。したがいまして、今後も適正な入札を心がけていきたいというふうに思っております。最低制限価格導入をさせていただきます。このことは、非常に安い価格で契約ができないということになっておりますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。また、公共工事の設計労務単価につきましては、これは全く国の単価に準じて改定は常に行っておりますので、その辺も御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 職員が長時間労働をしたり、年休取得率が悪くなったりということがないように、お願いしたいと思います。

それから、3番の開発公社のプールアルバイトの賃金が県の最低賃金を下回っているのではないかという意見ですが、お聞きします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） この問題は開発公社の問題でありますので、現況だけ申し上げます。

プールアルバイトの問題、今年度は8月に3人を雇用しております。1時間当たりの単価は、時給単価は790円であります。したがいまして、県の最賃制はクリアをしておるところであります。ただ、10月1日の改正になります。最低賃金額は795円になりますので、これ、来年はかえていかなければならないというふうに思っております。

安いかどうかという質問は、これは私の答えられる範囲ではございませんので、開発公社のほうへおつなぎをさせていただきます。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

3に移りたいと思います。

農業委員の選任について。

今までの女性農業者の地位向上が宙に浮いてしまったのではないか。

女性農業委員が3人から1人になったと、女性蔑視ではないかということなんですが、全国で1,750市町村のうち、2万7,068人、半分選ばれたんですが、うちの村では、地区選出が全員男性となってしまったということです。農業委員の中立性が保たれるのかという、いろいろ認定農業者を入れたりということで、規制改革推進会議がこういった方針を出されたわけですが、こういった農協改革を強引に進めたり、農協潰しのようなことがないよと思うところですが、このことについて、1番について御意見ををお願いします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 農業委員の選任についての御質問であります。

農業委員会法、農協法の一部改正が施行されたところでありまして、本村では、ことしの7月20日から、新たな改正法によりまして新体制へ移行をいたしました。結果的に、女性委員さんが3人から1人になってしまった。その1人も、農業に関係のない方ということで任命をさせていただきました。ほかは全て男性ということになってしまったところでありまして。

これ、新制度におきましては、地域や農業団体からの推薦、または公募による候補者、さらには農業と利害関係のない第三者を含めて、議会の同意を得て、私のほうで任命することになり、任命制になったところでありまして。したがって、公募以外につきましては、農業関係団体の皆さんにお願いをしてきたということであり、ここからの推薦の皆さんが全て男性であったということで、女性をとすることは意識してやりましたけれども、なかなかうまくいかなかったというのが実態でございます。加えまして、農地利用最適化推進委員の設置が必要となりまして、この皆さんも全員男性ということであり、農業委員会から委嘱をされたところがございます。

私自身も、この農業者の地位向上やいろんな面を考えまして、女性の農業委員というのは必要であるというふうに思っております。女性だから気がつく視点というのがありますし、女性だから相談しやすいという点もあるというふうに思っております。したがって、今回は、法改正初めての農業委員会制度ということでいろいろな選出方法を考えてまいりましたが、なかなか団体の皆さんに女性を出していただけなかったということもあります。次の改選時におきましては、もう少し女性が入れるようになっていけばというようなことで、そんなお願いもしていきたいというふうに考えております。決して、女性蔑視ということではなくて、結果的にそうなってしまったということでありまして、お願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 兼業農家は、特に女性が農業を担っている家庭が多いし、またマイスター制度だとか、女性農業委員が理事になったり、いろんな面で、農業にも女性の地位向上とか、果たす役割があるかと思えます。安倍内閣は女性活躍と言っているのに、農業委員に全然いないということはどういうことかしらと、やはり思いますので、次期に向けて、いろんな専業農家でも、女性はある程度若い人がいっぱいいますので、よろしく願いしたいと思えます。

それで、2番に移りますが、周辺に耕作放棄地やアレチウリが多いんですが、農業委員会

を通じて、毎回、そのお宅へ通知が行っているようですが、全く改善されないんですが、改善するためにどこへ相談すればいいのかとお聞きします。

それから、日本農業新聞にあったのは、やはりほとんど、国の農政を7割が評価しないという御意見を聞いたことがありまして、多分、民主党政権下の1万5,000円の戸別補償が自民党で7,500円になり、今はそれがゼロ円になると、今後、日本の農業は大丈夫かしらというようなことですので、2番、3番について、御意見をお願いします。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 耕作放棄地等々の問題であります。

農業委員会は、年に1回、耕作状況を確認しております。平成29年調査は先月終了して、現在まとめ中であります。平成26年の調査を境に、平成28年調査まで、残念ながら増加傾向にあります。一時より減ってはきておりますけれども、増加傾向にあります。その要因というのは、やはり後継者不足というのが一番大きいというふうに思っておりますし、米価の下落による営農意欲の低下等々も考えられるところであります。

しかし、農地の管理というのは、個人の資産管理でありますので、基本的には農地所有者や耕作者でその対応をお願いしていかなければならないというふうに思っております。

どこに相談すればということでもありますので、これは農業委員会に御相談をいただきたいというふうに思っております。農業委員会でも、農地につきましては一定のお願いや指導というのをしてまいりますので、よろしく願いいたします。

農業新聞の話が出ました。

農協法の改正や農業委員会法の改正によりまして、平成30年産米から、国の米政策の大幅転換になってまいります。国は、農業生産に関して、近年、大きく政策を転換してきておるところであります。戸別所得補償につきましては、30年産から廃止をするということでもありますし、いわゆる減反政策も廃止するというところであります。減反政策等々の問題につきましては、来年に向けて、今検討しておるところであります。そんな点は御理解もお願いしたいというふうに思いますし、本村の場合は、兼業農家が中心でありますので、国の方針、必ずしも合致をしない面というのが多いわけでもあります。したがって、本村は本村なりの農業政策に取り組んでいかなければならないというふうに考えておるところであります。全て国のというわけにはまいりませんので、そんな点はお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議 長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 私も、リンゴ農家ですので、いろいろと一生懸命手伝って、耕作放棄地がないように頑張っております。この信州の果実4月号というのがありまして、これにも投稿して、いかに農業を発展させるかというようなことを書きました。それはいいですけど、頑張って農業を盛り立てていきたいと思っております。

次に、森林税の補助金不正受給で、村への影響はということですが。

13日の新聞によりますと、県職員へ大北森林組合の事件で、不正関与の11人に知事が賠償請求し、知事もまた3カ月、副知事も2カ月の弁償というか、責任をとるということをおっしゃっております。今まで、行政の中で、そういった職員に責任をとらせるということがどういうことなのかというか、本当にすごい事件だなと思っております。森林税を、20年から県民税を導入

して、間伐や松くい虫防除対策に活用してきたわけですが、その活用が十分でなくて、基金残高が増加傾向にあるということも本当に今後注視していきたいなと思います。

森林税の活用事業による、みんなで支える里山整備事業、それから、地域で進める里山集約化事業というようなことが、村の事業にどのような影響があるか、それからまた、どのような森林整備計画を持っているのか、お聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 森林税の関係であります。

国庫補助返還金に伴います、不正受給に伴います村への影響という質問でありますけれども、今のところ全くございません。影響はないということでお願いいたします。

補助金の検査につきましても、厳格化をされておりますし、村では、県の通知に沿って、厳格な検査をし、県による検査も受けております。これからもチェックを厳しくし、補助金の適正な事業執行に万全を期してまいります。

村の方針でありますけれども、森林整備計画策定してありますので、それに基づいて事業を行ってまいります。

この問題につきまして、知事も本当に悩みながら決断をなされたんだろうなというふうには思っておるところであります。本村におきましても、職員に賠償命令をし、補填をしたという事例はあります。うちの先進地ということでもあります。水道の問題でありました。これ、私以下担当職員まで、400万近くを納めたという事例はあったところでもあります。そんなことのないようにしっかりしていかなければならないというふうには考えておるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 次に、経ヶ岳友の会というのがあるようですが、そのサンティアが実施している経ヶ岳だとか、いろんなものに対して、いろいろの活動、村が活動を支援したり、誘導したりしてほしいというようなことがありましたので、これは要望ですので、ぜひ御指導をよろしくお願いいたします。

次に移ります。

企業振興条例の補助金の実態はということです。

窓口で申請相談しても、該当しないと言われ、しかし、納得できず、相談があり、条件クリアで補助金の一部がついたということですが、村長にちょっとお聞きしたら、やはりクリアできない問題があったので、全額というわけにはいかなかったということですが、やはり、消費税等ある若者が、何回も役場や商工会へ足を運んでも該当しないというようなことでして、都会で修行を積んでやっと出店したのに、地元で恩返しをしたいという強い志があり、消費税と固定資産税の税金に潰されると、なるべく非正規じゃなくて、正規職員をといるふうなことで、職員のことについても一生懸命考えてやっているのが、どうしてこんなふうになってしまったのかというようなことがありまして、村長の見解をお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 企業振興条例補助金の問題であります。

具体的に該当する場合には、申請をしていただき、申請について、南箕輪村企業振興審議会の審査を受けた後、的確なものについては補助金を交付するという内容であります。

この該当の事例につきましては、新規の就業ということで、その中で、規定上は、店舗等取得した後2年以内に創業した者を補助の対象にするという規定があるわけでありますので、商工会や職員に相談を何回もしたということでありますけれども、これが2年を過ぎていたということで、職員の対応としてはやむを得ないかなというふうには思っておるところであります。私のところにも相談がありまして、なぜ2年以内にできなんだかという御質問をさせていただきました。明け渡しの期限が来ても明け渡していただけなかったということで、法的な措置をとったという状況をお聞きしたところでありますので、それなら特別な事象に該当するというので、遡及に適用して、補助金交付をということとさせていただいたところでございます。ただ、その中で、職員対応としては、それは条例や要綱やというものに沿ったということでありますので、それはそういうことで御理解いただきたいなというふうに思います。建物の一部、あるいは土地の一部というのが自己事業以外に貸し付けておりますので、それは全額対象というわけにはまいりません。その点は本人も承知しているのではないかなというふうに思っております。したがって、対象となる部分につきましては全て対象とさせていただきますので、そんな点はよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 村長の聞く耳を持っていただいて、本当に感謝申し上げます。

次に、水道水の濁りの原因はということで。

苦情の件数と対応は、なぜ大芝、北原、大泉だけなのか。

声の大きい人の対応し、何も言わない人には対応しない。給水車を借りてでも回すべきではないか。水道料は払っている、飲めない、飲みたくない水道水、しかも日常的な濁りを感じるのだが、不公平ではないのでしょうか。よく黙っているねと同僚議員にも言われますが、蛇口をひねって出てくるのだから、宅内の配管の汚れではとは言われましたが、息子と2軒分なので、水道が原因であるということです。

このことについて説明をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 水道水の濁りの問題につきましては、冒頭の挨拶や全協といえますか、決算特別委員会の中でもお話をさせていただきました。

なぜ大芝、大泉、北原という質問でありますけれども、これは第二配水池の配水タンクが原因となりましたので、大芝、大泉、北原、そして北殿の一部が対象となってしまったということでもあります。

件数でありますけれども、苦情につきましては8月20日の日曜日に3件の問い合わせ、それから、最終的に25日にかけて56件の問い合わせがありました。8月20日に3件、21日に12件、こういった問い合わせがありましたので、給水エリア全域にわたっておるところということで、直ちに原因の調査に入りました。専門業者にも依頼をいたしました。

その結果、配水タンクの底部に沈殿物が堆積して、水位の低下によりまして底までくみ上げてしまったということが原因であると判明いたしましたので、すぐさま潜水夫を頼みまして、対応をさせていただいたところであります。若干時間がかかりましたけれども、速やかに対応させていただきました。対応後につきましては、問い合わせは1件もございません。したがって、今は落ちついておるのかなといったところであります。

希望の方につきましては給水をしたところでございますので、決して声の大きい人に限って対応したということではございませんので、そんな点はそんな御理解をお願いしたいというふうに思います。

これ、定期的に配水タンクを清掃することが必要でありますので、これからは定期的にしてまいります。そして、安心・安全な水道水を供給してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） ポリタンクが来まして、ありがとうございます。

2020年の新学習指導要領に向けて、夏休みを短縮してはということですが。

教育関係者懇談会の折に、2020年に新学習指導要領が実施されると、英語学習の時間が足りないということで、先生たちが頭を悩ませておりました。

それで、大規模な短縮は、静岡県吉田町で、来年から小中学校の夏休みを24日から16日間にするということだそうです。やっぱり、小学校3年から6年まで、授業時間が35時間ふえると、それに対応する措置というのが一つだそうです。もう一つは、教員の過重労働の解消。例えば、吉田町では、中学校教員の月平均残業時間が90.1時間あるということで、過労死のリスクが高まる80時間を超えているわけです。

夏休みに授業を行えば、余裕が生まれ、学校活動の密度を減らし、薄く1年間に広げることで、ふえる学習量と教員の働き方改革に対応することになるのではということですが、教育長のお考えをお願いします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 夏休みの短縮ということが今御質問の中にございました。近年の流行という言葉を通告に当たりいただいたので、流行ではないというふうに受けとめておりますのでよろしくお願いいたします。

ちょっと時間の関係で端的に申し上げますが、夏休みを減らすと、先ほどのように、授業日数はふやすことができます、がでございます。がという中身でございますが、夏休みの期間につきましては、長野県は、全国的にも非常に短い県、御存じのように。北海道が23日とか、例えば、長野県は、南箕輪場合26日、27日をとっております。それから、例えば、東京とか大阪とかは40日を超える、41、42とか、あるいは35というところもございますが、です。自治体によって、その夏休みのとり方は状況によって違うわけでございますけれども。

夏休みは、現状としましては、先生方の研修、それから、後でと思っておりましたが、年休の取得がこの時期にやっぱりとりやすいという、そういうこともございます。

です。先ほども、何と言いましよう、夏休みを単に短くすれば、授業時数が確保できて、いろんなことがうまく回るかなという、ちょっとそこところは、いろんな検討をしていかなきゃいけないかなというふうに思います。地域の方の理解も含めながら、短く長くすればいいという、そこら辺も、教育課程の編成、今度20年度に向けて各校進めておりますので、よろしくお願いいたします。です。休みだけの問題ではない。その授業時数だけの問題でない、そんなことを重ねながらのところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 子供が元気に登校して、勉強もできるような子供になってほしいなと思いますので、御検討をよろしくお願いします。

議長（丸山 豊） これで、6番、唐澤由江議員の質問は終わります。

ここで、11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時00分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

8番、三澤澄子議員。

8 番（三澤 澄子） 8番、三澤澄子です。

あらかじめ通告いたしました三つの項目で質問いたしますので、答弁をよろしくお願いいたします。

まず、1問目として、福祉医療についてお聞きいたします。

今議会で、福祉医療給付金条例の一部を改正する条例が提案されています。

子供の福祉医療については、県の検討結果を受けて、平成30年8月から、中学3年生まで償還払いを現物給付にすることになりました。長い間運動してきた福祉医療が、一部ですが現物給付になったことはうれしいことであります。

しかし、県の決定は、全県の市町村で行っている福祉医療から見れば、大きな課題を残したものとなりました。

そこで、1としてお聞きします。

子供の医療費が、県で中学3年生まで現物給付になったことで、村の財政負担軽減になったか、お聞きします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 8番、三澤澄子議員の御質問にお答え申し上げます。

福祉医療の御質問であります。

議員御指摘のとおり、福祉医療の現物給付化につきましては、今議会で条例改正を提案しております。来年の8月から、現物支給が始まってまいります。

本村では、生まれてから18歳に達する日以降の最初の3月31日まで、いわゆる高校生までの子供さんを対象にするところであります。

県の補助対象の問題でありますけれども、また後ほどの質問の中で、ペナルティーの問題が出てまいります。国保のペナルティーについては、県が半額補助するということでありまして、40万円、本村の影響額、県からの補助は40万ということでありまして、そのほかの医療につきましては、県の補助対象といたしましては、未就学児が入通院とも県が半額補助ということでありまして、小学校から中学校3年生までは入院のみが半額補助ということでありまして、この部分が変わりませんので、県からの、要するに負担というのはないということでありまして、軽減はないという、むしろ国保のペナルティーの40万がふえるということでありまして、

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

今、子供の医療費の部分では、むしろペナルティー部分が、県半額ですけれども、その部分は今度ふえたということであります。

ただ、振り込み手数料についてでありますけれども、今まで、各個人に村から振り込んでいたものが、今度は医療機関に一括して振り込むという形になると思うので、その部分については減額になるんじゃないかなということは思いますけれども、その試算はしてあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、今、外来と入院については、外来は今、未就入園児、中学生までが県の対象、中学生は入院が対象者になっているという話で、半額補助ということでありましてけれども、県内ほとんどの自治体が、入院、外来ともに実施している医療費補助でありますので、そのところを中学まで全額合わせるという議論があったのかどうかもお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 全県的に見れば、18歳までやっているところがかなり多いところでありまして。全部とは言いませんけれども、多くの市町村で18歳までということになっております。

そういった段階で、この現物支給の検討委員会の中で、どこまでやるのかという議論は、3回ほど私も出席しましたがけれども、議論としてはありました。県がもう少し補助対象を上げていただけないだろうかという話もしたところでありましてけれども、県の財政状況等々につきましても理解ができる部分がありますので、要望はしましたけれども、それはそういうふうにならなかったということでありまして。

なぜ中学校3年生までというふうになったかということでありましてけれども、アンケート調査の結果、18歳までが半分、それから、いわゆる未就学児までが半分、アンケート調査の結果であります。これ、全く同数で分かれてしまったということであり、検討委員会といたしましては、その中をとって中学校3年生までということ結論づけをしたところでありまして。しかし、これは、県としての結論でありますので、今、新聞紙上を見ておられますと、18歳までやっているところがほとんどといたしますか、全部が18歳まで現物支給になっていくというふうには私は理解をしておるところであります。

手数料の問題につきましては。

議長（丸山 豊） 松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 厚子） 三澤議員の質問にお答えいたします。

国保連に払う関係の支払い手数料というのはふえてくると思います。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） ちょっと、今、違うような回答ですけれども、今まで、それぞれ入院、通院にかかった費用がそれぞれ個人の口座に振り込まれたものが、今度は医療機関に一括して振り込むので、その分は手数料としては安くなるんじゃないかという質問なんですけれども。

議長（丸山 豊） 松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 厚子） 申しわけありません。全体としては安くなるようにはなりません。個々に振り込んでいる分が国保連に一括して入りますので、その分は安くなると思います。

もう一度ちょっと精査しますので、お願いいたします。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） それでは、質問の2として、これまで、現物給付の実施ができない理由として、国からの国保へのペナルティーが大きな要因となっていました。今回、国で、就学前に限ってペナルティーを外すことを決めたことを受けて、県は中学3年まで対象を広げて、窓口無料にすることを決めたところでもあります。今回の決定で、国保のペナルティーはどうかをお聞きします。今、中学まではお聞きしましたが、これから中学から高校3年まで実施した場合、それから、障がい、母子・父子、高齢者について実施した場合の試算はどうかをお聞きします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） ペナルティーの問題の質問でございます。

国保関係の福祉医療、子供に対する費用でありますけれども、小学生から中学生までが約60万、高校生が20万で、合計で80万となります。これは、約ということの試算でありますので。そのうち、中学生までの部分、これにつきましては半額が県から補填されるということでもありますので、先ほど40万と申しましたけれども、これ、30万です。高校生まで含めると40万ですけど、高校生までは出ませんので、30万円が補填されるということでもあります。

高校生までのペナルティーにつきましては、今申し上げましたとおり、20万円ぐらいで済むんじゃないかというふうに試算はしておるところであります。

障がい者につきましてはであります。これは約580万円、これ試算の結果です、本村の場合。ペナルティー分が580万円。母子・父子関係につきましては約20万円になります、ペナルティー部分。低所得者老人につきましては330万、このペナルティー部分が予想されます。したがって、子供を除きました分野では、約930万円ペナルティーの額ということになりますので、本当に多額なペナルティーが科せられるということでもあります。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） それではペナルティーについてお聞きしました。また後で、その部分については触れたいというふうに思いますけれども。

3として、村では、1レセプト当たり最大500円の受給者負担金を現行維持することを決めました。私自身は、3月議会で、その500円が県の手数料になると思っていたのでありますけれども、医療費の自己負担金の一部だと聞いて、窓口無料ではない実態を改めて認識しました。

3月議会でも示しましたが、飯田市の家庭での調査で、子供2人、1年間に支払った医療費が2万8,510円、戻った金額が1万6,010円、負担金は1万2,500円であります。56%が戻らないのが実態です。

県内では、当初から負担金をとらない村もありましたが、村では300円から500円負担金を課してきました。一部負担金はどのように設定されてきたのか、お聞きしたいというふうに思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 受益者負担金の質問でございます。

平成21年に300円から500円に引き上げをした経過があります。これ、三澤議員も御承知のとおりであります。根拠といたしましては、1件当たりの自己負担額が最も低額な区分である乳幼児入院外の当時の平均額1,721円を、県、市町村、受給者で均等に負担するという考え方のものであります。3分の1ずつ、3分の1ということで500円という設定をしたところでございます。1,721円にはなりませんけれども、それよりも若干安くして、1件当たり、1レセプト当たり500円ということで決めたということでもありますので、根拠はそれぞれが3分の1ずつ負担をするという、こういう根拠となっております。

この300円のままのところもありますし、500円のところもありますし、負担金がないところもある、このことは県内市町村まちまちであります。今一番多いのが、500円という負担金のところが一番多いというふうに、そういう資料の中ではそういう記憶があるところでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今、500円、事務負担金として要るならともかくとして、医療費の一部ということになりますと、本当に今までは医療費無料という当初の趣旨から見ても、全くおかしな負担金制度だなど、それ、3分の1負担するという理論がちょっと成り立たないんじゃないかというふうに思いますが、私自身は、東京の孫がおりまして、何回も医療機関にかかったことがあるわけでありまして。東京では、外来に限って200円という設定になっておりましたけれども、私自身は払った記憶がないので、多分、自治体で負担して、200円はしているというふうに思うわけでありましてけれども。

このことは、本当に、安心して早い時期に医療にかかれるということで見れば、総額としては医療費の削減につながるんじゃないかというふうに思いますし、もともと何か趣旨に合わないような負担金というものはとるべきじゃないなというふうに私自身は思っております。

それで、4として、県の福祉医療の改善を進める会では、県下77市町村に対して、子供、障がい者等の福祉医療給付制度の充実を求める要望書を提出、あわせて、制度拡充についての意向調査を行いました。

要望については、1として、子ども医療費現物給付の対象年齢を中学卒業から高校卒業まで拡大すること。現物給付の対象を障がい者等も対象とするよう、制度の拡充を図ること。3として、受給者負担金、1レセプト500円までを廃止することとなっています。

そういう以上の3点をどこまで自治体で実現できるかという意向調査も今行っているというふうに聞いております。

上伊那では、中川村、飯島町、宮田村で負担金を廃止する意向だと聞いております。また、対象は、高校3年生まで行うというふうに聞いております。県内でも、これから、やっぱり完全無料化が進むというふうに思います。その点についてお聞きするわけでありましてけれども、一つ、ちょっと事例の中で申し上げます。

日本外来小児科学会、子どもの貧困問題検討会の代表世話人でありまして和田浩先生が、貧困層の子供は、そうじゃない層に比べて、繰り返しの入院が1.7倍多く、ぜんそく発作での入院は2倍にのぼっている。普通の診療で貧困は見えにくいということの中で、例でありますけれども、母親と3人の子供がぜんそくで継続した治療が必要なのに、予約の日になっても来ない。発作を起こすと受診するのが常で、定期受診の必要性を説明しても来ないの繰り返し

しでありました。そこで、経済的に大変なのかと聞いて初めてそうなのだとわかった。1回の薬代が4人で1万円を超え、給料日のすぐ後でないとか来られないというお話でありました。また、和田医師は、500円ぐらいなら払えないことはないと思う人も多いと思うが、500円がなくてかかれない家庭の子供は実際にいます。そういうことは、こちらから聞かない限り、患者さんのほうから言ってくれないのでわからないということでありました。

そういう点で、本当に、群馬県の例もありますけれども、群馬県では2009年から10年間、完全に中学生まで医療費無料化をした結果、夜間診療の受診件数が7.3%減ったという報告もあります。

そういうことから見ると、本当に、完全無料化を実現することこそが、安心してかかれる今の体制、医療費の無料化ということの意味も言えるのではないかというふうに思います。

村でも、先ほど、高校生までは20万ぐらいなものでありますし、できれば高校生まで窓口無料にさせていただきたいと思っておりますし、何よりも、村でも、かつて、私が窓口無料の署名をお願いしたときがありますけれども、一番たくさんの署名を出していただいたのは障がい者の皆さんでした。収入が不安定の中で、より安心して受診するには窓口無料の強い願いがあると感じ、実現したいと思ってきたのはもともと障がい者の皆さんです。福祉医療、特に障がい者の皆さんについては、先ほどペナルティーの額は、どうしても子供の部分は社会保険ですので少ないわけですが、国保にかかる部分も多いわけですが、特に障がい者の皆さんについては、窓口無料の拡大を私自身は求めていきたいというふうに思います。

とりあえず、そのところでお答えをお願いしたいと思います。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 三澤議員の質問の中で、高校生については20万という話がありましたが、これはペナルティー部分でありますので、受益者負担金の500円とは関係ない部分でありますので、その点はそんな御理解をお願いいたします。国保のペナルティーは高校生は20万ぐらいで済みますという話でございます。

本村でも、18歳までということで決めさせていただきました。ただ、一部負担金につきましては500円、今までどおりということでお願いをしておるところでございます。その理由でありますけれども、本村の場合は非常に子供の数が多いということ。3万を超えるレセプト数があるわけでありまして、年間にこれを廃止しますと、村の負担が1,560万円余になってまいります。現行で試算しますと1,560万円であります。これ、1年で終わらないということでもあります。毎年、毎年かかってまいりますし、子供の数、今、村はふえております。そうしますと、これが、1,560万円が2,000万ぐらいになる可能性があるわけでありまして、この辺をどうしようかなという、これは本当に難しいというふうに思っておるところでありますので、とりあえずは18歳に達する日までを500円の負担金をいただきながら実施していくという、こういうことで踏み切らせていただいたところでもあります。

ただ、この500円の負担金につきましては、県内の状況、これからいろんな調査が出てきて、状況が明らかになってくるというふうに思います。上伊那でも既に、議員御指摘のとおり、宮田、飯島、中川が負担金はとらないという決定をしておりますので、大方の市町村といたしますか、かなりの市町村でそういうことになれば、当然、本村でも、これは検討せざるを得ないということになるかというふうに思っております。これは、私自身、本当にそう

思っております。1,560万から1,700万ぐらいかかりますけれども、多くの市町村でそういうことになれば、本村だけというわけにはまいりませんので、この辺はそういった考え方は持っておるということは御理解をいただきたいというふうに思います。ただ、この県内の状況がどういうふうに取りまとまってくるのか、このことを見きわめてみないと何とも言えない状況であります。

障がい者の部分であります。580万という部分、これ、障がい者の皆さん、国保の加入者が圧倒的に多いものですから、かなりのペナルティーがかかるということでもあります。実情はわかりますけれども、このペナルティーを何とかしていただかないと、これは本当に大変なことになりますので、この辺はまた、三澤議員も、議員活動の中で強く国へ働きかけていただけるというふうに思っております。

本村では、この医療費につきましては、68歳から低所得者老人医療単独の部分を行っております。この額も非常に大きくなってきております。これを行っているところは、長野県下見ましても数少ない、本当に原村をトップといたしまして、数少ない町村しか実施しておりません。これをなくすというわけにはまいりませんので、これをなくせば、500円の負担金、これはできます。そういうわけにはまいりませんので、もう少し状況を、精査を、見させていただきたいということでもあります。

そういった独自の部分があるということも御理解をいただきたいなど、子育てに優しい村でありますけれども、老人、高齢者福祉にも優しいということで、三澤議員の要望もいただいて、介護サービスに負担金、補助金も出しております。これも600万円ほどかかります。68歳からの医療費合わせますと二千数百万円という額にのぼります。そういったところも御理解をいただければというふうに思っております。何でもかんでも、言い方悪いわけでありましてけれども、かなりの額になってしまいますと財政逼迫ということにもなりますので、その辺は、ぜひそういった説明も、議員のほうからもお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 私自身も、県へは、中学生まで入院外来対象にしてほしいと、国へは、窓口無料の罰則撤廃を求めて運動していく覚悟でございますけれども、村のほうからも、本来、住民の健康を守っているのに、ペナルティーとは何事かというのは、国の考え方はおかしいかと常々思っておりますけれども、村としても求めていってもらいたいというふうに思って、次の質問に移ります。

医療と介護の一体改革についてであります。

団塊の世代が後期高齢者としてピークを迎える2025年に向けて、経済財政一体改革に基づいた社会保障の大改革が進められております。特に、2018年からは、国保の都道府県単位化、第7次保健医療計画、第7次介護保険事業計画等、大きな制度改革が集中しています。

全体像の参考資料をつけました。大きな流れと改正の内容が示してありますので、また後でゆっくりごらんいただきたいと思っております。

その中で、最初に、国保の県の運営移管について、6月議会に続き、引き続き質問します。

信毎の8月21日の記事もおつけいたしました。市町村35%国保料上昇、負担増懸念とあります。本村でも上がると村長答弁をいただいております。

前回でも言ったように、国保加入者の多くは、自営業、非正規雇用、年金生活者等、収入

基盤が弱い中で、負担割合は所得の13%から17%を占めており、来年度からどうなるのかという大きな不安を抱えています。厚労省は、都道府県化に向けた第3回試算の方針を7月10日に通知いたしております。第2回までは独自の法定外繰り入れが含まれず、最大7割増になるなど、怒りの声が上がっていたため、第3回では、保険料負担の急変を極力避ける方針を明確にしました。公費拡充分や医療費の伸びが少ない実績の反映、法定外繰入基金取り崩し等、前年同様の対応をして、激変緩和措置をとるよう求めています。

国へは8月31日までに報告するようになっており、村の試算はもう出ているはずでありますので、住民へ公表すべきではないかというふうに思います。また、国保運営審議会で審議し決定するとして、繰り返し答弁をされておりますけれども、パブリックコメント等、決定の前に、広く意見を求めるべきではないかと思えます。その点についてお聞きします。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 国保の広域化、県単位の広域化に向けての御質問であります。

第3回の試算結果につきましては、公費の考え方を反映したものになりますけれども、これ、まだ県から示されておられません。

今後の日程でありますけれども、11月に保険料の仮算定結果通知が参ります。また、来年1月に確定通知が参ります。仮算定結果の通知、確定通知については、これは公表していかざるを得ないというふうに思っております。また、パブリックコメントについては、今のところ考えておりません。それにかわるものとして、国保運営協議会において慎重に協議を進めてまいります。

国保の状況であります。やはり療養給付費は増加の一途にあるところであります。本村も、平成28年度決算の部分でお話し申し上げましたけれども、伸び率はかなり鈍ってまいりました。1.数%ということになっております。これ、国保の加入者が減ってきておるのが実態であります。しかし、一方では、医療の高度化とか、高額薬剤の導入などにより、増加は避けられないところであります。したがって、ここ数年は、一般会計からの赤字補填をしておるといのが実態であります。

一番大事なことは、激変緩和をどうするのか、これ、最初でありますので、急激な上昇というのは私は好ましくないというふうに思っております。したがって、その辺も、三澤議員にも再三申し上げておりますけれども、試算結果を見なければどのぐらいのアップになるのかわかりませんので、それを見て、極端な負担増は避けたいというふうには思っております。したがって、法定外繰り入れも視野に入れて、これはやっていかなければならないだろうという、これは私の考え方でありますので、そんな点はそんな御理解をお願いいたします。本村では、確実に保険税は上がります。しかし、その上がり方をどう抑えていくのか、この工夫はしてまいりたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

幸いにして、28年度の決算で、国保の財政調整基金も使わずに済みました。村の赤字補填も3,000万減額することができました。当初、6,000万から3,000万減額することができたので、そういった医療費削減の努力、これは当然していかなければなりませんし、してまいります。そうしたことをしながら、できるだけ激変緩和というのをしていかなければならないというふうには思っておりますので、それはそういう考え方でやってまいりますので、

よろしくお願ひいたします。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 国は、国保の広域化で、県国保料を一本化するという方向を出しています。そのことによって、負担増を被保険者に求めているわけでありませうけれども、長野県は、市町村での医療費水準に格差が大きく、現状では統一は困難と、この新聞記事にもありますけれども、されており、今まで以上に、やはり、今、村がどういふふうにもその国保を運営していくかというのは、村の責任がやはり大きいなというふうにも思います。今、村長言われたように、激変緩和を含め、一般財源のまた投入も含めて、これからもやっていくということでありますので、より一層の国保の安心の医療保険ということで進めていただければというふうにも思います。

次に、2項目として、第7次介護保険事業計画についてをお聞きします。

これ、ちょっと内容が長いわけでありませうけれども、イからホまであります。一括して言いますので、答弁を簡潔にお願ひいたします。

最初に、口のほうからちょっと行きますけれども、私がつけました地区社協の出前講座で説明された地域包括ケアシステムという資料があります。それから、あと、横長の2枚があります。これを参考に、また後で見いただければというふうにも思いますけれども。

最初の横長の資料の中で、行政用語の読み方という下のほうにあります。医療費の適正化は、医療費の費用削減、〇〇の重点化というのは対象の限定、〇〇の効率化というのは費用削減と読みかえて、この計画を見てくださいという、そういうちょっとポイントがあるわけですが、介護保険制度改正案の主な内容について見ていただくと、そういうことであります。

そして、地域包括ケアシステムの構築、重点化、効率化という村で出していただいた資料を見ますと、全国一律の予防給付を市町村が地域支援事業に移行し、総合事業として、29年から、ことしから完全スタートしました。村では、現行相当と、サービスA、Bの併用で行っておりますので、一部サービスの低下があるが順調に進んでいると6月議会で答弁いただいております。地区社協中心に、住民ボランティア、民間等での多様なサービスについては、地域支援事業としては余り成立していないというふうにも思いますし、まっくん支え愛も広がってはいませう。ほんのちょっとの見守りや支え、これは専門家の力でありませうけれども、自立できていた要支援者が、介護保険から外されることで重症化が進むことのないよう求めるものであります。

それで、イとして、2018年からは、介護保険は第7次計画になります。段階的に勧められてきたサービスの見直し、利用料の上昇、負担増が加速されます。村では、保険料の動向と介護保険全体像をどう見るか、お願ひしたいと思ひます。

ハとして、障がいのある方が65歳になると、利用している障害者自立支援法、今は障害者総合支援法となっておりますが、による福祉サービス介護を介護保険による介護に変更を求められます。重度障がい者で、多くの介護が必要な方は、福祉対応の今までは無料だったものが、65歳からは1割負担になり、生活できない、介護が受けられないといった事例があり、問題になっております。村での対応はどのようになっているかお聞きします。

ニとして、地域医療構想の策定により、病床削減が進められます。その中でも、介護療養病床が2023年までに廃止され、介護医療院が創設となっております。上伊那での病床確保はど

うなっているか、お答え願いたいと思います。

ホとして、今回の見直しは、介護保険法にとどまらず、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進として、社会福祉法や障害者総合支援法、児童福祉法を一括して改定し、地域住民等の助け合いを公的な社会福祉のシステムに組み込むこととなります。そもそも、介護保険の原点である、介護を社会的に支えるコソに立った制度設計を求めるものであります。

以上、介護保険の関連について質問をいたします。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 介護保険関係につきまして、何点か御質問をいただきました。

地域包括ケアシステム関係でございます。

平成29年度から移行ということでありますので、7月末現在で37名中5名が移行したところであります。今年度中には全員が移行完了となってまいります。これ、A、Bという二つの方式を採用させていただきました。できるだけ丁寧に説明しながらやっておりますので、順次移行が進んでいくというふうに思っております。

住民主体の生活支援サービスの充実、地域包括ケアシステムの中で、特に力を入れていかなければならない大きな柱でありますけれども、これは、本村において一番の課題であります。なかなか進んでいかないというのが実態であります。これは、役員の負担が大きい、どこの地区も新しい活動を追加して行うということはなかなか難しい実情であるようであります。したがって、できることからやっていただければというふうに思っておるところであります。

今後につきましては、活動の担い手である住民の皆様による協議会の立ち上げを行ってまいります。加えて、支え合い推進員を設置して、新たな活動を生み出す、発展をさせていくための体制づくり、こういうものを今検討しておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。推進員の設置、こういうことを基本に考えておるところでございます。

それから、65歳以上の障がい者の問題であります。

障がい福祉サービスを利用してきた方が65歳になった場合には、原則的には介護保険によるサービスを利用するということとなります。しかし、一律に、介護保険サービスを最優先的に利用するというものではありません。いろんな状況があります。可能な限り、利用可能な介護保険事業所が身近にないなどの場合、障がい福祉サービスを利用できることになっております。村内にも、65歳を過ぎて、なお障がい福祉サービスを利用されている方はいるところがございます。該当する方には、訪問をさせていただきまして、意向を確認して、本人と一緒に協議をして、方向性を決めている状況であります。本人に寄り添った形で方向性を決めておりますので、その点はそんな御理解もお願ひしたいというふうに思いますし、この点につきましては、これからはもしっかりやってまいりますので御安心をいただきたいというふうに思っております。

療養病床の廃止の問題であります。

これは、もう既に何年も前から取り上げられている問題でありまして、医療保険の医療療養病床と介護保険の介護療養病床、この二つがあるところでありまして、介護療養病床につきましては、平成23年度末で廃止することとなりましたけれども、さらに設置期限、平成29年度末まで延長となりました。さらに、これは、平成29年度から6年間延長されると

いうことになっておるようであります。理由といたしましては、医療措置やターミナルケア等の他の介護保険施設では対応が難しい方を受け入れているということが実態としてありますので、本当にこれは難しいということのようであります。したがって、介護難民を出すわけにはまいりませんので、そういったことで6年間延長ということであります。

この間に、介護医療院、この転換の準備を進めていくということとなっております。その辺の実態をよく見きわめてまいりたいなというふうに考えておるところであります。

いずれにしろ、6年間延長ということですので、そんな点は介護保険の介護療養病床はまだ続いていくということをお願いいたします。

介護保険全体の問題でありますけれども、第7期の介護保険事業計画、これ、つくっていかねばなりませんので、いずれにいたしましても、2025年問題もございます。これを見据えて、第7期の介護保険計画を策定してまいります。

10月から、福祉計画策定懇話会を設置、委員の皆さんの御意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに思います。議会からも、委員として選出をお願いしていく予定となっております。

2025年度の介護事業やサービス種類ごとの量の見込みや保険料の水準を推計いたしまして、それを検証し、第7期の保険料等の数値も設定をしていかなければならないというふうに思っております。しかし、介護保険料につきましては、始まったときから既に倍以上になっておるというようなことでありまして、現在が第6期が5,020円でありますので、これより上がることは確実であります。下がることはないというふうに思っております。ただ、これは、推計をしながらやってみなければわかりませんが、上がるのではないかとこの予想はしておるところでございます。

介護保険、本当に難しい部分に差しかかってきておるなというふうに思いますけれども、全員で支えていかなければならない問題でありますので、地域包括ケアシステム、これをどう構築していくかにかかっておるところであります。支え合いというのが大事になってきますけれども、なかなか本村の場合は進んでいかない、そういう実態を考慮しながら、どういったシステム設計がいいのかということは、これからも検討を続けてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

第3次か4次かこのときの福祉計画、介護保険事業計画を策定したときも、私もずっとこの間、計画には参加してきております。そのときに、亡くなられた原医院の先生がいつも参加されていたわけですが、原医院の先生は、この制度は、もうすぐ破綻する直前だというようなことを言われたことがあります。もともと無理があるこの介護保険というの設定が、最後はやっぱり地域丸投げになってしまうと、社会で支える形にならないんじゃないかという心配をされておったことが印象に残っております。

前回の介護福祉計画というのを策定したわけですが、この中で、お医者様の委員さんがおられたわけですが、実は、この地域包括ケアの中でも、24時間丸ごと医療ケアというのが盛られているわけですが、南箕輪ではそういう体制が

ずっと見通しができないでおりまして、委員の先生も一度も出てきていただかなかったので、南箕輪では一体どうなるのかなという心配をしていたわけでありましてけれども、今度、介護計画策定時には、やはりそういうところの先生もぜひ出てきていただいて、本当に村全体がどうなるのかということ、やはりしっかりとしたものをつくっていく必要があるなというふうに思っております。

それでは、続けて、残りが時間がないので、こども館運営についてお聞きします。

開館して、約2カ月が経過しました。先ほど、同僚議員の唐澤議員のほうからも質問がありましたけれども、放課後児童の状況やこども館の利用の状況、相談室の状況は、順調に進んでいるのかどうか、ちょっとその点をお聞きした上で。

先日、館内の様子も見せてもらいました。放課後児童は落ちついた状況だと言われましたが、登録者数の半分ぐらい、そのときは参加していたわけでありましてけれども、それでもかなり密度が高く、これから冬に向かって、外へ出られない状況の中で、かなり息が詰まりそうな状況がちょっと想像されたわけでありまして。その中で、定数と適正規模について、どのように考えているのか、そして、また今後ふえる可能性があるのかどうかをお聞きします。

一般利用の児童館部分でありますけれども、利用時間が、村報に入っていました利用時間を見ますと、平日は、一旦家へ帰ってからこども館のほうへ来ると、休日は、昼の1時間が館内に入れない利用時間で、一旦家へ帰って、お昼を食べて、また戻れというような御指示だそうでありましてけれども、こういうことになると、むしろ児童館の利用というものは、余り来るなど言っているような、何か時間帯設定でもありますし、利用の雰囲気もとれます。近くの子供に本当に限定されるんじゃないかというふうに思います。先ほども、冬場は、児童館の部分はもっと短い時間になりますので、本当に利用できないことなんだなというような実感があります。例えば、夏休み中も、また家に帰って、また来る。平日も、家に帰って、また来るということの中での危険性のほうがむしろ高いんじゃないかというふうに思いますし、児童館の利用時間を見直す必要があるのではないかというふうに思います。どうお考えか、お聞きします。

庁内の福祉部門、あるいは教育委員会等の連携は、先ほども母子手帳の問題がありましたけれども、当初言ったような機能をなかなか果たせない形が見えているわけでありまして。先ほども村長が答えられました、こども館のプレイルームのエアコンは設置をしたわけでありましてけれども、この体制が、どうしてこういう問題が起きたのかということをお考えますと、こども館がほとんど完成してから、館長以下職員体制ができてきたわけでありまして。順序が違うというふうに思うんです。理念があって、やっぱり関係する皆さんの声を聞きながら形をつくっていくのが、そもそもいろんな事業の進め方ではないかという点で、人事についても、館長の公募等、村民にわかりやすい体制をこれからとる必要があるんじゃないかというふうに思います。これからの事業の進め方として、今起きているこども館の課題についてお聞きいたします。

議 長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） こども館につきましては、1カ月半が経過をいたしました。ほぼ順調に滑り出しているのかなという感はしておるところであります。

こども館につきましては、私自身も、ネウボラを含めて初めてのことでありますので、やりながら考えていく面も多々あるだろうということで申し上げておりますので、不備などこ

ろは直していききたいというふうに思っておるところでございます。

それと同時に、利用時間の話が出ました。利用時間だとか、利用規則、この見直しについては、まだ1カ月半しか経過しておりませんので、状況を見きわめてまいりたいなというふうに思っておるところであります。それと同時に、子供たちがこども館へ来て、放課後児童クラブ以外の子供たちであります。1日家に戻ってこないというのが本当にいいのかどうか、この辺も見きわめていく必要があるというふうに思っておるところであります。したがって、お昼で一旦帰って、また来ていただくというような、今のところはそういった状況をとっておるところであります。この辺につきましても、いろいろな方向性を見ながら検討はしていきたいというふうに考えておるところであります。

規模的にはどうかという部分であります。規模的には、放課後児童クラブ室につきましても、これからどの程度利用があるのかという、このことの推計をしていかなければならないというふうに思っておりますけれども、一時は利用は多くなるというふうに思いますけれども、南箕輪小学校の部分のこども館、放課後児童クラブでありますので、これからは南箕輪小学校の部門の児童数は減ってまいりますので、その辺はそんなことで対応できるんじゃないかというふうに思っております。むしろ南部小学校がかなりふえてまいりますので、その辺はまた考えていかなければならないだろうというふうには思っております。南箕輪小学校の場合には、今800人を超えている状況から、760人ぐらいにまでなってきますので、そういったことも推計をしながらということになるかというふうに思います。

やり方が反対ではないかという部分であります。確かに、それはそのとおり、御指摘をいただければ、そのとおりかなというふうに思いますけれども、まずは小学校の教室不足を解消しなければならない、これが大きくあったわけでありまして。この12月から工事に入っております。そのために、児童館というか、こども館をつくって、放課後児童クラブをその中に移すという、このことから始めましたので、若干逆になった面はあろうかというふうに思います。

今、地方創生のそうでありますけれども、本当に忙しい部分というのが多くなってきております。余り期間のないうちに検討して、結論を出していかなければならないということが多くなってきておりますので、できるだけそういうことは避けていきたいという努力はしてまいりますので、よろしく願いいたします。

こども館で一番大事なことは、関係部署との連携であります。これはしっかりやっております、今も。教育委員会や保健福祉関係の課とは常にやっておりますし、相談室もかなり支援会議を行っておるところでありますので、それはしっかりこれからもやっております。

館長の公募制であります。現在、適任者が就任しておりますので、今の段階では公募は考えておりませんが、将来にわたって公募を考えていないということではありませんので、そんなことはそんな理解でお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員、時間が来ております。

8番（三澤 澄子） 時間になりましたので、今のいろいろな課題、まだこれからだというふうに思いますけれども、本当に子育て日本一の村にふさわしい体制をしっかり整えていってほしいと思います。

以上で終わります。

議長（丸山 豊） これで、8番、三澤澄子議員の質問は終わります。

ここで、1時半まで休憩といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時30分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

先に、午前中の三澤議員の質問について、村側からの答弁を求めます。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 厚子） 午前中の三澤議員さんの御質問にお答えいたします。

金融機関への振り込み手数料の件なのですが、現在はかかっておりませんので、これ以降のものにつきましてもかからないということになっております。ただし、今の制度ですと、国保連合会のほうに事務手数料として支払いはしておりますので、それは引き続き、新しい制度になりましても進められますが、今度は、国保連と社会保険診療報酬の支払基金のほうと2カ所に支払うということになりますので、金額についてはまだちょっと確定がされておられませんので、その分の金額についてはちょっとまだわかりませんが、以上です。

議長（丸山 豊） それでは一般質問を続けます。

1番、加藤泰久議員。

1番（加藤 泰久） 議席番号1番、加藤泰久です。

通告どおり、3件について質問をいたします。

村長さんも長旅で大変お疲れかと思しますので、趣旨は村長さんの答弁をいただき、細部については担当課長さんの答弁でも結構でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、空き家対策について質問をいたします。

以前にも、同様の質問をしてまいりましたが、伊那市、箕輪町、南箕輪村の3市町村がともに取り組んでおり、移住定住にかかわる事業だと思えます。就業する企業があり、住居があれば、また子育てに優しい環境であれば、誰もが生活したくなる村だと思えます。

そこで、南箕輪村の空き家対策の推移と状況について質問をいたします。

1番目に、28年度において調査した空き家の実数は何軒であるか、それをお答え願いたいと思えます。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 1番、加藤泰久議員の御質問にお答えいたします。

空き家対策で何件かの質問をいただいております。

まず初めに、調査した空き家の実数はという御質問であります。

空き家調査につきましては、昨年度、以前、各区から提供された情報及び村で保有する税情報等から、空き家と思われる家屋153戸を抽出し、職員の外観目視による現地調査をした結果、99軒という空き家を確認したところであります。本年度につきましては、水道が閉栓となっている物件142軒を現地調査し、45軒の空き家物件を確認しております。その他、集落支援員、今年度からお願いしております。集落支援員が直接相談を受けるなどの物件9軒ありまして、合わせまして現在153軒の空き家を把握しているところであります。

軒数につきましては以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） ただいまの答弁の中で、153軒というように答弁されましたが、この153軒の中で、所有者と連絡がとれたりしている件数は何件でしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 153軒のうち、物件の所有者に郵送で意向調査を行った結果であります。86件の回答がありました。本年度につきましては、空き家と思われる水道の閉栓物件45軒中18件から回答があり、合計で104件、率にして53%、約半分の所有者と連絡がとれているところであります。今年度につきましては、所有者へ連絡をとる際、意向調査用紙に加えまして、役場内に空き家に関する相談窓口があることや、空き家の改修、片づけに係る村の補助金制度に関する情報などを掲載した空き家バンクだよりというチラシを同封し、空き家に対する関心を喚起しながら、村の空き家バンクの登録など、空き家の利活用につながるよう取り組んでおるところでございます。したがって、153軒中104件ということで、連絡はとれております。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 104件の中で、賃貸、または売買を希望するような人は何人いるかというようなことを、その104件の調査の中で行われたか、行われたとするならば、どのぐらいの希望者があるかということをお聞かせ願いたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 意向調査の結果ということであります。

意向調査の結果におきましては、売買希望が28件、賃貸希望が6件、計34件という状況となっております。また、物置として使っているなど、継続して使用していきたいという方が31件ありました。処分を決めかねているケースもあるため、引き続き所有者への働きかけを行い、空き家の有効な利活用を図ってまいりたいと考えております。したがって、104件中、売買賃貸あるいは自分で使うという方が65件ということであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 空き家が153軒という中で、空き家バンクに登録されている数は何軒ぐらいでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 空き家バンクの登録の状況であります。

村の空き家バンク登録数は9軒ということであります。そのうち、伊那市、箕輪町と共同で運営しております伊那地域空き家バンクで現在情報提供をしているものは売却物件4軒であります。村の空き家バンクへ登録したものの、伊那地域空き家バンクへの掲載に至らないものは、空き家バンクの媒介等に関する村との協定先であります伊那不動産組合と所有者との価格面での交渉が必要なものがありまして、まだ全部が登録ということには至っていないところであります。

また、逆に、購入、賃貸を希望する村の空き家バンク利用登録件数が5件ありますので、そんな点も注視しておるところであります。そうした中におきまして、賃貸で1件の成約があったということで、成果は1件あったということであります。村の賃貸の希望というのが5件ありますので、できれば、精力的に話をしながら、全部成約に至れば一番理想でありま

すので、そんな努力も引き続きやってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） それでは、売買契約についての金銭的なものに関しては、不動産組合と所有者が交渉するというような形になるわけですか。

議 長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 金銭的な条件等につきましては、加藤議員の御質問のとおりでございます。伊那不動産組合と所有者との間でお決めにいただくというのが原則ということがあります。

以上です。

議 長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） そうした中で、伊那市、箕輪町、南箕輪村での地域の共通する空き家に対する空き家バンクの話のありましたけれども、そういうものの連絡会議、または体系的なもの、系列的なものはどんなような形になっているわけでしょうか。

議 長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 広域的な連携の質問でございますけれども、広域的な連携といたしましては、伊那地域定住自立圏の伊那市、箕輪町とともに、ウェブサイト伊那地域空き家バンクを4月から開設し、空き家の利活用を図っています。南箕輪村に移住定住をしたい人はもとより、伊那地域に移住定住をしたい人向けには、まとまった単位で情報が得られる点は、広域的なスケールメリット、発揮できているものと考えております。

今後、集落支援員と連携をとりながら、登録物件の増加に努めたいというふうに思っておりますし、また、年に何回かでありますけれども、上伊那郡下の担当者が集まりまして、情報交換をしております。今後も、先進事例を参考にしながら、空き家対策を進めてまいりたいと考えておるところでございます。したがって、担当者同士では何回か会合を持って、情報交換をしておるということでもあります。

以上です。

議 長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） そういう形の中で、広域的に空き家の活用を進めていただければ一番うれしいところでございます。

次に、空き家の解体費用の一部補助というような計画はあるのかということで質問いたしますが、箕輪では一部補助するというような新聞報道がなされておりますが、本村ではどのような計画でしょうか。

議 長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 空き家の解体ということでもあります。

さきに、村も空き家に対する補助制度をつくりました。解体の補助というのは現在行っていないところであります。

空き家の解体という部分でありますけれども、この空き家と言われる中には、廃屋というものも含まれるところであります。廃屋につきましては、空き家等特別措置法第2条第2項に定義されている特定空き家等に該当いたします。同法第14条では、特定空き家等に対する措置が定められておまして、助言、指導、勧告、命令をする。そして、改善されない場合

には、行政代執行を行うこととなっております。したがって、特定空き家に認定されたものにつきましては、こういった行政代執行という措置もあるところであります。これ、行政代執行した場合に、費用は所有者からということになっておりますけれども、なかなかこの辺が難しいところだというふうに考えておるところであります。

昨年度から空き家調査をしておりますけれども、現在のところ、本村では、特定空き家等の疑いが高いものはないところであります。したがって、当面のところは解体にかかわる補助金の計画は考えておりません。

本来、不適切に放置されている家屋等の管理義務というのは所有者が負うべきものであり、そうした家屋等の解体費用の補助に村費を充てることは検討の余地があるのではないかなというふうには思っております。しかしながら、金銭的な負担のために放置されておるといふ方もあろうかというふうに思います。また、保安上や生活環境上、好ましいとは言えない、こういう状況も生まれてくるのではないかと思っております。したがって、今後、村内の空き家等の情勢を見ながら、また総合的に解体にかかる補助制度の必要性の有無については検討していかなければならないというふうに思っております。

ただ、現在のところ、特定空き家と思われるような空き家はないということでありまして、そんな御理解をお願いしたいというふうに思います。

また、空き家の片づけだとか、そういった部分につきましては、村として補助制度というのを創設したばかりであります。その使用状況も見きわめていかなければならないというふうにも思っておりますので、そんな点もよろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 売買、または賃貸でもいいんで、空き家が上手に活用されて、移住定住がより進むことを望むところであります。

しかし、空き家というのは、私の近くにもありますが、近日、御両親がお亡くなりになっちゃって、空き家になっちゃったと、こんなような形態が今後ふえることは予想されております。そうした中で、そういう状況を把握するような組織といいますか、これは、当初、区長会にお願いして、区長がそれぞれの区の把握というようなことをやってきたわけですが、やっぱり一番、区で、または組で、御近所が状況というものははっきり一番わかる中で、それを区へ報告し、また、それを集約して村で把握していくというようなことが必要だと思っておりますので、やっぱり年に1回ぐらい区長会等に依頼して、調査、各組の情報収集というようなことをやっていく必要があるんじゃないかと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） この問題に取り組むときに、全区にお願いして、出していただいとところあります。これは毎年というわけには、なかなか大変な作業がありますので、いかなかなというふうに思います。そのために、集落支援員という方を採用させていただきました。この方が、税情報等とも加味しながら、精力的に今行っております。

しかし、今、加藤議員の御質問のように、1回調査してありますので、その後動向につきまして調査していく必要はあるのかなというふうに思っておりますので、その辺はまた担当課で検討をしてまいりたいというふうに思います。そうしないと、直近の情報というのがと

れない部分というのがありますので、一番承知しているのは区であり、その下の組組織、そういった皆さんが一番承知しておりますので、そういった情報を得ていく手段というのには必要であるというふうに思いますので、その辺はそんな検討をさせていただきたいというふうには思っております。

これから、空き家というのにはさらにふえてくるという、この可能性はあります。老老世帯の部分がふえてきておりますので、それに伴いまして、空き家というのにもふえてくるということでもあります。実態調査をしながら、適切な管理というのが必要となつてまいりますので、その点はまた十分検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） ますますふえるような空き家でございますので、よりよい対応をよろしくお願いいたします。

次に移りまして、高齢者福祉について質問をいたします。

人口増に伴い、保育園増築や学校の増改築、こども館新設等、若年層に話題が終始してまいりました。

高齢者におきましては、私たち高齢者はどうなっているの、そんな声も聞いた中であります。しかし、行政は、高齢者福祉については健康福祉課、住民環境課、社会福祉協議会、または民間の福祉施設等がタイアップして、一生懸命取り組んでいるところでありますが、また、4期目の村長が公約の中でも、安心して暮らせる村づくりというような公約を掲げております。高齢者対策に対応して、執行して、一生懸命していると思います。

そんな中で、高齢者が参加したい、協力したいと思うようなイベント、研修等ありますが、高齢者はなかなかホームページを開く、または村報に目を通すというような機会も少ないわけですので、このケーブルテレビに映った映像、または音声等で聞いたら、より理解をしていただけたと思いますので、よりわかりやすい説明でお願いいたしたいと思います。

それでは、1番目の高齢者の健康維持や地域での高齢者の活動への啓蒙はどのように行っているかということについて質問をいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 高齢者福祉についての御質問であります。

前々から申し上げておりますとおり、うちの高齢者福祉というのはかなり進んでおります。子育てという部分をかなり強調して今まで言ってきましたけれども、高齢者福祉部門につきましてもかなり進んでおるところであります。さきの議員の質問の中でも申し上げましたけれども、他では行っていないような施策というのも行っておるところでありますので、その辺をもうちょっとPRしていかなければならないのかなというふうには考えておるところであります。これから、敬老の日を迎えまして、敬老訪問も今行っておりますし、敬老会の参加もさせていただいたところでもありますけれども、そういった折にも、この敬老祝い金一つとってみても、本村が一番いいわけであります。そういった部分は充実してきておるといふふうに思っております。

これから高齢者福祉の中で一番大切なことは、やはり健康長寿という分野であります。健康で長生きをしていただく、健康寿命をどう延ばしていくのかという、この点が一番重要

なことでもありますので、この点に力を入れていかなければならないだろうというふうに思っておるところであります。

周知はどういうふうに行っているのかということでもありますけれども、ケーブルや村報等ではお知らせをしておりますし、さらに工夫をしながらやっていかなければならないのかなというふうには思っております。

高齢者関係では、健康という分野からすれば、介護予防という観点が大切になってまいりますので、運動、栄養、休養、そういった部分をいかにPRしていくのか。あるいは、げんきアップクラブをやっておりますけれども、最近は固定化してきております。この辺をどう掘り起こしていくのか、こういったこともやっていかなければならないというふうに思っておるところであります。

今年度、高原医院の先生を講師にお招きいたしました介護予防講演会、これは本当に大勢の皆さんに参加していただきました。事務局でも、予想を超える参加で、急遽会場の準備をし直したというような状況もあったところでもあります。そういったことで、この健康問題につきましては本当に関心が高いというふうに思っておるところでもありますので、あらゆる手段をとりながら、周知はしてまいりたいというふうに考えております。

また、最近では、支え合いの地域づくりといったテーマでの出前講座の依頼もふえてきております。こういったことへの取り組みもしながら、周知ができていけばというふうに考えておるところでございます。

したがって、周知の方法につきましてはさらに工夫をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 平均寿命が日本一というような形の中で、長野県においても、健康寿命はちょっと順位を落としている、下の中でもあります。これは、やはり高齢者が自覚を持って、自分の健康、体を見守るという自覚がやっぱり必要ではないかという中で、ぜひ高齢者の皆さんにも、自分の健康について、また行政が行う教室等に積極的に参加されることが一番望まれるところでもあります。

それでは、次に移りまして、村や村内にある民間施設での介護職員の確保ということで質問をいたします。

制度改正によって、社協に通っていただく方が民間の施設に移行したりしておりまして、全国的に介護職員の不足があり、海外から職員研修やら資格取得に来たりしておる中で、介護職員の就業環境が悪かったり、低賃金が原因とは思われておりますが、村や村内の民間施設での介護職員の確保はということで、民間施設あたりでは職員がちょっと足りないというような声を聞いております。

それで、施設へお勤めしていただいた中で、資格取得を勧めているというような話を聞いております。そんなわけで、資格取得者への補助等はどうかと、こんなことも考え、これは女性の雇用促進にもなると考えられますが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 介護職員の確保であります。

介護職員の人員確保につきましては、村内の事業所調査というのはしておりませんので、詳しくは把握していないところであります。ただ、介護現場の人手不足というのは全国的な問題であり、当村においても例外ではないというふうに思っております。

実は、先般、高齢者訪問時に、ある施設の施設長さんとお話をさせていただきました。やはり人材不足のようであります。ハローワークにお願いしても難しいとの話をいただきました。ここら辺は地域全体の問題として捉えていかなければならないというふうに思っております。

政府、国でありますけれども、潜在する人材の呼び戻しや修学金の貸し付けなどの対策を打ち出しておりますが、そもそも少子化で、就労人口が減少している中、介護職というのは低賃金、重労働というイメージが強いところであります。他産業に流れてしまうような状況が多いというふうに言われております。抜本的な改善というのは非常に難しい状況であります。

子育て女性再就職トータルサポートセンターを介護事業所にPRし、活用を促していきたい、こういうことも必要かなというふうに感じておるところでありますので、介護職へのあっせんといいますか、こういったこともPRしてまいりたいというふうに思っております。

これ、国全体で考えていく必要があるかというふうに思っておりますので、県の町村会でも、国、県への要望事項といたしまして、介護従業者への要請や処遇改善などによる人材確保対策というのを重点項目として上げているところであります。また、近々、対県交渉におきまして、たまたまこの部会につきましては私が部会長でありますので、強くお願いをしていくつもりでありますし、国に対しても、要望活動というのが、県の町村会の役員段階でありますので、そんなお願いもしていきたいというふうに思っております。国全体で捉えていかなければならないだろうというふうに思います。

その中で、取得者への補助、介護職場に就職して、新たに資格を取る、その方への補助というふうに理解をいたしましたけれども、そういったことが必要であれば、そういうことによって人材が確保できるなら、それはそれで考えていかなければならないだろうなというふうに思っております。また、事業所の連絡会等でちょっと投げかけてみたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） ただいま言った資格取得、こういうようなことがもし講習会等の研修を経てできれば、そういう施設も、村内、近くにありますので、雇用、勤務、こういうことが非常に女性にとっても、またそれぞれの職場においても助かることじゃないかと思っておりますので、今後、その辺をまた検討を進めていただきたいと思います。

次に、地区社協への協力と応援をということですが、今行われている中では、高齢者の皆さんが、地区で行われる地区社協で催すものとか、各区単位で行われるものには、一番近くて参加しやすく、見慣れたお友達といいますか、そういう方が大勢いるというようなことですが、地区社協を運営したり、担っていただく皆さんは大変な部分があると思います。それで、あるときは、金銭的な補助をといったら、余り補助をもらっても、それだけ活動しなければならぬので大変だというような、裏側のところもお聞きしておりますが、講師を派遣したり、いろいろな部分で応援できるところは、行政で積極的に応援をしていただきたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 地区社協への応援という御質問でございます。

もちろん、申し上げるまでもなく、地区社協というのは地域の中で支え合いの輪を広げ、地域の福祉活動を担っていただいております。地域福祉には欠かせない団体であります。

村では、地域の福祉活動を行う団体として、村社会福祉協議会に登録しております地域福祉団体に補助金を交付しておるところであります。補助金は出しております。現在は、大芝地区を除く11地区の地区社協が地域福祉団体に登録されております。各地区におきまして実施しております地域の福祉向上に資する活動等にかかる経費や、地域福祉団体の運営経費などに対しまして、予算の範囲内で村も一定額の補助金は交付しておるところでございますし、村の社会福祉協議会でも、地区社協が主催して行う地域福祉活動の振興、社会福祉活動の増進を図ることを支援するために、事業活動等へ助成を行って、地域福祉の推進を図っております。したがって、村からと社会福祉協議会から、両方から交付金が出ておるといふふうに考えておるところであります。

また、これは小さなことでありますけれども、地区社協で使用する村のマイクロバスにつきましては、運転費用や郡内であれば燃料費も村で全て負担をしておるといふ実態であります。そういった対応もさせていただいております。

その中で、今後は、地域包括ケアシステムを構築していかなければなりません。住民主体の支え合い活動を広げていくためには、地区社協との連携が本当に大切になってきておりますし、欠かすことのできないことであります。

しかし、この地区社協は、現在でも多くの行事を行っている状況で、さらに新たな事業を立ち上げることは非常に難しいというふうに思われますし、そんなお声も聞いておるところであります。そのために、地区社協におきましては、事業をふやすことよりも、住民の困り事を地域で解決していくための協議の場の中心となっただけならばと思っておるところであります。村でも、なるほど・ザ・地域懇談会で、各地区を巡回しながら、地区社協の役員さんにも御参加をいただき、地域の支え合いについて意見交換を行っております。また、今後は、支え合いの活動を広げていくために、話し合いの場である協議体の立ち上げと地域支え合い推進員を設置いたしまして、地区社協を初め、活動の担い手の皆さんの支援ができるよう、体制を整えていきたいというふうに思っております。地域支え合い推進員、設置をどうしてもしていきたいというふうに考えておりますので、そんな点はよろしく願いしたいというふうに思います。

今後も、地域福祉の向上を目指して、引き続き、できる限りの支援はしてまいります。これからの長寿社会、高齢化社会を見据える中におきましては、地区社協の果たす役割というのは本当に大きくなってきておりますし、介護部分におきましても、要支援1、2が村の事業に移行してまいりました。この皆さんを支えていくのも地区社協に担っていただかなければならない面も多々あるわけでありまして、したがって、どういった組織にしていっていいのか、推進員、どういうふうに設置していったらいいのか、この辺を十分検討しながら、よりよい組織をつくっていききたいなというふうに思っております。

そうしていかないと、なかなか地域での支え合いというのが進んでいかないというのが本村の実態であります。これは、どこの市町村でも同じような悩みを抱えております。本当に支え合いができるような地域になれば一番理想でありますけれども、なかなか難しい状況も

あります。それを、一つ一つ克服しながら、みんなで支え合っている地域、そんなことを目指していければと思っておりますので、そのためには、村も精力的に支援をしてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 地区社協におきましては、私たち健常者も、それぞれの地区社協が行う行事の中で、やはり人的な部分では大変苦勞なさっていることを聞いておりますので、ボランティアでもいいから、少しの時間でもあったら協力できるような声かけをしながら、地区社協の皆様、頑張っ、地域ともども頑張っっていくことを望むところであります。

それで、質問項目には載せてありませんが、関連高齢者福祉ということでもありますので、ちょっとお話しさせていただきたいと思ひます。

さきの決算特別委員会の中で、敬老給付金事業、これの見直し、または廃止というような意見もちょっと出た中であります。それで、私は、この間いただいた資料の中で、28年度の数字でありますけれど、祝い品には、89歳、91歳から98歳まで、3,000円相当の祝い品を2,201人、66万ほど用意し、祝い金としては、89歳、91歳から98歳、3,000円を46人、13万8,000円は送って、これは、老人ホーム入所というふうに説明されております。また、80歳、88歳、90歳、99歳というような節目の方には5,000円、243人、12万1,500円、100歳には5万円4人、20万、100歳以上は1万で9人、9万円、トータル230万3,000円というような数字になっております。

この祝い金は、戦前、戦後、大変厳しい時期に生活し、家や家族を守り、育て、地域に貢献し、村の発展に寄与してこられた方々だと思っております。今の若い子供たちは、両親が誕生祝いを毎年やるというような、今、状況でございますが、高齢者でお誕生祝いをやっ、いただいている方はまず少ないかと思ひます。それで、敬老祝い金は、高齢者の1年に一遍のお祝いというようなことで、ぜひともこの事業を継続していただきたいと思ひますので、村長、御意見を願ひします。

議長（丸山 豊） 通告ではありませんけれども、村長、答えられる範囲で願ひいたします。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 敬老祝い金、敬老祝い品の御質問でございます。

さきの決算特別委員会でも御意見をいただいたところであります。賛否両論があろうかというふうに思ひます。この辺は十分考えながらやっ、いきたいというふうに思っ、おるところであります。そのときもお話し申し上げましたけれども、本村の敬老祝いの分野は、郡下でも一番高い水準であります。したがって、この辺はまた、議会の中にも賛否両論ありますので、十分議員の皆様方の御意見を聞きながら進めたいというふうに思ひますので、よろしく願ひいたします。

もちろん、この村をつくってきていただいた皆様方でもありますので、敬意を表する、こういうことは必要であるというふうには思っ、おるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） ぜひ、この事業を継続していただい、これで嫌がる高齢者、誰もおりません。お祝い金をいただいた方は必ずにこにこします。230万ぐらひの費用の捻

出はまたどこかで一生懸命考えていただきたいと思うところであります。

次に、大泉所ダムの観光化をということで質問させていただきます。

村長は、大芝高原の観光化を打ち出してまいりましたが、大芝高原や経ヶ岳等の観光場所があり、そのほかには、要素的にはまだ未開の場所として大泉所ダムがあります。以前は、保育園の水遊び等で利用いたしました。最近では、8月11日に、芝フェスタがあり、カヌー会場となって2年目となるところであります。経ヶ岳登山口の近くであり、道路はダムまで舗装されており、すばらしく、自然に恵まれた環境である大泉所ダムであります。

まず、1番目に、川、ダム周辺の整備をということで、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大泉所ダムの観光の問題であります。

大泉所ダムは、土砂災害防止のために設置した砂防堰堤という位置づけとなっております。砂防堰堤により貯水された水の一部は、大泉区を初めとする五カ井の用水としても利用されておるところでありますし、村営水道におきまして、大泉川の水を水源として利用しているところであります。

観光化の部分でありますけれども、あの部分は本当に観光地になり得るかかどうかという、経済効果等々から考えてみても、大変難しいんじゃないかなというふうには思っておるところであります。ただ、村も、大芝高原と経ヶ岳をどう結びつけていくのかということもありますので、去年から芝フェスを行いまして、ボート、カヌーの体験利用をしておるところであります。そういったことが進んでいけばというふうには思っておるところでありますけれども、利用団体は届け出るようになっております。河川敷でありますので。去年は5件の利用届があったところでございます。整備すれば、もう少しあるのかなという思いはしておりますけれども、ただ、経済効果を生むには非常に難しいというふうには私は考えております。

したがいまして、それらの費用等を考えると、現況におきましては、まずは大芝高原の施設整備、ここの充実を図っていきたいというふうには考えておるところであります。そんな点はぜひ御理解もいただければというふうに思いますし、観光化していくためには駐車場や便所やいろんな水道施設というのがあります。そういったこともやっつけていかなければなりませんので、果たして本当に観光化ができるのかどうか、大変難しい面もありますので、大芝高原を主体としながらということで今考えておるところでございます。経ヶ岳バーティカルリミットも始めたところであります。これも3回目ということでありますので、その辺の状況も見きわめていく必要があるかというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） それでは、2番、3番、時間が迫っておりますので、一緒に質問したいと思います。

現在、河原を見ても、キャンプをした跡やら、まきやパレット等が散乱しておりまして、案内板もなく、やはり使う人のマナーや、そこに訪れる人のマナーを徹底するような案内板や看板の設置を望むところであります。

それと、あそこに恵まれた水量がありますので、大泉所に稚魚、幼魚等の放流はどうかと、このように考えております。その辺のお考えをお願いします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 案内板の御質問でありますけれども、大泉所ダムの登山道入り口までの案内板というのは3年ほど前に設置をさせていただきました。登山道という部分であります。ただ、マナーの向上部分につきましては設置していません。一時は、ダムの下あたりがかなり不法投棄されておりました。現在でも厳しい状況もあるところあります。そんなマナーという部分ではまた考えていきたいというふうに思います。

また、稚魚の放流であります。大泉川につきましては、上で放流しても、下に来ると水がなくなってしまう。そこが一番問題でございますので、その辺はちょっと難しいなというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 大芝高原もすばらしく、整った自然豊かなところありますが、大泉所ダムというのは、本当に自然がそのまま残っていて、私たち自然を見なれた者にとっては、ああと、ただの水際かと思えますけれども、都会等から訪れた方にとっては、すばらしい環境であり、すばらしいところであると思えますので、どうか経済的効果だけ以前のこの自然を大切にしようという気持ちをあそこにあらわしていただいて、訪れる人たちが気持ちよく、あそこで自然の中に溶け込んで、満喫できるようなふうに、マナー、またはそれぞれの看板設置を望んでおります。

以上で、私の質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで、1番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ここで、2時25分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時25分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

9番、大熊恵二議員。

9 番（大熊 恵二） 9番、大熊恵二であります。

事前に通告をさせていただきました問題等につきまして、これからお尋ねをしてみたいです。よろしくお願ひ申し上げます。

まず、1番目といたしまして、新生児聴覚検査の周知啓発並びに検査費用の補助の確立をという質問をさせていただきます。

この問題につきましては、今、日本全国で9割以上の市町村が補助をしていないといいますが、全国で補助をしている自治体が7%、10万人の新生児が検査を受けていないと報道されております。これは、厚労省でも大変大きな問題として認識しておりまして、県を通じて、市町村に徹底するようという通達が出されております。

御存じのように、聴覚障がい、早期に発見され、適切な支援が行われた場合には、聴覚障がいによる音声、言語、発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見、早期療育が図られれば、全ての新生児を対象として、新生児聴覚検査を実施することが重要であると、厚労省はそう思っているといいますが、そういうふうに考えております。なお、この問題等につきましては、新生児聴覚検査事業につきましては、平成18年度をもって、それまで国庫補助として単独に措置をされておりましたが、平成19年から地方財政措置において、

少子化対策に関する地方単独措置として総額において大幅な拡充がされておると、厚労省は発言をされております。いわゆる所要の財源は確保され、市町村に対して、地方交付税措置がなされておりますというふうに言われております。これは、なかなか全国で7%しか普及していないということになりますのは、やはり地方自治体の認識不足ではないかという考え方がなされておまして、これに気がついて、ぜひそれぞれの自治体において実施をしていただきたいと、こういう通達を厚労省は県に、その啓発活動をやるようにと指示をされているところであります。

私は、その話を聞く中におきまして、南箕輪村版ネウボラを、本村はこども館建設に伴い推進しようとしているわけでありますが、本村にとって、新生児の聴覚検査の重要性を認識するとともに、実施する場合においては、現在は全額自己負担となっておりますが、私は、それらの交付税措置の問題等を考慮する中で、村負担として、この聴覚障がいによる音声、言語、発達等への早期発見、早期療育を図る必要があると思っておりますが、この問題等について、どのように村はお考えいただいているか、まず、お尋ねをいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 9番、大熊恵二議員の御質問にお答えいたします。

新生児聴覚検査の周知啓発と検査費用の補助の確立をという御質問でございます。

正直申し上げまして、聴覚検査、この問題につきましては、質問をいただくまで、私も承知をしていなかったところであります。認識不足と言えばそのとおりだろうというふうに思っております。

この新生児の聴覚検査につきましては、先天性の聴覚障がいの発見を目的に、議員御指摘のとおり、平成12年度から、都道府県、政令市を対象としたモデル事業として実施され、平成19年度の一般財源化にあわせまして、実施主体が市町村とされたところであります。これは、最終年度を平成18年度として実施されました三位一体改革によりまして、地方財政措置としまして、少子化対策に関する地方単独措置として交付税措置がされたということでもあります。

本村におきましても、保健衛生費全体で約51万円が基準財政需要額に増額となっております。したがって、費用としては含まれておるということであります。

しかし、この算定は、あくまで保健衛生費全体の金額でありまして、その中に新生児聴覚検査としてどのぐらい増額されたということは、これは普通交付税でありますので、全くわからないというのが実態であります。ただ、その中に含まれているということはそのとおりだというふうに思います。

長野県におきましては、県の単独事業として、医療機関への検査機器の整備費用の補助や難聴支援センター事業が実施されてきましたが、以前から、個人に対する費用補助はなされておらず、自己負担で受診をしていたということでもあります。

平成27年度、国の調査におきましては、議員御指摘のとおり、認識不足といったところもありまして、検査費用の公費負担をしているのは全国で6.8%、7%弱の市町村にとどまっております。村でも費用の補助は行っていないということでもあります。したがって、認識不足という点につきましては、これはそのとおり、御指摘のとおりであります。

1回目の質問はその程度にさせていただきます。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 恵二） この問題につきましては、いろいろ周知啓発等について、どういふふうにしていくかという話もあるわけでございまして、新生児の訪問指導等に際して、母子健康手帳を活用したらどうかということ、それから、母子健康手帳の交付、または妊産婦健康診査、出産前の母親学級等の機会を活用して、住民に対して新生児聴覚検査をやるよふにという普及啓発をやったらどうかと、それから、やる際には、くれぐれも個人情報保護については十分留意してもらいたいと、こういう話があります。

本村の昨年度、それから一昨年度の出生率、出生人数を、県のウェブサイトより引き出しますと、平成27年が158人、平成28年が175人となっております。そのうち、どこで出産をされたかということは、平成27年は158人、南箕輪で生まれているわけですが、伊那中央病院が平成27年は104人、全体の65%が伊那中央病院、それから菜の花マタニティクリニック、これは27年の7月に開院しておりますので、途中からであります5人、それから、駒ヶ根のレディースクリニックが8人、それから、上伊那郡内の助産所で出産されている方が2人、その他県内の施設・病院で出産されている方が25人、県外で出産されている人が16人と、こういう数字になっております。平成28年、昨年度は、伊那中央病院が72人、それから菜の花マタニティクリニックが39人、駒ヶ根のレディースクリニックが1人、助産所で5人、その他県内の病院等で25人、県外で10人となっているわけですが、いずれにしても、今、どこの施設でも、この聴覚検査の機器はほとんどそろっているということでありまして、これは個人負担ではなく、交付税措置もされておることから、やはり補助、もしくは全額を村のほうで負担をすると。

要するに、これから少子高齢の時代に入ってきているわけですが、一人一人赤ちゃんを、1人を大切に育てていくと、そういう障がいがある場合は、早目にそこで障がいを発見して、治療していけば、軽く済むということでもありますので、この事業等について、これだけの、村長も、この3日間、九州へ行かれて、九州へ呼ばれた経済同友会の中に、自然増が長野県下で一番高い自治体、こういう記述もあるわけで、非常に赤ちゃんが、一番多く率として生まれる自治体は南箕輪であると、こういう捉え方もされて、経済同友会でも非常に興味を持って、村長も会議に参加をされたという経緯もあるわけで、これらの補助、もしくは全額等について、既に、長野県下でも、幾つかの自治体では補助をしている自治体があります。

そういう中で、本村も、ちょうど南箕輪版のネウボラのこともありますし、そういう中で、これを公費負担で、または補助、もしくは全額補助でやっていく必要があると思うんですが、もう一度、村長のこれに対するお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 聴覚障がいにつきましては、議員御指摘のとおり、早期に発見されて、適切な支援が行われた場合には、音声、言語、発達への影響が最小限に抑えられることが言われております。と同時に、早期発見、早期療育、これが大切であるということとされております。

村では、母子手帳交付時に、検査についての説明や、訪問時の折に、検査を受けたかを確認し、受けていない場合は受診を勧めております。その結果といたしましては、ほとんどの方が受診をしている状況であります。説明は行き届いておるというふうには思っております。そうした中で、早期発見がとても大事でありますし、より一層の啓発には努めてまいります。

受診を促進するための検査費用補助の御質問であります。

もともと、額はわずかでありますけれども、交付税措置がされておるといことでありますので、これは何らかの措置をしていかざるを得ないというふうには今思っておるところであります。したがって、新年度に向けまして、この補助額等、どのぐらいの額がいいのかということも検討をさせていただきたいというふうには思っております。県外でも、既に実施をしているところもあるわけでありまして、本村の出生数につきましては、人口1,000人当たり1.1%を維持しているところでありまして、ほぼ1.1%、これ、長野県で一番高い1,000人当たりの出生数ということになっております。そういったことを考えれば、子供の生まれる数というのも長野県で一番多いわけでありまして、1,000人当たりになりますと、そういったことの中で、前向きに捉えていく必要があるんだろうというふうには思っておるところであります。したがって、全額というわけにはいかないだろうというふうには思っております。全額出しても100万円ぐらいかなというふうには思いますので、どのぐらいの補助率がいいのかどうか、この辺は十分に検討させていただきたいというふうには思いますし、100万円未満ということで措置できますので、新年度に向けて、前向きに捉えて検討してまいります。

以上です。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 大変心強い御答弁をいただきまして、安心をしております。新年度予算編成もこれから始まっていくわけでございまして、新年度予算で、ぜひこの問題等については対応していただきますようお願い申し上げます。

ネウボラの発祥の地といいますか、国といいますか、これはフィンランドという国であります。消費税が24%という国であります。首都はヘルシンキというところであります。余計なことかもしれませんが、戦後、オリンピックが開催されましたときに、16年ぶりにオリンピックに日本が参加したのがこのヘルシンキオリンピックでありました。その中で、レスリングで、石井さんといいましたか、金メダルをとったと、16年ぶりにオリンピックに参加して金メダルを1個とったという話も、非常に日本人には興味深い国であります。これは、北極圏の一部でありました。人口は650万人ぐらいと言われておりますが、非常に農業と林業が盛んなところでございまして、消費税24%で、非常に教育にも力を入れている国であります。そこにも多分こういう制度、もちろん医療費無料でありますから、フィンランドは。そういったことで進んでいると思います。

日本国は消費税が現在8%でございますけれど、そういう中で、できる予算の範囲で本村も対応していただくということでお願いいたします。

次に移ります。

次期学習指導要領が2020年から実施されるわけですが、この次期学習指導要領の中で、特に文科省が求めていますのが、授業時間数をいかにふやすかという問題であります。これは全部、県の教育委員会もそうですし、市町村もそうですが、それが今問われております。授業時間をふやすのにどうしたらいいかということでもあります。

その中で、先日、8月10日でありまして、福祉教育委員会が教育関係者との懇談会をやらせていただきました。その中で、校長、または教頭の方々の生の声を聞くことができ、大変有意義な会議だったというふうには私は思っております。教育現場の生の声を聞かせていた

だいたなというわけですが。その中で、カリキュラムの教育課程の中で、時間のやりくりが大変、現在でも現場は苦勞されているというお話がございました。来年度から道徳教育が教科化されますし、それから、もう御存じのように、2020年東京オリンピックの年から、英語が教科化されます。そういう中であって、どうしたら授業時間が多くとれるかという問いかけがあります。

まず、細かいことを言う前に、どうしたらとれるのか、知恵を絞らなきゃならんところがあります。これは、最終的には教育総合会議というもので本村の場合もやるわけですが、その事務局を抱えている教育委員会、そして、その先頭に立つ教育長に、まずもってどんなお知恵があるのか、お尋ねをいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号9番、大熊恵二議員の御質問にお答えします。

次期学習指導要領に向けてと、その中で、特に時間数のことでの御質問というふうに賜っております。

学習指導要領が求めているのは、時間もふえることもあるんですけども、もっと別の柱もいろいろあるわけで、その中で時間ということ、理解をさせていただきますが。授業時間をどう確保していくか、もっと大きく捉えていくと、年間の時間、いわゆる時間、そこをどういうふうに見ていくかなという、時間の資源をいかに活用していくか、そういうことになろうかなというふうに思っております。

今、御指摘のように、2020年度から、小学校の3、4年では外国語活動、5、6年生では英語科が年間35単位時間、いわゆる45分を1単位としての35時間が増となってきます。知恵という言い方がいいか、例えば、文科省のほうで描いているのは、私が知る中では、例えば、土曜日をどうするか、それから、今の時間割りの中で、小学校、あるいは中学校の中でも、余裕というか、若干の余裕がありますので、そこをどう使うか、それから、もう一つが、きょう、午前のところでも御質問いただいたんですが、夏休みを含めた長期休業をどうするか、いわゆる授業日数をどう見ていくかというところになると思いますので、現状としては、土曜日を休みにしてからも何年もたつわけですが、土曜日の復活というのはなじまないであろうなど、それから、夏休みについてですが、特に、正直言って、今、長野県、南箕輪村の夏休みも非常にスリムになってきていて、そこら辺のところをどう見るか、大幅な減というのはちょっと描きにくい面があるかなという、そのあたり、数日なりをどうしていくかという、それから、現行のところ、うまくそこが組み込めないかというところになると思います。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9番（大熊 恵二） 今、教育を取り巻く環境は、非常に多岐にわたっております。今日的な課題といたしまして、いわゆる児童生徒からの問題につきましては、知識基盤社会化の到来とグローバル化の進展、そして思考力、判断力、表現力、これらの知識や技能を活用する能力が今の児童生徒には不足している。それから、自分への自信の欠如、みずからの将来への不安、体力の低下、これらを児童生徒は抱えております。学習意欲の低下、学習習慣・基本的生活環境の未定着、これが安定していないと。それから、特別な支援が必要な児

童生徒が年々ふえております。本村でもふえております。

それじゃあ、教職員の立場で、今日的な課題は何があるのかと考えたときに、社会の変化や保護者、それから地域の要望等、学校が抱える課題の多様化、複雑化、それから、先生方の多忙化、多忙感の増大、長時間労働の常態化、授業に対する準備の不足、これらを教職員は考えております。もう一つ、子供と向き合う時間が減少していると、これをもっとふやさなきゃいかん。

それじゃあ、保護者はどう考えているか。女性の社会進出の拡大に伴う家庭環境の変化、共働き世帯の増加、ひとり親世帯の増加、子供と一緒に過ごす時間や教育に費やす時間が減少している、保護者の力だけでは教育に専念できない状況にあると、こういったことが、いわゆる児童生徒、それから教職員、保護者、これらの今日的な課題だというふうに思われます。

そういう中であって、午前中も、私の右側にいる唐澤由江議員が、夏休みの短縮化がはやっていると、これははやってはいないんです。そういうもので解決しようという自治体があればいいということでもあります。

私がこれから申し上げる一つの例が、静岡県に吉田町という町があります。ここでは、非常に、町長を初めとして、教育長ががっちりスクラムを組んで、大幅に夏休みを減らして、平日の時間割りを1時間繰り上げて授業をやって、全体的には授業数を確保しております。夏休みを減らすことによって、日常的な勉強の時間を1時間繰り上げています。水曜日は4時間授業にしているとか、そういう対応をしております。

これは、文科省でも大変興味を持って、今、義務教育の局長クラスが吉田町に勉強に行っております。吉田町というのは、南アルプスのちょうど向こう側、大井川、シラスウナギがとれるものですから、養鰻といいますが、ウナギの養殖で有名なところでもあります。とてもおいしいウナギだ、私もウナギは大好きでありますので、一度、吉田町を訪問したいな、こんなふうにも思っているところでもあります。一度、教育長、この吉田町の実態について、よく勉強して見ていただけないでしょうか、問題提起をしておきますから。

これは、最終的には教育総合会議で決めるんですけど、非常に教育委員会が熱心であります。ただ町長いわく、住民から大変な苦情が出たという報道もなされております。というのは、もう決めちゃってから町内にアンケートをとったと、もう決まっているのに何で今ごろアンケートをとるんだと、これは逆じゃないかと、こういうやりとりもあるわけで、これは失敗に学ぶということで、本村でもしやる場合は、そういうことのないように、十分保護者の意見等も聞いて、しっかり新学習指導要領に沿ってやっていただきたいなと思うところでもあります。

この吉田町では、子供の確かな学力を保障する環境づくり、教職員が授業に専念できる環境づくり、保護者の教育ニーズに応じた環境づくり、いわゆる、この3者がウイン・ウインの関係にあるわけです、これをやることによって。何でもそうですが、教育業界といいますが、教育の世界は非常に保守的であります。新しいものを受け入れたがらない。今まで俺たちのやってきたことがもう全ていいんだと、こういう概念に陥ることがあります、そういう考え方が。

ただ、私は、教育長を見ていて、今までの教育長は特別職じゃありませんでした、一般職でありましたから。ただ、今度、今の清水教育長は特別職でありまして、そのかわり任期が

1年、短いわけです。だから、非常に緊張感を持って教育の現場に臨んでおる、これは期待できるというふうに私は見ております。どうかそういう中で、教育長、どうでしょうか、ここまで話した段階で何かコメントをいただけませんか、お願いします。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 先日、ある議員の方から、清水、1年になるなという言葉いただきました。9月末で1年にちょうどなるんですけれど。自身、ああ、じゃあ何をやってきたのかなって問い返しをしながら、器の小ささとか、あるいは実行力、実践力、どうかなって、そんなこともいろいろ思いながらでございますが、願いはいろいろ持っています。

いわゆる教育行政、私、1年が終わろうとしていて、じゃあ、何をどういうふうに、そこをしていけばいいのかなというのが少し、教育次長を初め、事務局から教えていただいたり、教育委員の皆様と話し合ったり、そんな中から思っているところでございます。

今、御指摘いただいた吉田町、ぜひ、私個人というか、立場、あるいは教育委員の面々で行きたいなと、そんなことを思っております。

と申しますのは、2020年、指導要領の完全実施まで2年間ございます。その2年間、例えば、外国語に関しては、20年から35のところ、15でもいいよと、前倒しで35やるところもあるかもしれないですが、15を必要な内容を含みながらやっていく。現在、その状況を各学校、小学校2校で詰めているところでございます。南部小さんと南箕輪小さんと、アプローチの仕方は当然、学校規模も違うし、状況も違うので、それを大事にしながらでございますけれども。

先ほど議員おっしゃられた、要するに、子供たちの教育課程、授業日数、あるいは全体の枠も含めて何ですが、それという課題、それから、教職員の超過勤務の関係、多忙感という、その関係、それから、先ほどの保護者のニーズに応じたという、そこの大きな三つの観点を、私、今お預かりしていて、特に、保護者のニーズにという場合には、やはり学校に安心して任せていいよと、当然ながらそこが一番の立ち位置。それから、教職員の関係で言いますと、本来という言葉がいいかどうか、現状としては、子供さんが教室から出ていった場合に、じゃあ、どうしようかって、ちょっと授業待つてよと、じゃあ、そのお子さんと時間を大事にしながらまたという、そういうような営みもないことはない。ですので、そういうようなことも含めて、やはり全体的に見ながら、単に、帰れという言い方はないですね、私、前任、前のとき、早く帰ろうよって先生方に言ったのに、なかなかそこは難しいところは正直ある、いかに業務をスリム化するかという面もあるかと思えます。ただ、学校の教員になった皆さんは、本当に子供のために教材研究をやりたいと、そういうことも含めて、時間を問わないところもある面ないことはない。そのためになと、そこら辺も重ねながら見ていく必要はあるのかなというふうに思います。

指導要領の改訂に向けては、時間枠のところは今のところ15ということ。それについては、小学校のほうでは何とかなっていくかなと、現時点では方向性を持っているところでございます。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9番（大熊 恵二） ちなみに、この吉田町では、ことしの夏休みは、教職員全員が10連休をとったというデータもあります。その間、じゃあ、学校は留守になるけれど、どうしたらいいんだと、校長と教頭が交代で見回りに行く。それから、教育委員会の職員が学校を

見回りに行く。そういうフォローがあって、教職員には10連休をとってもらったと、こういうこともある、やっぱりやり方だなという。それで、教員の多忙感も緩和されるということでもあります。

もう時間が来ておりますので。

今、本村で、南部小学校、それから南箕輪中学校では、信州型コミュニティスクールがスタートして、順調に動いております。大規模校と言われながら、南箕輪小学校がまだコミュニティスクールがスタートしておりません。前の小林校長から今度の熊谷校長になって、予定よりちょっとおくらしているということに対して、教育長、どう考えておるのか。ここで大変試すようなことで恐縮ではありますが、教育長のリーダーシップ論をお聞きしたい。教育長が持っているリーダーシップとは何かということについて、急なお話でありますのであれですが、ちょっと触れていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 私のリーダーシップって、自分で何て言っているか、今、非常に困っているところが正直なところです。ただ、立場的なもので、何をどうしていくかという、そこはリードしていく場。それから、私、特に大事にしているのは、先ほど、吉田町の云々ではないのですけれども、地域の方、学校の先生方もそうなんです、校長含めた先生方と地域の方、PTAも含めて、その合意を形成していく、そこがうんと大事かなというふうに思っています。ですので、こういう方向はどうだろう。例えば、先ほど、お知恵、知恵という言葉を使われましたが、そういうふうな方向で、ぐっと引っ張る場もあり、でも、じゃあと言って、上意下達的に、じゃあ、これって、ぴつと言う、そういう場面はある面なじまない、ちょっと遠回しな言い方で申しわけないです。そんな男でございます。ただ、子供のために何をしていくかということは熱く思っている男の中の1人というふうには御理解ください。

それから、信州型コミュニティスクールの関係ですが、県では、本年度までに全校という方向でいると思います。私が述べるまでも、議員御存じだと思います。南箕輪小学校さんでは、その立ち上げ、何年かかわりながら、ことしの6月にそれを動かそうという話し合いを、連絡も受けながら協働してきたんですが、ちょっとコーディネーターの関係とか、そのすわり、どういう動きがとか、ちょっとその詰めのところで時間を持ち越して、夏休みを越えているかなという、そんな理解ですが、校長、教頭にはどうなっているか、どういう方向だいという確認は、都度、都度、させていただいています。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 余計なことかもしれませんが、私が今、県の教育委員会の信州型コミュニティスクールの委員会の委員長は信州大学の教育学部長の平野さんという教授であります。たまたま長野県13人の中の1人で、私が副委員長をやってまして、本村がまだ1校参加していないということで、何も県の教育委員会から言われませんが、私の気持ちの中に、早くスタートしてほしいなど、そういう気持ちを抱いております。来月も、長野県の教育委員会で県庁に行つてまいりますけれど、ぜひ教育長のリーダーシップで進めてほしいと思います。

リーダーシップ論について、前にも申し上げましたが、新しい教育長には初めて申し上げることですので、また大熊が同じことを言っているなど思わないで聞いていただきたいと思

います。

私の尊敬する連合艦隊司令長官、山本五十六、新潟県の長岡の出身であります。この方のリーダーシップ論が、今でも多くの経営者、経済人からも支持をされております。その中身は、「して見せて、言ってみせて、させてみて、褒めてやらねば人は動かぬ」、して見せるということは率先垂範であります。言ってみせてというところは説得力であります。させてみるということは権限の移譲であります。よくできたときはみんなの前で褒めてやる。うまくいかなかったときは、そっと呼んで、アドバイスをしてやる。また、チャンスを与えてやる。そういう心遣いがないと、部下も育たないし、その組織も育てこない、こういうふうになっております。「して見せて、言ってみせて、させてみて、褒めてやらねば人は動かぬ」、これは山本五十六元帥の、元帥はブーゲンビリアと言いましたか、あそこで飛行機に乗って、撃墜されて、戦死をされたわけですが、第二次世界大戦、これ、真珠湾攻撃やミッドウェー海戦では大変な成果を上げた海軍大将でありましたけれど、亡くなって元帥になったわけですが、山本五十六のこの言葉は、今でも多くの経済人や多くの教育関係者もよく承知しているところであります。

教育関係者の中に、今度、英語を熟知していない人も、資格を持っていない教師が非常に多いと、いかに英語の先生方をそろえるかということも大変な仕事でありますけれど、それらもクリアしていかなければ、学校は成り立たないということでもありますので、どうか、これから教育を取り巻く環境はますます大変だと思います。そういうときに、本村の教育長として、一つ腕をふるっていただきたい。また、そのために、私も一議員として応援できることがあれば、一生懸命応援もさせていただきます、そんな気持ちであります。

最後になりましたが、今、英語の話をしましたので、英語で最後の御挨拶をして終わりたいと思います。この意味は、「私はあなたができることを期待しております」という、大変な思いで私申し上げます、教育長に。

その前に、村長に、短時間ですが、総合教育会議の議長として、一つ、総合教育会議、どうあるべきかということ、村長、ちょっとお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 総合教育会議、私がトップということで、何回か開催をさせていただいております。教育の根幹にかかわる部分、議論をしていかなければならないだろうというふうに思っております。

教育を取り巻く環境は、今、大熊議員がおっしゃられたとおり、本当に大変な状況にあります。これ、社会環境の変化、あるいは家庭環境の変化が一番大きいのかなというふうに思っております。そういった中で、子供たちがどう育っていくのか、このことを重要と考えていかなければならないだろうなというふうに思っております。その辺も議論できればというふうに考えております。いわゆる、施設をどうするのか、そういうことだけではなくて、教育全般についてどうしていくのかという、この辺を議論していくことも大切だというふうに思っておりますし、今、静岡県吉田町の話もお聞きいたしました。先進地に学ぶということ、このことは大切なことだろうというふうに思いますし、私も何年前に、各学校に研修を含めての予算づけ、自由に使える予算づけをしておりますので、そういったものを活用しながら、そういう先進地を学んでいただければというふうに思っております。

総合教育会議のトップとして、しっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 惠二） 唐木村長は、非常に教育には人一倍の熱い情熱を持って臨んでいただいておりますことは、もう前々から承知しております。どうか、教育長と村長、しっかり総合教育会議の中でスクラムを組んでいただいて、一つ頑張ってくださいたい、本村の教育がレベルアップされますように切に願っております。

先ほど申し上げました、「私はあなたができることを期待しております」という強いメッセージを拙い発音でさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。「I expect you can do」、ありがとうございました。

議長、終わりました。

議長（丸山 豊） これで、9番、大熊惠二議員の質問は終わります。

ここで、3時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時35分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

3番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 3番、山崎文直です。

村長は、3日間、熊本への出張、お疲れさまでした。復興の様子等をつぶさに見てこられたというふうに思います。ぜひ今後の南箕輪の防災計画にも生かしてほしいなというふうに思います。

今回、私は、3点の質問をしたいと思います。

1番目は平和教育へのさらなる取り組みをというわけであります。

8月29日の朝、北朝鮮からのミサイルが発射されたというJアラートの放送がありました。ちょうど私は、そのとき、地元の水利組合の仲間の皆さんとともに、西天竜の水田地帯で草刈りをしてました。強固な建物のところへ避難というふうに言われたわけでもありますけれども、さて、どうしてものかと、水田地帯のど真ん中にいて、どこに逃げたらいいんだろうというふうに迷ったものです。そのときに、もしこれが西天竜の水路におって、破壊されたとすれば、これはまた大変なことだなと、そういう意味でも、今後の防災だとか、そういうものの計画を進めていく上にも、一つの参考になったかなというふうには思いますけれど。

いずれにしても、近ごろ、マスコミの中では、毎日のようにこのミサイルや核兵器の問題が報道されて、うんざりするほどの部分があります。私の母親も、毎日のように、日本はどうなっちゃうのかと、こういうふうに言われて、私も返事にも困る部分もありますけれども。

この問題を見たときに、どうしても、いつも思うわけですが、戦争で勝利をするものはないんじゃないかと、過去のいろんなところからの戦争による破壊等の人類の歴史から見ても、戦争は起こしてはならない。そのために、いかに努力をしていくかということが大切だなというふうに思います。軍事力を拡大というのは際限のない話になっています。何が大事か、やっぱり対話で、外交の努力、これが最重要課題だなというふうに思います。そういう点では、日本の政治の部分についても、そういうことを要求していかなければなりません。

んが、同時に、未来ある青少年の皆さんが平和で暮らせるように、今から私どもがそのための教育、そういうところへも力を注ぐ必要があるのではないかなということで取り上げたところでもあります。

国連でも、核兵器の禁止条約が批准もされました。122カ国の賛成でありますけれども、被爆国である日本は、アメリカと一緒にこの条約に参加をしませんでした。まことに残念なところではありますが、そういう部分にへこたれず、常に、平和教育をさらに推し進めていくということが必要ではないかというふうに思います。

昭和20年の3月13日には、映画にもなりました、現在の県立の弥生ヶ丘高校の生徒の皆さん270人が国策としての勤労働員で、名古屋の工場に行っているときに空襲に遭い、爆弾が落ち、1人の方が亡くなって、そのときに、校長先生の判断で、269人の子供たちを連れ帰って、その後の指示には絶対従わなかったというすばらしい話もあります。

そういう点で、教育というのは大事だなというふうに思います。

そんな中で、南箕輪も、数年前から原爆の写真展等も開催して、これについても非常に評価できる部分であります。

そういう意味では、さらなる取り組みとして、県内の幾つかの自治体の中でも、生徒を広島や長崎の世界大会や慰霊祭などに代表団を派遣しているところもございます。村でも、ほかにも人材育成のための派遣活動もしているところでもあります。そういった制度を活用しながら、村でもこういう取り組みをしていくことが大事なかなというふうに思いますので、この辺についての村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 3番、山崎文直議員の御質問にお答えいたします。

熊本への出張の話が前段に出されました。私も、復興の部分を見たいと思いましたが、時間的に見る余裕がありませんでしたので、そんな点はそんな御理解をお願いしたいというふうに思います。経済同友会の地方創生懇談会ということでありますので、南箕輪の状況、そしてパネルディスカッションの中で質問もありましたのでお答えもしてきたところでございます。それはそんなことでありますので、また機会があれば、復興の状況を見たいなというふうには思っておるところであります。

まず、平和教育のさらなる取り組みをという御質問であります。

言うまでもなく、戦争は起こしてはならないという、このことはそのとおりだというふうに思いますし、やはり外交の努力というのもしていかなければならないだろうというふうには思っておるところであります。しかし、この北朝鮮問題、ミサイル含めての、これは本当に困ったもんだなというのが実感であります。世界が一つになって平和に向かっていけばというふうに願っておるところであります。

村では、非核平和都市宣言を行っておりますし、平和首長会議への加盟もしております。また、日本非核宣言自治体協議会への加入をしておるところであります。そういったところに加盟をしながら、核兵器の廃絶に向けた取り組みを行ってきております。

戦後70年余が経過いたしまして、戦争や被爆者体験の継承が大きな課題となっている中、核兵器の恐ろしさを改めて皆さんに知っていただくために、毎年8月に、役場ロビーにおいて、原爆の関連資料をお借りして展示し、来庁者の皆さんにも見ていただいております。

あります。このことも、この議会の中からの提案の中でさせていただいたという最初の経過があるわけであります。戦争や被爆の経験者が少なくなってきましたが、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさは、時代が変わっても伝えていく必要があります。平和については、子供から大人まで、ふだんから、機会を捉えて意識を持つこと、このことが大切だと考えております。学校におきまして、まずはこうした教育に力を入れていただければと思っております。

小中学生の代表団を広島、長崎へ派遣してはという御質問でありますけれども、今のところ、小中学生を広島や長崎に派遣する考えは私自身としては持ってはいないところであります。この辺につきましては、また教育委員会で考え方があれば、教育長のほうからお答えをさせていただきます。

平和というのは大事であります。できることであれば、そういった機会も必要かなというふうには思いますけれども、やはり学習の時間等々、いろんな問題、これ、夏休みの時期ではありますけれども、そういった学校行事等々もありますので、そんな考え方に今立っております。

一つの方法として、今、役場で行っております原爆資料展を学校現場でも実施していければというような、そんな形も考えられるのではないかというふうに思っております。その辺は、また教育委員会のほうで検討をいただくというふうに考えております。そんなことで1問目の答弁とさせていただきます。

議 長（丸山 豊） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 3番、山崎文直議員の御質問に関して、今、村長の答弁に若干つけ足しをさせていただいてよろしいでしょうか。

今、写真展の、原爆資料の関係でございますが、学校のほうでもしっかり周知をして、学習の際にそれを活用できるように、そこを大事にしていきたいというふうに思っております。

それと、子供たちを二度と戦場に送ってはならない、それは肝に銘じて、みんなが心しているところがございますけれども。平和教育というのは、学校のみならず、学校でやればいとか、学校教育の中だけで完結するものではもちろんない。家庭、あるいは地域の中でそれを大事にしながらということをやっております。

そういったことの中で、現在、学校のほうでは、前も議会でお伝えしたことはありますけれども、国語の題材で「一つの花」とか、4年生ですけれども、あるいは「ちいちゃんのかげおくり」等々、それから、今度は道徳が教科となって、その教科書の中にも命という題材のところ結構入っております。それから、教科学習に限らず、日々の生活の中で、命の大切さ、平和の大切さ等を学んでいるところがございます。また、中学校ですが、社会とか、歴史とか、あるいは公民とか、道徳等々の中で、これらをしっかり学習していくということがございますけれども。

村長答弁にありましたが、長崎、広島への派遣は難しさがあるかなというふうに思っております。近隣の高校では、高校の修学旅行で長崎、あるいは広島を組み入れているところが多いかなというふうに認識しておりますので、小中学生で平和学習を重ね、高校へ行ってから、あるいは社会に出てから、広島、長崎などを訪れるのも大事ではないかなと、そんなことも考えております。

先ほど、弥生ヶ丘高校のお話が出ましたので、つけ足しでございます。2学期のスタート

に、弥生ヶ丘の校長先生が、碑の名前を忘れちゃって済みません、弥生ヶ丘にあるんですよ、その碑が。それをもとにしての話を、講話をされております。ですので、高校も含めて、小中高等々、平和教育はうんと大事にされているかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） 本当は、教育長にももうちょっと違った面での取り組みの状況をお聞きしたんですが、私が質問に通告しなかったものですから、それに対して答弁いただきました。ありがとうございました。

そういう意味での教育全般にわたって、これからも必要だというふうに思います。

教育長が言われましたように、学校教育だけでなくというのは、生涯学習、そういうような場でも必要、大事なことだというふうに思いますので、ぜひその辺のところも大きく含めて、公民館活動とか、そういう意味での分野でも取り上げていっていただくように、今後努力をお願いしたいというふうに思います。

1 番目の平和教育については終わりにしまして、2 番目の地域おこし協力隊員の今後の活かし方についてであります。

済みません、私の勉強不足で、地域おこしのおこしは通常平仮名だそうです。漢字を書いていたのですが、意味的には同じでありますので、修正しておいていただきたいというふうに思います。

地域おこし協力隊員、ことして5 名の方に増員をされました。最初の方は、1 年半ぐらいになるわけでありませうか、開発公社等で活躍をされて、ガレットの開発、そういう部分でも非常にタイミングのよい活動をされているなというふうに思っています。それから、私もわくわくクラブに属していますけれども、べとりンピックでも1 名の方に非常に御協力いただきまして、いろんな種目を取り入れることができました。ことし入られた若い2 名の方も、いろんなところで顔を見るということで、非常に心強く、期待を持っているところでもあります。

ただ、最初になられた方は1 年半で、協力隊の皆さんの最初の任期は3 年だそうです。そういう意味では、あと1 年半後はどうなるだろうかという部分で、まだ任期を迎えた方がいないわけでありませうけれども、事務局等にお聞きするところによると、賃金の部分で200 万、活動費として200 万という交付金があるということではありますが、家族を持っている方もおります。相対的に、今後、3 年の後の協力隊員に対する対応として、村としてはどういう方針を持っているのかというところをまずお聞きしたいなというふうに思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 地域おこし協力隊の御質問であります。

御承知のとおり、5 人の地域おこし協力隊、今お手伝いをさせていただいておるところであります。本当に一生懸命やっただいて、ありがたいなというふうに思っております。

この制度でありますけれども、地方の自治体が、3 大都市圏を初めとした都市住民を受け入れて、地域おこし協力隊として委嘱し、地域の活動を支援していただくという制度であります。任期終了後は、その地域へ定住、定着を図る取り組み、このことが求められておるところであります。協力隊員の報酬や活動に対しましては、400 万を上限として、国からの特

別交付金による措置がなされているという制度であります。したがって、5人の地域おこし協力隊を採用しておりますけれども、ほとんどが国の交付金で賄っておるというのが実態であります。

任期3年後の話であります。

長野県内の状況を少し話させていただきますけれども、長野県地域おこし協力隊員の定住率、平成28年度末で68.1%という数字が出ており、上昇傾向にあるとされております。本村の隊員にも、まずは本村に定住をしていただきたいという考え方を持っておるところであります。

3年後どうするのかという部分でありますけれども、任期終了後の隊員の進路というのは、起業するとか、就業、就農するなど、隊員それぞれの選択になります。任期中の活動に関係した仕事につき、村の発展に寄与していただければありがたい、こんな考え方は持っておるところであります。そのためには、村といたしましても、可能な限りの支援はしていきたいという、その思いはしておるところであります。

2人つきましては、あと1年半ということであります。1人は、味工房でガレットという食を開発していただきましたし、ル・ブルターニュという東京の有名店との連携協力まで至っておるところであります。そんなことを生かしていただければありがたいなというふうに考えておりますし、もう1人つきましては、農産物の販路拡大等々に尽力をいただいております。そういった部分につきましても、そういった生かせる仕事についていただければというふうに考えておるところであります。これから、この2人はどうしていくのかという、一番大事な時期となっておりますので、本人たちとも話をしながら、その後の進路につきましては考えていきたいというふうに思っておるところでございます。できることであればというか、定住はしていただきたいという、この思いが強いところあります。そのために村は何ができるのか、これは、これから1年半かけて、また方策を見出していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） 可能な限り、村も対応していくということとなります。

既に任期が来た方で、飯島町では、お一人の方が任期が来て、ちょうど町会議員の選挙のときで、協力隊員だった方が選挙に出て、それでちょうど定数だったんですかね、そういう意味で貢献したと言えるかどうか、ちょっとわかりませんが、そういう町会議員の1人が誕生したということですが、それに至るまでは、ちょっと首をかしげるようなところがあると思います。お聞きしたら、特に新しい仕事を今しているわけではなくて、町会議員が主の仕事だと、こういうことあります。

そのほか、全国的にもありますけれども、どういう状況できているのかというのは、若い人もいますので、将来的に心配だなと。私も、農業関係の皆さんと作業をしたときの話で、協力隊員の皆さんというのは将来どうなるんだいという、そういう話も聞いています。制度を使って、行政が採用しているわけですから、そういう意味では、ある意味で責任を持って就職のお手伝いをしてやるとか、そういうことも必要かなというふうに思いますが、同時に、じゃあ、その人たちが将来優先的に村関係の仕事につくのかどうかという、そういう部分もわかりませんが、そういうところについては、ごく一般の人たちが就職活動するという形に

対応するというところでよろしいのでしょうかね。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ごく一般的な就職ということの御質問でありますけれども、村にかかわっていただいておりますので、できるだけ今かかわっている分野で仕事を開拓していただければというふうに考えておるところであります。したがって、この1年半で、村として何ができるのかということ、本人たちとも話し合っていく必要はあるというふうに思っておるところであります。

1人は、ガレット好調であります。このままいけば、何とかそこを任せてもいいのかなという思いもしておりますけれども、それは相手もあることでありますので、それはそれとして、また考えていきたいというふうには思っておるところであります。

したがって、定住をしていただければ理想でありますし、そうできるように、村もできる限りのお手伝いはしていくつもりであります。ただ、協力隊員も募集によって来ていただいたということでもあります。それは、本人もその点は十分理解しておりますので、その辺は本人の考え方、このことも尊重していかなければならないだろうというふうには思っておるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3番（山崎 文直） 公募で採用された方ということで、全員ではありませんけれども、話し合った方もいます。まだ将来的なことは決めていないという部分もありますが、村として、何らかの形でかかわっていくということも重要なことというふうに思います。

そんな点で、待遇の面ですけれども、賃金が200万という交付金という中でいくと、例えば、今後とも言えると思うんですが、家族を持った方がこの仕事につくということになると、独身の方なら、まだ臨時の人の賃金よりも若干高いのかなというぐらいですけれども、家族を持っている方ということになると、待遇の面では決して高いとは言えないかなというふうに思うわけなんです。そういう点では、各自治体ごとにこういうところに加算をしていくという、そういうことは可能な制度なんですか、この辺についてお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 待遇面の御質問でございます。

総枠で400万ということをお願いしておるところであります。報酬につきましては、17万ということで募集をしております。そのほかに、住居費だとか、社会保険料だとか、いろんな分野で200万円ほどを負担させていただいておりますので、400万の部分でやっていただいております。本当に報酬としては恵まれていないというふうには思っておるところであります。

自治体として加算することは可能かどうかという御質問でありますけれども、加算することは可能であります。ただ、ほとんどの自治体が国の財政支援の範囲内で負担しておるところでありますので、本村も国の財政の範囲内ということで行っておるところであります。上伊那郡下の状況を見ても、村とほぼ、ほとんど同じということになっております。

ただ、本当に忙しく仕事をしている面もあるところあります。特に開発公社で働いている隊員というのは、勤務時間も長くて、イベントも多いということもありますので、その辺は

考慮をしていかなければならないのかなというふうには思っております。公社として措置をしている部分というのも若干はあるところでもあります。そんな点は御理解をいただきたいなというふうに思っております。

今年度から、4月に1人、7月から2人ということで採用をさせていただきました。4月の採用の協力隊員につきましては、フラッグフットボール協会の事務局次長をしていた方がありますので、その辺のスポーツ振興ができればというふうに期待をしておるところでありますし、移住定住分野を担っていただいておりますので、現在、いろんな仕掛けをしておるところであります。村も、近々、この協会と協力連携の締結をする予定であります。そんな点はつけ加えさせていただきます。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3番（山崎 文直） わくわくクラブで、かつて、羽を飛ばす競技を取り入れまして、普及を図ったところなんですけれども、なかなかうまくいかなんだという経験もあります。そういう点でも、ある時期までは村等もかかわっていかなければならないのかなという、フライングディスクですね、最初はいっぱいはやったんですけれども、途中で順次縮小ぎみになってしまいました。そういう経験も踏まえて、かかわりを持っていくことが大事だなというふうに思います。そんな点をぜひ考慮されることを期待しまして、この質問を終えたいというふうに思います。

3番目の大芝高原の振興についてであります。

先般の会議の中で、大芝高原にまた新たなコンシェルジュを配置するという計画が示され、募集の方向にもなりました。観光等を担当するというような話であります。

大芝高原については、スポーツ施設が大分ふえてきております。しかしながら、観光協会、行政、いろんなところで、行政の中でも健康教室だとかいう部分で、いろんなイベントが開催されておりますけれども、私的には、まだイベントとか、総合スポーツ施設の活用等が、利用が何かばらついていてという感じもしないわけでもありません。そういう点では、総合的に大芝高原の施設を使ってプログラムを提供するということが、より効果を出していくんではないかなというふうに思いますが、この辺についてのコンシェルジュのこれからの活用の仕方も含めて、村の考えをもう少しまとまっていたら聞かせていただきたいなというふうに思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大芝高原の振興の中で、コンシェルジュの計画であります。

これは、あくまで地方創生事業として採択されればという大前提がありますので、その辺はそんな御理解をお願いしたいと思います。採択されなければ、置くというわけにはまいりませんので、その点はお願いしたいというふうに思います。

大芝高原の活用でありますけれども、観光産業振興につきましては、村の第5次総合計画及び村の創生総合戦略に基づき、交流人口の増加及び村の魅力向上を目指し、さまざまな事業を今も展開しておりますし、これからも展開していきたいというふうに考えております。

その一環といたしまして、このたび、地方創生推進交付金事業によりまして、健康運動士の資格を持つ健康コンシェルジュを常駐させて、どちらかという、今御指摘のように、これまで施設単独での事業が多かったところでもありますけれども、森林セラピーロード、味工

房、大芝の湯、ふれあいプラザ、屋内運動場などの施設を、森の交流施設を拠点に、複合的に活用して、健康と癒やしをテーマに、住民向けの健康プランや新たな観光客向けの観光ツアー体験やプランなどに取り組んでいきたいということで、国の事業に申請をしたところでもあります。ばらばらであったものをどうまとめてプログラム化できるかという、このことが必要であるというふうに考えたところでもありますし、大芝高原は、もともと観光地化という部分の中で、健康と癒やしの森にしていきたいということで前々からお話をしておるところであります。にぎやかな観光地ということではなくて、本当に健康と癒やしという、このことをテーマにした高原にできればいいなという思いもしておるところであります。

そういったことで、セラピーロードも整備をいたしましたし、ふれあいプラザでは、運動施設も整備をしたところでもあります。屋内運動場につきましても大規模改修を行うということで、議会最終日に請負契約の締結議案を提出してまいりたいということであります。複合的に活用できればという、このことが一番大事でありますので、そんなプログラムが組めるようにやっていけたらというふうに思っております。ただ、これも、先ほど申し上げましたように、地方創生事業で採択されればという大前提がありますので、よろしく願いいたします。

また、これにとどまらず、今後も交流人口の増加を目指して、本年6月に観光分野で採用いたしました地域おこし協力隊員にも参画をしてもらいまして、観光、スポーツなど、さまざまな分野で、大芝高原内の施設を複合的に活用したイベントや事業の提供を検討していきたいというふうに考えておるところであります。

地方創生、今、どこの市町村でもかなりの分野で取り組んでおります。本当に忙しい状況となってきておりますし、イベントばかりと言っては言い過ぎかもしれませんが、イベント、イベントで、本当に大変な状況が生まれてきておるところであります。本村の体力からして、早々、イベント、イベントというわけにはまいりませんので、もう少し腰を据えてじっくりと、そういった体験プログラム等をつくりながらやっていければというふうに考えておるところでありますので、そんな御理解はお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） ぜひ、総合的なプログラム、これも地方創生が採択されるいかににかかわらず、大芝高原にとっては大事な施設を生かしていくということでありますから、この辺のところについても、引き続きよいプログラムを提供できるような取り組みをお願いしたいなというふうに思います。

2番目の質問であります。前回の議会の中で、条例が改正されまして、大芝高原の中の建築物に対する基準が緩和されたわけであります。そのときの説明では、大芝の湯の建物ぐらいのものは増設が可能というようなお話がありました。

そういう意味で、私は前々から思っている部分がありますけれども、かつての都市計画公園の中の計画図の中には、体育館の建設というのがありました。今でも、この大芝高原に体育館があればいいなというふうに思っている1人です。大芝高原は冬のイベントというのがなかなか難しいというのも、村長もこれまで時々発言をされております。さらには、スポーツ等のイベントでも、雨天中止というような部分がどうしてもついて回るわけではありますが、体育館というのがあれば、冬のイベント、誘客、それから、ふだんのスポーツ人口増大、そ

ういうのにも生かしてくるのではないかなというふうに思いますので、この辺のところ、ぜひ今後の計画の中にも、お金のかかることですから、すぐに実現というわけにはいきませんが、将来の展望として常に持ち続けていくことが大事ではないかなというふうに思います、村長の考えはいかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大芝高原に体育館をという話、御質問でございます。

確かに、大芝高原を都市公園にする際、当初計画におきましては体育館の設置、計画にあったところでありました。しかしながら、大芝公園の整備を進めていく中で、大芝荘の建てかえだとか、あるいは他のスポーツ施設の整備だとか、いろんな状況がありまして、必要性が薄かったこともありまして、体育館の設置というのは後年に先送りをして今日に至っておるのが実態でございます。

現在の考え方でありまして、今、村は、人口増加対応、人口増加対策、最優先で行っておるところであります。そのめどがつくまでは、ほかの施設は後回しにしておるところであります。したがって、後回しをした既存の公共施設の改修等がこれから始まっていくという、と同時に、まだ人口増加に伴うところの施設不足、まだめどがついたとは言い切れない部分があるわけでありまして。一つは、学校給食の給食センターを改築していかなければならないという大事業が残っております。また、村の公民館もあのままでいいかどうか、あるいは、一番後回しになっております、そうはいつでも村の歴史を伝える郷土館、これは本当にどうにもならない施設でございます。そういった施設がめじろ押しでありますし、地区計画事業等々につきましても、額を減額して、区の皆さんに、きょうは区長の皆さんも大勢傍聴に訪れていただいておりますけれども、我慢もしていただいておりますという状況もあるわけでありまして、体育館という計画につきましては、今のところ、現時点では考えていないというのが実態であります。

体育館の建設には多額な費用がかかりますし、補助部分というのがないわけでありまして。本当に、これは悩みのところでありまして。ただ、本村にも、VC長野トライデンツという、練習拠点、本拠地のバレーボールチームがあるわけでありまして。これも来年は、V1に相当する、今、プレミアリーグに相当する部分、10チームの中に入っていくというような話もお聞きしておるところであります。そういったことにどう対応したらいいかなという面もあるところでありまして、これは南箕輪ということではなくて、長野県全体で考えていただかなければならない問題だというふうに思っておるところであります。少なくとも30億程度はかかるという、今、本村にはそんな体力はありませんので、体育館の建設というのは考えていないということでありまして。そのために、村民体育館、今、改修をしております。その辺で体育館の機能強化を図っていくということで方針を定めたところでありまして、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3番（山崎 文直） 金額、予算の問題等が出されました。このような形で回答をいただくと、それ以上のことはなかなか言えないというのが正直なところでありまして、この辺については、ぜひ、将来に向かっての夢は大きく持とうということで、お互いに持っていけたらいいなというふうに思います。常に明るい未来に向かっていきたいものだという

ふうに思います。この点で、私の質問を終わりたいと思います。

きょうで最後になりますけれども、教育長にも答弁をいただきまして、ありがとうございました。

これで私の質問を終わりたいと思います。

議長（丸山 豊） これで、3番、山崎文直議員の質問は終わります。

これで一般質問を終わります。

ここでお諮らいをいたします。

本日で一般質問が全て終了いたしました。あす15日の会議は、議事の都合により、特に午後2時30分に繰り下げて開くことにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同礼〕

議長（丸山 豊） お疲れさまでした。

散会 午後 4時20分

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 9 年 9 月 1 5 日 (金曜日) 午後 2 時 3 0 分 開議

- | | | |
|-----|-----------------------------|-------|
| 第 1 | 議案第 19 号～第 20 号 | 提案～質疑 |
| 第 2 | 発議第 1 号～第 2 号 | 提案～採決 |
| 第 3 | 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告) | 質疑～採決 |
| 第 4 | 発議第 3 号～第 5 号 | 提案～採決 |
| 第 5 | 議案第 1 号～議案第 6 号 | 討論～採決 |
| 第 6 | 議案第 7 号～議案第 12 号 (委員会の審査報告) | 委員長報告 |
| 第 7 | 議案第 7 号～13号、15号～17号、19号～20号 | 討論～採決 |
| 第 8 | 継続調査事項の採決 | |

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	原悟郎	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	住民環境課長	松澤厚子
副村長	原茂樹	健康福祉課長	藤田貞文
教育長	清水閣成	子育て支援課長	唐澤孝男
総務課長	堀正弘	産業課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	教育次長	伊藤弘美
財務課長	平嶋寛秋	代表監査委員	原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

会議のてんまつ

平成29年9月15日

午後2時30分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、追加議案並びに発議が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されますので、議会運営委員長の報告を求めます。

大熊議会運営委員長。

議会運営委員長（大熊 恵二） 議会運営委員会より御報告を申し上げます。

本日、追加議案並びに発議が提出されておりますことに伴いまして、先ほど議会運営委員会を開催させていただきました。次のように決定をさせていただきましたので、御報告を申し上げます。

議案2件、発議5件が提出されておりますので、本日の会議日程とさせていただきますと思います。

以上で、議会運営委員会より報告を終わります。

議長（丸山 豊） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案2件、発議5件を本日の会議日程といたします。

これから、追加議案の上程を行います。

議案第19号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第19号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、本村のふるさと納税が好調なことから、これにかかわります歳入と歳出の補正をお願いするものであります。

補正予算第4号の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億2,312万1,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 議案第19号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」の細部説明を申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により御説明を申し上げます。

ふるさと納税関係の補正となりますので、歳入から御説明を申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

19款1項1目1節になりますが、ふるさと納税給付金の増額でございます。本村に対するふるさと納税は、これまで返礼品の充実等を図ります中で、年々増加してまいりました。本年度当初予算では、実績を踏まえまして、3,000万円を計上させていただきました。そうした中で、大芝高原味工房のジェラート「森のアイス」と村内産コシヒカリ「風の村米だより」が予想以上に好調で、そのほかの返礼品の関係も含めまして、関係の業務を委託しております「さとふる」のほうで好調だということでございます。こちらの人気ランキングで見ますと、「森のアイス」、それから「風の村米だより」、ともに上位にランキングしております。8月末現在では、寄附金額で予算額を超える3,471万円というふうになっております。大変恐縮ですが、ここまでの伸びということでは見通しができなかったところでございます。例年、この後、年末に向けまして、ふるさと納税が増加するという傾向も見られますので、大幅な増額をお願いするものでございます。

これに伴いまして、歳出でございますが、おめくりをいただきまして、2款1項3目、0220財政管理事務の13節、ふるさと納税業務委託料、「さとふる」に対するものでございますが、返礼品代も含めまして増額をお願いするものでございます。

ふるさと納税寄附金とこの経費との差額2,000万円につきましては、次の14款予備費を増額することとさせていただきます。備えさせていただきますと思います。

以上で、細部説明を終わります。

議 長（丸山 豊） 議案第19号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第20号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議 長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第20号「工事請負契約の締結について」、提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年度大芝屋内運動場改修工事、建築工事の入札を去る9月6日に実施したところ、工事請負契約の予定価格が、南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める額となりましたので、地方自治法及び条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 弘美） 議案第20号「工事請負契約の締結について」につきまして細部説明を申し上げます。

議案第20号の議案書の2ページ、説明資料をごらんください。

改修工事、建築工事の入札結果でございます。

入札会の時期は、平成29年9月6日、午前10時でございます。

工事内容につきましては、運動場の拡張と人工芝敷設、屋根・建具の改修並びに運動場南側部分を全面改修し、更衣室、多目的室等を新設するものでございます。

主要用途は屋内運動場、構造は鉄骨づくり平家建て、規模は、改修箇所延床面積1,645平方メートル、増築箇所延床面積296.10平方メートルでございます。

3の入札結果でございますが、応札者数4者、落札金額8,154万円、落札業者につきましては原建設株式会社でございます。

4の工期でございますが、南箕輪村議会議決の日から平成30年3月20日まででございます。

次に、1ページにお戻りいただきまして、工事請負契約の締結についてでございます。

契約の目的、平成29年度大芝屋内運動場改修工事、建築工事。

契約の方法、制限つき一般競争入札。

契約の金額、請負金額8,154万円。

契約の相手方、南箕輪村3898番地1、原建設株式会社、代表取締役、原武光。

以上で、細部説明を終わります。

議長（丸山 豊） 議案第20号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

決議案が提出されておりますので、会議日程とします。

発議第1号「議員定数検討特別委員会の設置に関する決議」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について趣旨説明を求めます。

9番、大熊恵二議員。

9番（大熊 恵二） それでは、発議第1号の提案理由の説明を申し上げます。

発議第1号「議員定数検討特別委員会の設置に関する決議」について提案理由を申し上げます。

まず初めに、目的についてであります。南箕輪村議会は、平成の大合併を契機に、議員定数16人から10人に削減し、その後、平成25年3月に、広く住民の声を聞き、わかりやすく、開かれた議会を目指して、議会基本条例を制定してまいりました。制定後、今日まで、議会活動をしてまいりました。

全国的に人口が減少する中にありまして、我が村は人口が増加し、これが毎年のように増加につながっております。また、10人での議会活動であります。この議会活動を行っていく中で、議員定数、報酬等について検討していく必要があるとのことから、平成28年7月に、任意の議員定数報酬等研究委員会を設けて、研究を行ってまいりました。平成29年4月に中間報告を受けまして、その中で、さらに一歩進めた検討を行っていく必要があるということから、議員定数検討特別委員会を設置して、検討していくことを目的とするものであります。

なお、議員報酬の問題につきましては、中間報告にもありまして、村の特別職報酬

等審議会に委ねるものとして、特別委員会設置の目的からは除くものとしたしました。

名称であります、議員定数検討特別委員会であります。

設置の根拠は、地方自治法第109条及び南箕輪村議会委員会条例第4条によるところであります。

委員の定数であります、5名とさせていただきます。

調査期限は、本議会改選の半年前の平成30年9月末までとさせていただいて、設置の目的に掲げた調査・研究を終了するまで、閉会中もなお調査・研究を行うことができるものとしたします。

まだ説明が足りない部分もあろうかと思いますが、以上の説明をもちまして、この発議第1号の趣旨説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） これから質疑と行います。

質疑はありませんか。

2番、小坂泰夫議員。

2番（小坂 泰夫） 1点、質問というか、ぜひ訂正をお願いしたいんですけど、皆さん、目的の文書、今、委員長さんに読んでいただいたところで、議員定数を16人から、この文書上は10人削減しということで、10人削減したということになってしまう文書なので、これ、議決しますので、10人に削減しという、「に」を入れるなどして訂正をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 今の小坂議員の御指摘のように、16人から10人という字句を入れていただくということでお願いいたします。

9番（大熊 恵二） 「に」が抜けているということですね。

大変失礼いたしました。未熟な説明で失礼いたしました。

今御指摘のように、平仮名で「に」を、「に」というふうに入れていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

これから、発議第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、発議第1号「議員定数検討特別委員会の設置に関する決議」は原案のとおり可決されました。

お諮らいたします。

ただいま設置されました議員定数検討特別委員会委員の選任については、南箕輪村議会委員会条例第5条第4項の規定によって、お手元に配付の名簿のとおり、小坂泰夫議員、百瀬

輝和議員、唐澤由江議員、都志今朝一議員、大熊恵二議員、以上5名を指名したいと思いません。

御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、議員定数検討特別委員会委員の選任については、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

続いて、発議第2号「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

4番、原悟郎議員。

4番（原 悟郎） 発議第2号「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書」について提案説明を行います。

久しぶりの大役で、ちょっとどきどきしておりますが。

御承知のとおり、この意見書の提出は、長野県道路期成同盟会会長より、財特法にかかわる補助事業等のかさ上げ措置の継続の取り組みについて、県町村議長会長に依頼があり、それを受けて、町村議長宛て意見書の提出など、何らかの意思表示を行うよう、資料をつけて依頼がありました。

先般、総務経済常任委員会で審議した結果、全会一致賛同し、意見書の提出を行うことになりました。別紙の意見書について、議員各位の御賛同をお願いしたいと思います。

なお、御承知のことと思いますが、この意見書は、昭和33年に国会議員立法により、道路整備費の財源等に関する臨時措置法がつくられ、揮発油税が道路特定財源となりました。平成19年から20年にかけて、道路特定財源の見直し等が進められ、20年度に特定財源は廃止となり、21年4月より道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる道路財特法が成立し、一般財源化されたものであります。道路財特法により、地域高規格道路や交付金事業の補助率のかさ上げが10年間の時限立法として施行され、29年末が期限となったところであります。この補助率につきましては、国の高規格幹線道路については10分の7、地方高規格道路、いわゆる一般の県市町村道路については10分の5.5ということで、これらの継続をしていただきたいということでもあります。

道路整備につきましては、地域間交流に必要不可欠であり、それには、地方において、特に財源の確保が必要であります。生活道路の整備が図られ、住民の安全・安心の生活ができるために、今回の財特法のかさ上げ措置継続は、意見書の内容のとおり、地方にとっては大切なことですので、御理解をいただき、全員の御賛同をお願いし、発議第2号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 発議第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

発議第2号を採決いたします。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

これから、請願・陳情を採決いたします。

請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

最初に、小坂総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（小坂 泰夫） 総務経済常任委員会より、お手元に配付の請願・陳情審査報告書に沿って、本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第91条の規定により報告してまいります。

まず、陳情第5号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情ですが、こちらにつきまして、当委員会の審査結果は、継続2名、採択2名、委員長の採択により、結果、委員会として採択といたしました。

中での意見につきましては、継続すべきという意見は、県森林税、長野県の森林税、また大北森林組合の問題、税を活用し切れず、今後の存続も見えない現状では、これから先の経過を見守る必要があるといった意見でした。採択の意見としましては、県森林税との整合性がまだ見えない課題はあるが、全国で森林の効用を支えていく考え方は必要だということで、採択といたしました。

続きまして、陳情第6号「国に対して「核兵器禁止条約への批准を求める意見書」の提出を求める陳情書」につきまして、審査結果は、採択が3名、不採択1名で、結果、採択といたします。

まず、経緯といたしまして、ことしの3月の村議会で、同様の核兵器禁止条約に関する意見書の提出を行った経過があるということを示し添えておきます。

まず、意見としまして、不採択の意見としては、現在の北朝鮮の情勢からも、米国の傘の下に守られたきた日本として、すんなり批准できるものではないと。採択の意見としましては、核兵器廃絶を訴える日本が貫くべき立場として、米国の顔色をうかがっているようではいけないといったことで、採択といたしました。

続きまして、陳情第7号「核兵器禁止条約に日本政府も参加することを求める意見書提出の陳情」につきまして、審査結果は、採択3名、不採択1名、結果といたしまして採択。

意見につきましては、先ほどの第6号と同様でございます。

続きまして、陳情第8号「オスプレイの日米共同作戦参加中止および飛行全面停止、沖縄配備撤回を求める陳情」につきまして、審査結果は、不採択4名で不採択であります。

不採択の意見としまして、日米安保条約のもと、日本の平和が守られたきた中の一つにオスプレイもある。この陳情書内には、オスプレイの負の面しか書かれていないが、例えば、熊本の災害救援では防衛省の大型ヘリのスピード、積載量とも、数倍の能力を持つオスプレ

イが、熊本の災害救援で活躍した事実もあり、それが報道されないのが現代のマスコミの実態でもあるといったことで、不採択といたしました。

陳情第9号「アメリカ追隨の軍事圧力路線を正し不戦の対話外交と国会決議を求める陳情」につきまして、審査結果は、不採択4名で不採択であります。

不採択の意見としましては、この陳情は、対話外交を訴えるが、国民アンケートの55%が、圧力、制裁の強化を求め、対話は北朝鮮情勢において現状に合わない。そもそも、対話できないのが北朝鮮の態度であり、日本に戦後70年戦争がなかったのは、憲法9条だけのおかげではない。9条にある日本の不戦の態度の意思が北朝鮮に伝わるわけではないという現実を見定めるのが、当委員会の審査内での大方の意見でありました。

以上、当委員会の審査結果報告といたします。

議長（丸山 豊） これから、総務経済常任委員長報告に対する陳情第5号「「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今、委員長の説明があったわけでありまして、この陳情にあります4行目に、全国の加盟市町村長で組織する全国森林環境税創設促進連盟に、平成6年より活動を行っているというふうに書いてありまして、これにうちの村長も加盟しているというような説明がたしかあったような気がするんですけども、ちょっとこの辺について、どのような経過なのか、審議したのどうか、ちょっとお聞きします、この内容について。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

2番、小坂議員。

総務経済常任委員長（小坂 泰夫） 済みません。今、三澤議員さんが質問されたのは、うちの村長が、そのことについてですか。

8番（三澤 澄子） うちもこれに加わっているんで、この陳情を取り上げたというようなことを聞いているんです。

総務経済常任委員長（小坂 泰夫） 私、今、手元に資料をちょっとそろえてなかったんですけど、済みません、委員会審査内で、この創設に関するいろいろな資料が用意されておったんですけど、そこで、全国森林環境税創設促進連盟会員名簿というのがございまして、そこに南箕輪村も会員市町村として入っておりますし、今度は、全国森林環境税創設促進議員連盟加入の名簿の中には入っていないようで、村として促進連盟の会員となっております。

それぐらいです。以上です。

議長（丸山 豊） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） これ、平成6年ということですので、もう23年ぐらい前になるんですけども、じゃあ、この間、一体どんな活動をしてきたのかも、今まで全然ちょっとお知らせがなかったんですけども、その間に、もう県では森林税をつくってきたわけですし、今またそのことが、先ほども委員長のお話の中でも、県の中でもいろいろと問題が起きているという状況もあるわけでありまして、この辺のところについて、出されてきた、これが新潟県の村上市の市会議員さんから出てきているわけでありまして、ちょっと、なかなか理解が難しいところがあるんですけども、その辺、もう一度ちょっと御答弁いただきたいと思います。この間の森林税の経過について、促進連盟の。

議長（丸山 豊） 2番、小坂議員。

総務経済常任委員長（小坂 泰夫） 委員会内で審査したことだけ私はお話できるんですけど、ちょっと済みません、三澤議員さんが意図する質問に関して、委員会内で特段審査いたしてありませんが、長野県以外にも森林税を設けている県はあるという程度には承知しておりますけれど、ちょっと三澤議員さんの質問に、当委員会で審議した内容がありませんので、お答えできないかなと思います。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

陳情第5号の討論を行います。

討論はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 私は、反対の立場です。

今申したように、先ほどの議論の中にもあったわけでありまして、長野県では既に森林税を導入し、今年度またどうするかという議論を、今、県でしているわけでありまして、御存じのように、大北森林組合の問題、その使い方についても、県の中でも大きな問題が起こっているというふうに承知しておりますし、それをまた国レベルで、また新たな税として設定していくのはどうなのかなということがあります。私は、この件については反対の立場です。

議長（丸山 豊） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） これで討論は終わります。

陳情第5号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立多数です。

したがって、陳情第5号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

続いて、陳情第6号「国に対して「核兵器禁止条約への批准を求める意見書」の提出を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 5番、百瀬です。

済みません、6号のほうの陳情書の文書の中で、最後のほうなんですが、世界全体の平和のため積極的にイニシアチブを発揮することが被爆国の政府の責任ではないでしょうかって書かれております。やはり、日本の立場というところがどのような議論がされたか、ちょっと教えていただけますか。

議長（丸山 豊） 2番、小坂議員。

総務経済常任委員長（小坂 泰夫） 最初に、私も、この審査報告をする際に申し添えたように、3月で当議会が同様の批准に関する意見書を提出したという経緯もありましたので、

今回、当委員会でそれほど時間をかけて審議したわけではないという実情もございます。

基本的には、先ほど申し上げましたが、意見は完全に全員が採択というわけではなくて、要は、まず採択する側の考え方としましては、日本は御存じのように世界で唯一の被爆国であるということで、核兵器を禁止するというのが、国を挙げて訴えるのが当たり前ではないかと言うのが大方の採択の意見でありまして、ただ、世界情勢と、あと、日本が防衛上、米国の傘の下といたしますか、米国とともに国防を行っているという現状もあるという中で、これを単純には批准できないといった意見もありました。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

陳情第6号の討論を行います。

討論はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 御存じのように、3月議会で提案者として出させていただいた内容を、改めてまた、今、国際被爆条例が国連の場において、122カ国で通ったということの中で、これから署名の活動に入るわけですが、そういう点で、私は賛成していきたいというふうに思います。済みません、賛成の立場です。

議長（丸山 豊） ほかに討論はございませんか。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） この陳情で、核兵器禁止条約、これは本当に初めての核兵器が違法化する規範ができたということです。核兵器のない世界への大きな一歩となったことは間違いありません。ただ、この中の国連の122カ国が賛成して、今回、20日から署名が始まるわけなんです。それで、50カ国になったら批准をしていくという流れになっておりますが、核の保有国、日本、韓国、北大西洋条約機構NATOと言われる加盟国の核の傘の下で、国の安全保障を依存している国々は、この会議には参加していないわけなんです。一方、NATOに加盟しているオランダはこの会議に出て、反対票を投じております。

先ほど、日本がどうリードしていくかという話をされたということなんですけれども、やはり日本が核保有国と非核保有国の橋渡しをしていかなければいけない立場なんだろうなと思います。確かに、この核兵器禁止条約に日本が署名して、世界に核がなくなる、平和の世界ができると言えいいんでしょうけれども、外交の中で、安全保障の問題も考えていかなきゃいけない。その中で、日本が、唯一被爆国として、核の保有国と非核保有国の橋渡しをしていくということがすごく大事になってくるんだと思います。

日本政府は、賢人会議を開こうじゃないかという提案をしております。これが、ことしの11月の27、28日に、被爆地である広島で初会合が開催されます。賢人会議は、日本人が6人、核保有国、アメリカ、ロシア、中国、フランス、それと非核保有国のオーストラリア、ドイツ、カナダ、核兵器禁止条約に参加したエジプト、ニュージーランドの外国人10名、有識者と被爆者で構成されてます。これが、日本が今リードしている核非拡散のNPTの検討会議、これ、20年に行われるみたいなんです。来年4月にはその準備会合が開かれる。そこに、

その賢人会議の提案書を出していこうという流れになっております。私は、この核兵器禁止条約が悪いというわけじゃない。これはすばらしい条約で、一步前進なんです。これ、前文には、被爆者の文字が刻まれました。また、平和軍縮教育の大切さが記されました。これは高く評価しなければいけないと思います。ただ、今、日本の立場、日本がやるべきことというのは何なのかなって考えたときに、やはり、日本の行動がこれから大切になってくるんだろうなという思いで、これを単に署名すればいいということには反対したいと思います。

議長（丸山 豊） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） これで討論は終わります。

陳情第6号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立多数です。

したがって、陳情第6号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

続いて、陳情第7号「核兵器禁止条約に日本政府も参加することを求める意見書提出の陳情」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 百瀬です。

ちょっと先ほども聞きましたけれども、これを話し合うときに、日本が賢人会議をつくって進めていくというような話はあったわけですか。

議長（丸山 豊） 2番、小坂委員長。

総務経済常任委員長（小坂 泰夫） ありません。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑は終わります。

陳情第7号の討論を行います。

討論はございませんか。

反対ですか。

反対の方はおりませんか。

じゃあ、8番、三澤議員、お願いいたします。

8番（三澤 澄子） 済みません、最初に言えばよかったですけれども。

賛成の立場で討論します。

今、御存じのように、毎年8月の6日と9日には、平和記念式典が長崎と広島で行われるわけでありすけれども、ことしの平和式典は、今までとは全く様相は違ったものになったというふうに思います。それは、今言われたように、122カ国が核兵器禁止条約、国連加盟国の6割を超える採択で採択された条約が、今まで全く実現しなかった被爆者の思いが初めて国際社会の場で実現したということで、大きな感動をもって迎えられたというふうには思います。

そういう中で、長崎の市長、それから広島市長からの平和宣言の中でも大きな声で訴えられていることがありますので、ちょっとこの点について、皆さん、お読みになっているかとは思いますが、私はちょっと言いたいと思います。

一つは、「核兵器のない世界にたどり着く道筋はまだ見えていないが、ようやく生まれたこの条約を、いかに生かし、歩みを進めることができるかが今人類に問われています。核兵器を持つ国々と核の傘のもとにいる国々に訴えます。安全保障上、核兵器が必要だと言いつける限り、核の脅威はなくなりません。核兵器によって、国を守ろうとする政策を見直してください。核不拡散条約は、全ての加盟国に核軍縮の義務を課しているはずで、その義務を果たしてください。世界が勇気ある決断を待っています。日本政府に訴えます。核兵器のない世界を目指して、リーダーシップをとり、核兵器を持つ国々と持たない国々の橋渡し役を務めると明言しているにもかかわらず、核兵器禁止条約の交渉会議にさえ参加しない姿勢を被爆地は到底理解できません。唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約への一日も早い参加を目指し、核の傘に依存する政策の見直しを進めてください。日本の参加を国際社会は待っています」、これは長崎市長の言葉です。

広島市長は、「日本政府には、「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力を挙げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う」と明記している日本国憲法が掲げる平和主義を体現するためにも、核兵器禁止条約の締結促進を目指して、核保有国と非核保有国との橋渡しに本気で取り組んでいただきたい」と言っております。

なお、長野県では、長野県知事以下全77市町村がこの核兵器の被爆者署名をしておりますので、もう全県上げての願いだというふうに思っておりますので、採択すべきだというふうに思います。

議長 長（丸山 豊） ほかに討論はございませんか。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 5番、百瀬です。

本当に、これは一歩前進の条約だと私も考えます。ただ、橋渡しをしなきゃいけない、核保有国と非核保有国の溝が深まっちゃったんです、この条約の採択のときには。これを実現可能なものにするために、被爆者団体や反核NGOの方たちも、この条約の採択が到達点ではないとしているんです。これからが核兵器廃絶への正念場なんです。NPTには、核保有国も参加しているんです。それを、日本が今リードして、そこを何とかしようとしているわけです。だから、先ほどの賢人会議もそうなんです。日本政府は何もやっていないわけじゃないんです。難しい核軍縮というものに対してどう取り組んでいくか、まだ表面的には、確かにそうだと私も本当に考えました。ただ、どうしてなのかなとって考えたとき、やはりその橋渡しができるのが唯一の被爆国の日本がそれをなくすために、軍縮に向かって、リーダーシップをとってやろうとして、今進んでいるわけなんです。これ、またしっかりと見ていかなきゃいけないと思いますけれども、私は、ただ日本が署名すれば世界から核がなくなるというわけではない、核保有国と非核保有国の間を取り持って日本がどうできるかというのがこれから勝負だと思います。

議長 長（丸山 豊） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長 長（丸山 豊） これで討論は終わります。

陳情第7号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立多数です。

したがって、陳情第7号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

続いて、陳情第8号「オスプレイの日米共同作戦参加中止および飛行全面停止、沖縄配備撤回を求める陳情」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

陳情第8号の討論を行います。

先に、委員長報告に対し反対の討論はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 委員長報告は不採択ですので、採択で。

これは、前回のオスプレイの県内を飛行するときの議論にも通ずるところがあるわけでありまして、先日、沖縄の名護、与論島の近くで、海にオスプレイが墜落したその後の議論の中で、また墜落事故がありました。その後、繰り返しオスプレイの事故についてはありまして、名護市の浅瀬に墜落、1月10日は伊江島にパラシュート降下した米兵がフェンス外に落下、6月6日は伊江島補助飛行場で緊急着陸、6月10日鹿児島県奄美空港に緊急着陸、オーストラリア沖では着艦に失敗して3人死亡しているという、これは日本から行っているオスプレイだそうでありまして、先日も、8月29日に大分空港で緊急着陸、エンジンから白煙が上がったということで、何回も飛び立てずにいた様子がテレビに映し出されておりました。

この陳情は、事故を繰り返すオスプレイに対して、日本が全く物申すこともできない状況というのは、日米地位協定にあるわけでありまして、こういうことが繰り返されている限り、やはり、本当に、幾ら国は安全だとか言って、それを認めてきても、沖縄の皆さん、それから日本全国で、今もう配備される状況があるわけですが、安心できる状況ではないということで、一刻も早くオスプレイの安全が本当に確認されない。先日も、沖縄の事故は、構造的欠陥が明らかになっているにもかかわらず、操縦士のミスだという結果が報告されているのでありまして、こういう状況では、本当に今の状況では、オスプレイの運行は一日も早くやめてもらいたいというこの陳情については、私は賛成すべきだというふうに思います。

議長（丸山 豊） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） これで討論は終わります。

陳情第8号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立少数です。

したがって、陳情第8号は不採択とすることに決定いたしました。

続いて、陳情第9号「アメリカ追隨の軍事圧力路線を正し不戦の対話外交と国会決議を求める陳情」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

陳情第9号の討論を行います。

先に、委員長報告に対し反対の討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

陳情第9号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立少数です。

したがって、陳情第9号は不採択とすることに決定いたしました。

続いて、福祉教育常任委員会に付託の陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

唐澤福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（唐澤 由江） 本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第91条の規定により報告します。

陳情第10号「廃棄物の最終処分場建設について住民に寄り添った指導・判断をするよう求める意見書の採択を求める陳情書」は採択です。

その内容について御説明申し上げます。

不採択2、工場地帯、生コン業者の後、アスベストが出たり、ハードルの高いものであるが、申請は合法的である。工場誘致の場所になるので合法だと。それ以外にもう1人、県は、合法的なものは受け取る。緊急性はない。8,000ベクレル以下のものは埋めることはオーケーせざるを得ないというものです。

採択2人、合法と言っても、南原のように、そのときは合法であっても、住民理解が得られないものはだめ。今はとまった状態だ。この活動を風化させたくない。陳情を採択すべきである。

2対2ということで、委員長として、宮田村の環境を守る会、駒ヶ根 水と命を守る会ということで、上伊那農政対策委員会として建設反対の方針をとりまして、1万7,000人を超えるJA役職員の皆さんの署名があり、目標の反対署名10万人を達成しているということで、これを採択すべきと決定いたしました。

これで報告を終わります。

議長（丸山 豊） これから、委員長報告に対する陳情第10号「廃棄物の最終処分場建設について住民に寄り添った指導・判断をするよう求める意見書の採択を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

陳情第10号の討論を行います。

先に反対討論はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

私もこの委員会に所属しておりますので、質疑は十分委員会の中でやりましたが、私の発言した文言も抜けておりますし、ここで反対の討論をさせていただきます。

こういう事態に立ち至った、二項対立型、反対、賛成と、こういうものではなくて、今回は住民に寄り添うという陳情であります。なぜ、10万人もの人たちに同意を得るとか、そういったことの運動をやる前に、当事者同士の話といたしますか、この場所がある宮田村、そして、設置をまだするかどうか、場所は確保したけれど、そういう計画というか、図面ができていたりとか、設計図ができていたりとか、そういう問題ではなくて、もう少し当事者同士が、こういうことに至る前に、もっと胸襟を開いて話がなぜできないのか。この持ち主と宮田村の村長とが胸襟を開いて、もっとひざを突き合わせて、真剣な話をすべきではないかというのが私の意見であります。この以前の問題です、こんな署名をする。放射性物質がどうのこうのということよりも、ひざを突き合わせて、日本語が通じない相手ではありませんので、もう少し当事者同士がきちんとした話がなぜできないのか。この辺に大変な疑問を感じるわけです。こういうものを議会に出されて、または住民に署名をとって、こういう運動が果たして本当に住民に、それこそ寄り添っているのかどうか、疑わしき内容であります。したがって、こういうものが出た以上は、反対か、賛成かと、こういうことになるわけですが、当事者同士がもっと胸襟を開き、ひざを突き合わせて、真剣に話し合いをする。例えば、その場所を宮田村が買い取るというような方法も一つの方法でありますし、そういったことで、さらに当事者同士が努力をすると、そういったことが私は大きな前提だろうと思っております。

以上のような理由をもって、反対討論といたします。

議長（丸山 豊） ほかに討論はございませんか。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 5番、百瀬です。

住民の方たちの気持ちもよくわかるわけなんですけれども、委員会で私、委員長の報告、先ほど大熊議員も言われましたけれど、私の言ったことは適切にちょっと言われてなかったもので。

宮田村さんとすれば、あそこら辺は工場地帯として、最終処分場もできるような区画になっているわけなんです。あそこの工場地帯は、もう中間処理場が上と下にあるわけなんです。そういう中で、不適切であるとかいうのを出して、業者側の立場になると、これ、業者さんは、南箕輪の業者で、そんなおかしなことをやっている業者じゃないわけなんです。公共の工事も請け負ったりして、きちんとやっている業者さんであるので、一方的なものを聞くんじゃなくて、業者さんの話もしっかりと聞いて、本当に危ないものなのかどうか判断しないとイケないという意見も言わせていただいたり、県のほうが全然タッチしていないという話だったんですが、県の環境部長さんがこの件について少し、2年前ですね、話が

起こった年の暮れに、12月に、県のほうでは、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例というのでできていて、その中では、関係住民の皆様にご丁寧にこの計画書を、計画の概要を話し進めなければいけないということになっているみたいなんですけど、まだ申請も出てきていないので、そこについては回答できないというような話みたいです。私も、この話が今とまっちゃってますので、様子を見ながら、きちんと対応していかなければいけないと思います。ただ、法律にのっとっていても、周りの住民の人たちが反対するんだったら、なかなかそれは進められない工事になっていくと思いますので、そこら辺はしっかりと見ながら、慎重に進めたほうがいいんじゃないかという意見を言わせていただきました。

議長（丸山 豊） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） これで討論は終わります。

陳情第10号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立多数です。

したがって、陳情第10号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

ここで、意見書案が提出されておりますので、会議日程といたします。

発議第3号「「全国森林環境税」の創設に関する意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（丸山 豊） 本案について趣旨説明を求めます。

2番、小坂泰夫議員。

2番（小坂 泰夫） 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の趣旨説明をごく簡単に、記書きの以下のみ、朗読にかえさせていただきます。

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」の早期導入を求めますということで、御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（丸山 豊） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

発議第3号の討論を行います。

討論はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

先ほども言いましたけれども、これ、もう二十何年も前からこういうことを言っているよ

うでありますけれども、来年の予算編成に向けて、新たに全国森林環境税ということで、住民均等割に上乘せして増税するという話だというふうに思います。

先ほども言いましたけれども、県は森林税を創設して、里山整備、しっかりできたところもありますけれども、その内容がまだ不十分なところもあり、使い方については、大北森林組合のような問題が起きたりとかいうことで、ひとしくそうやってかけてきた森林税が、一部はいい点もありましたけれども、実際に、それが本当にそういうことできちんと森林整備に使われるかどうかもなかなかわからないという状況もありますので、新たにそういうことの段階で新しく増税するということは私は反対です。

議長（丸山 豊） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） これで討論は終わります。

発議第3号を採決いたします。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立多数です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

発議第4号「核兵器禁止条約への批准を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（丸山 豊） 本案について趣旨説明を求めます。

1番、加藤泰久議員。

1番（加藤 泰久） それでは、核兵器禁止条約への批准を求める意見書の趣旨説明を行います。

核兵器の所持や使用を法的に禁止する核兵器禁止条約が、今年7月に国連会議において122カ国の賛成で採択されました。この中で、日本は、交渉会議に不参加でありました。しかしながら、日本は、長崎、広島と、被爆された被爆国であります。核兵器禁止条約をいち早く批准するように求め、核兵器条約を批准した中で、世界全体の平和のために、積極的に平和を求めていくイニシアチブを発揮しなければならないということで、この意見書を提出するものであります。

議長（丸山 豊） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 済みません、先ほども言っているんですが、核保有国はここに参加しなかった、核の傘で安全保障に依存している国も参加しなかった、その溝をどう埋めていけばいいかということのをちょっと質問したいと思いますが。

議長（丸山 豊） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） それは、日本が、アメリカの傘のもとに、ここ72年間、戦争もなく、平和に過ごしてきた。このことによって、日本は、アメリカの、核保有国の一員という意味合いを持って不参加されたところであります。しかしながら、今の世界情勢、ここで122カ国が賛成し、また北朝鮮等近隣の最近の核の問題について、日本もここで今までの考

え方を改めた中で、批准をし、核被爆国としての、また核保有国との間を取り持つような、こういう方向でやっていかなきゃいけない。そのためには、まずこの条約に批准して、次の段階で橋渡し役、そういうことをやっていくべきじゃないかと、こういうことでございます。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

発議第4号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） これで討論は終わります。

発議第4号を採決いたします。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立多数です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

発議第5号「放射性物質を含む廃棄物の最終処分場建設について住民に寄り添った指導・判断をするよう求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（丸山 豊） 本案について趣旨説明を求めます。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 発議第5号「放射性物質を含む廃棄物の最終処分場建設について住民に寄り添った指導・判断をするよう求める意見書」について、提案についての説明をいたします。

この意見書につきましては、陳情10号の委員会の審議の中から始まった意見書でございます。

今回の陳情の趣旨としては、放射性物質にあえて触れないという文言はございましたが、中身的には、以前にも意見書を出してあります、この最終処分場の建設についての問題が主であります。ただ、討論等の中にもありました、いまだ県知事に対しての申請等が出されていない段階の中での意見書を出していくということでございますので、そのことを明らかにしながら、討論の中にもありました、当の自治体がもっと積極的にこの問題に関与していくべきだろうという意見もありましたので、この点も加えながら意見書を出したいというふうに思います。

意見書の中身について読み上げて、意見書の説明にかえさせていただきます。

1. 最終処分場の建設については、地域住民の同意を得るよう、また、河川に近く地下水位が高い場所においては、下流域の住民からの同意を得るよう事業者に対して行政指導を行うこと。

2. 最終処分場の事業許可については、住民の疑問・不安が解消されるか否かを見極めること。

3. 近年頻発する観測史上初の異常気象や、数百年に一度の災害に備え、将来に不安を残

さないよう強力な行政指導を行うこと。

4. 農業を強い農業・成長産業とするため、また観光産業も発展させるため、風評被害などが起きないようにあらゆることを想定し、将来への不安を残さないよう県として最大限の責務を果たすこと。

5番目が加えた部分のところでございます。最終処分場が計画されている当該自治体に対しても住民の不安を解消させるべく、積極的に関与するよう、行政指導を行うこと。

6. 以上のことを配慮し、必要があれば関係条例等を不断に見直し、県の自然環境と水資源（河川、地下水など）を将来に亘って継続的に守ること。

この趣旨をもって意見書を提出したいと思えます。賛同をよろしくお願いいたします。

議長（丸山 豊）これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊）質疑なしと認めます。

発議第5号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊）討論なしと認めます。

発議第5号を採決いたします。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊）起立多数です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

これから議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村職員定数条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊）討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊）全員起立です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村営住宅管理条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊）討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊）全員起立です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村情報公開条例及び南箕輪村個人情報保護条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「南箕輪村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議案第7号から議案第12号までは、決算特別委員会に付託されていますので、ここで委員

長の報告を求めます。

唐澤決算特別委員長。

決算特別委員長（唐澤 由江） 決算特別委員長報告をいたします。

決算特別委員会に付託されました議案第7号から議案第12号までの6議案につきまして、審査の結果を報告いたします。

議案第7号「平成28年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第8号「平成28年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第9号「平成28年度南箕輪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第10号「平成28年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第11号「平成28年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第12号「平成28年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において各議員から出されました指摘事項等を十分留意の上、より一層の効率的な事業展開を図り、健全な行財政運営に当たるよう、また、次年度の予算編成に生かしていただくよう要望いたします。

以上で、決算特別委員長報告を終わります。

議長（丸山 豊） これから、議案第7号「平成28年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第7号は、認定することに決定いたしました。

議案第8号「平成28年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第8号は、認定することに決定いたしました。

議案第9号「平成28年度南箕輪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第9号は、認定することに決定いたしました。

議案第10号「平成28年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第10号は、認定することに決定いたしました。

議案第11号「平成28年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第11号は、認定することに決定いたしました。

議案第12号「平成28年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第12号は、認定することに決定いたしました。

議案第13号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第4号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議案第15号「平成29年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決いたします。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議案第16号「平成29年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決いたします。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号「平成29年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第17号を採決いたします。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議案第19号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第19号を採決いたします。

議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

議案第20号「工事請負契約の締結について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第20号を採決いたします。

議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

ここで、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月定例会、12日間の会期、お疲れさまでございました。また、全議案可決認定をいただき、ありがとうございました。議案審議や一般質問でいただきました御意見、御提言は、可能なものは今後の行政執行に生かしてまいります。

本日6時57分ごろ、北朝鮮がミサイルを発射し、Jアラートが鳴り響きました。前回に続

いての発射ということで、決して許すことのできない行為であります。国際社会のさらなる結束を願うものであります。

さて、今議会では、平成28年度の決算の認定をいただきました。

税収はほぼ前年並みとなりました。法人村民税の税制改正等による減額が大きい中、人口増による個人住民税、固定資産税の増によりカバーすることができました。また、普通交付税も、全国的にはマイナス算定の中、増額となり、改めまして人口増のありがたさを実感したところでもあります。人口につきましては、平成29年度に入りましても、昨年ほどの増加はありませんが、現在まで増加をしており、ありがたいことでもあります。また、過去最大の予算規模でスタートし、財政面を心配しましたが、健全財政を維持しながら、平成28年度の決算ができましたことは、こうした状況のおかげであり、村の活力の源でもあります。さらに、補正予算におきましても、平成29年度当初予算の基金の繰り入れを戻すことができ、将来に備えることができました。本当によかったというふうに思っております。

さて、9月11日から9月13日まで、九州経済同友会の地方創生懇談会に招かれ、参加してまいりました。村の概況、人口増を含めた取り組み状況等、意見発表をさせていただき、その後のパネルディスカッションの中でも意見交換をさせていただきました。あわせまして、村のPRができたのではと思っております。全国の市町村の中から南箕輪村が選ばれたことは、光栄なことでありました。内容を聞いてみますと、これは、事務局が人口増の市町村を拾い上げまして、理事会の中で決定をしたということであり、断られないことを願っていたというような、そんなお話もありましたので、本当に光栄なことであったなというふうに思っております。これも、議員各位や村民の皆様方の村政への御協力のおかげであり、お礼を申し上げます。

さて、平成29年度も後半に入ってまいります。今年度は地方創生と多くの事業を実施しており、大変な面もありますが、全職員一丸となり取り組み、予定どおり進捗するよう、万全を期してまいります。また、来年度の予算編成に向けて動き出す時期となっております。来年度も、人口増加対応、地方創生関連が主となってまいります。人口増加に一定のめどをつける努力をしながら、そうはいつても、住民福祉の推進にも努めていかなければならないと思っております。そんなことで、この期間中につきましては、事業的にはあれもこれもというわけにはまいりません。事業を選択しながら実施していかなければならないと思っておりますので、そんな点は御理解をお願いいたします。

これから、保育園、小学校の運動会、敬老行事、イルミネーションフェスティバル等々、行事も多くなってまいります。活動的な元気な村の姿を発信できればと思っております。

また、これから、稲刈りも始まり、実りの秋を迎えておりますが、台風18号が発生しており、大型ということで心配しております。台風の影響がないことを願っておりますし、また収穫の秋が終わることを願っております。

慎重な御審議をいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（丸山 豊） これをもちまして、平成29年第3回南箕輪村議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（丸山 豊） お疲れさまでした。

閉会 午後 4時04分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員